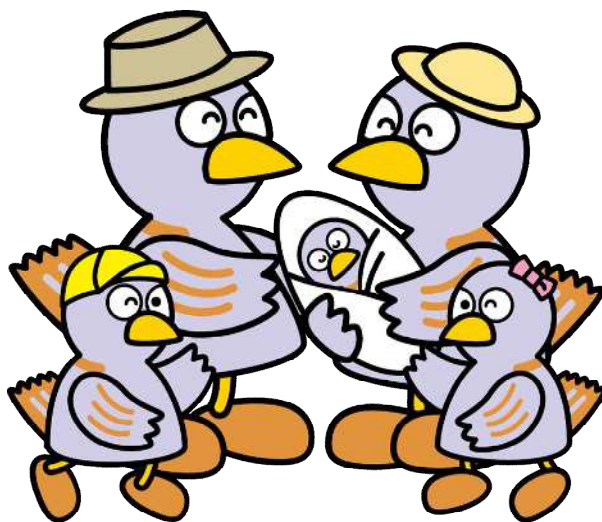


県民コメント(閲覧用・配布用資料)

【意見募集期間】

令和3年12月27日～令和4年1月25日

「埼玉県子育て応援行動計画」
(令和2～6年度)
改定素案



埼玉県のマスコット コバトン



彩の国 埼玉県

目 次

第1章 総論	1
I はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理と公表	2
II 埼玉県の子育てをめぐる現状	3
1 少子化の状況	3
2 子育てや就労をめぐる状況	9
3 ひとり親世帯の状況	16
4 子供や若者の状況	18
5 子供の貧困の状況	22
6 児童虐待・社会的養育をめぐる状況	24
III 基本理念	28
IV 施策の方向性	29
第2章 施策の展開	30
施策体系	30
1 結婚・出産の希望実現	32
(1) 結婚を望む人への支援	32
(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	32
(3) ライフデザイン構築の支援	32
(4) 若年者の経済的自立の支援	33

2	親と子の健康・医療の充実	3 5
(1)	妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	3 5
(2)	周産期医療の充実	3 6
(3)	小児医療の充実	3 6
(4)	医療に係る経済的支援	3 7
3	「子育て」と「子育て」の支援	3 8
(1)	家庭の子育て力の充実	3 8
(2)	「孤育て」にしない地域の子育て力の充実	3 8
(3)	質の高い幼児教育・保育の充実	4 1
(4)	学校教育の充実	4 2
(5)	子育てに係る経済的負担の軽減	4 5
4	ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	4 7
(1)	企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	4 7
(2)	男性の家事・育児の促進	4 7
5	「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援	4 8
(1)	「子供の貧困」対策の推進	4 8
(2)	ひとり親家庭への支援	4 9
(3)	障害児への支援	5 0
(4)	一人ひとりの状況に応じた支援	5 1
6	児童虐待防止・社会的養育の充実	5 3
(1)	子供を虐待から守る地域づくり	5 3
(2)	社会的養育の充実	5 7
7	子育てしやすいまちづくりの推進	6 1

(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進	6 1
(2) 子育てしやすい住環境の整備	6 2
別表1：子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制」等	6 4
別表2：「指標 里親等委託率」の推計.....	9 0

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

子供は適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在であると同時に、次世代の担い手であり、社会全体で子育てを応援しなければなりません。

埼玉県においては、平成27（2015）年3月に策定した「埼玉県子育て応援行動計画」（計画期間：平成27年度～令和元年度）に基づき、少子化対策及び子育て支援策を積極的に行ってきました。

しかし、全国的にも、本県においても依然として少子化傾向は続いており、本県の合計特殊出生率は平成30（2018）年で1.34と全国平均1.42を下回り、全国41位となっています。

少子化には、未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因や背景があり、出産や子育てを取り巻く環境にも難しい課題が残されています。安心して子供を産み育てられる環境をつくり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚から妊娠・出産、そして子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが重要です。

こうしたことから、今後の少子化対策や子育て支援策の内容、目標等を明確にするために、第4期目となる「埼玉県子育て応援行動計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定しました。この計画に基づき、引き続き、国、市町村、企業、地域社会などと連携し、子供を産み育てることに希望の持てる社会づくりを進めます。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。



2 計画の位置付け

この計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 厚生労働省通知*1に基づく「都道府県母子保健計画」
- ・ 厚生労働省通知*2に基づく「都道府県社会的養育推進計画」

3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理と公表

本計画を着実に推進していくため、各指標の達成状況を埼玉県児童福祉審議会において毎年度1回以上報告し、確認を行うとともに、ホームページで広く県民や関係者に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

-
- * 1 母子の健康水準向上のための国民運動計画「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、母子保健計画策定指針を示したもの。母子保健計画の主体は市町村及び都道府県としている。
 - * 2 平成28年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したもの。「家庭養育優先原則」を徹底し、子供の最善の利益を実現していくこと等が求められている。

Ⅱ 埼玉県の子育てをめぐる現状

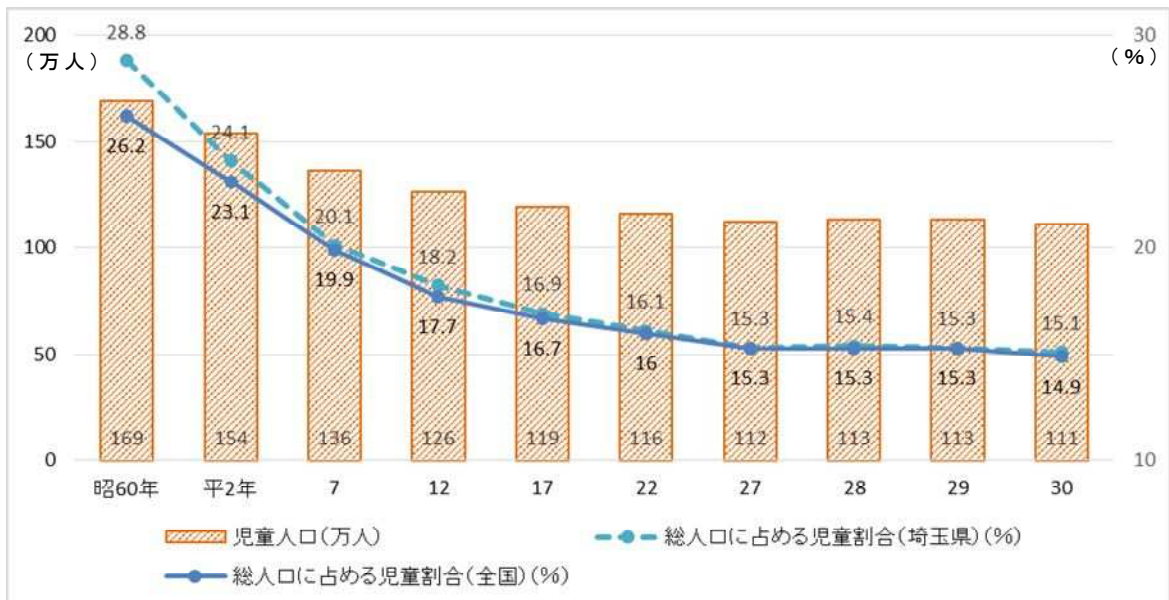
1 少子化の状況

(1) 児童人口の減少

本県における18歳未満の児童人口は、昭和60（1985）年には約168万9千人でしたが、その後、徐々に減少し、平成30（2018）年には約111万3千人となっています。

また、総人口に占める児童人口の割合は、昭和60（1985）年には28.8%でしたが、平成30（2018）年には15.1%となっており、約7人に1人が18歳未満の児童となっています。

児童人口と総人口に占める児童割合の推移（埼玉県、全国）

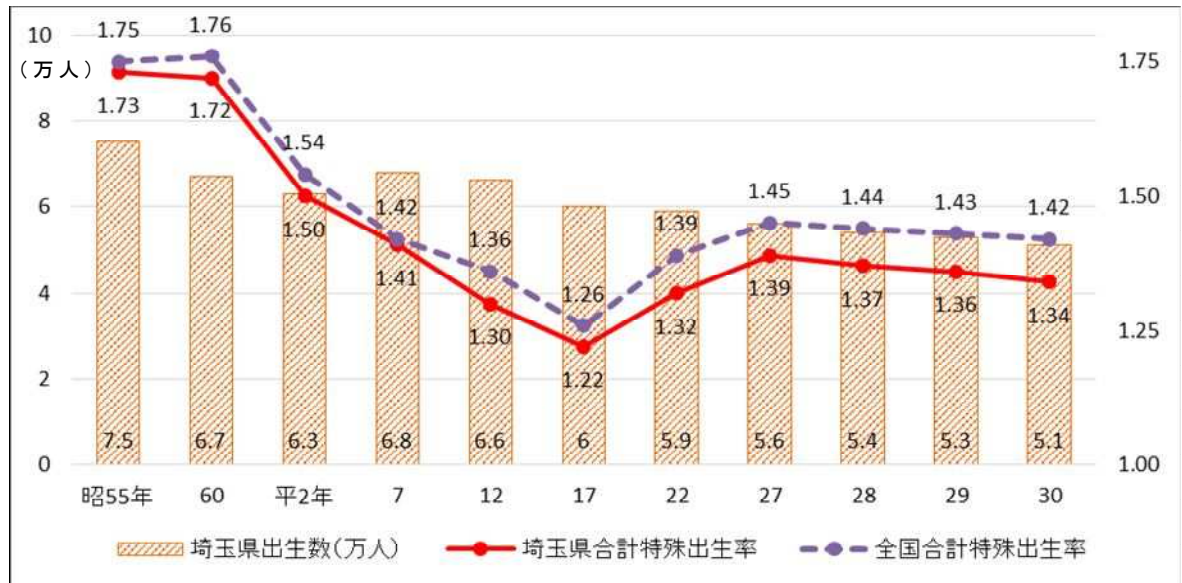


（資料：昭和60年～平成27年 総務省「国勢調査」、平成28～30年 厚生労働省「人口動態統計」、平成28～30年「埼玉県町（丁）字別人口調査」）

(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県における出生数は昭和48（1973）年以降、平成2（1990）年頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成12（2000）年から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、昭和60（1985）年から平成17（2005）年にかけて、1.72から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は微減が続いています。平成30（2018）年は1.34で、これは全国の1.42を下回り、全国第41位となっています。

出生数及び合計特殊出生率の推移（埼玉県、全国）

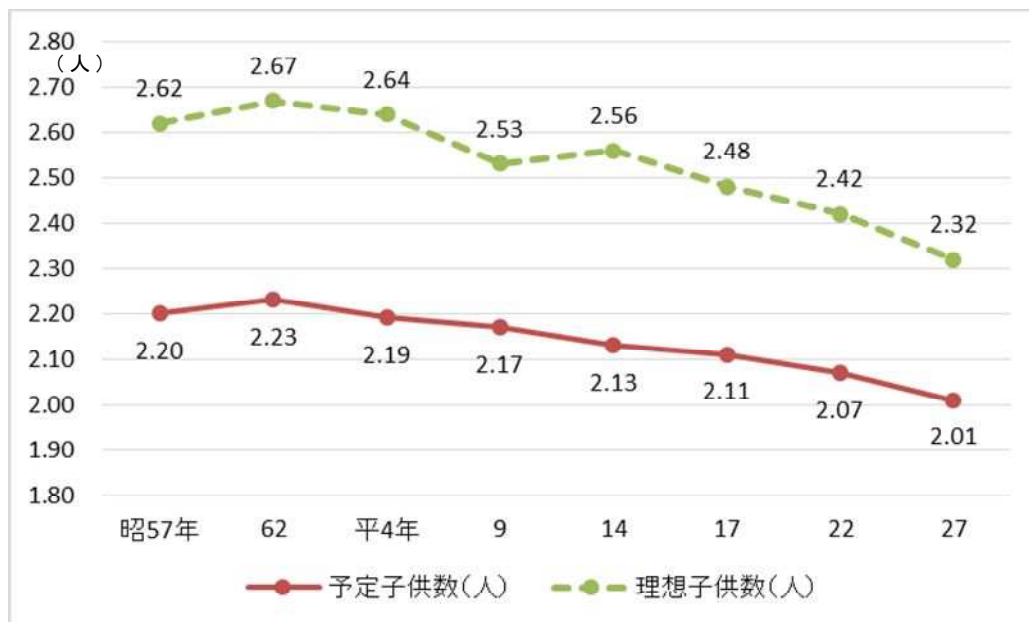


（資料：昭和55～平成27年 総務省「国勢調査」、平成28～30年 厚生労働省「人口動態統計」）

(3) 予定子供数と理想子供数

平成27（2015）年における夫婦にとっての理想的な子供の数（理想子供数）が平均で2.32人であるのに対して、実際に持つつもりの子供の数（予定子供数）は2.01人となっています。

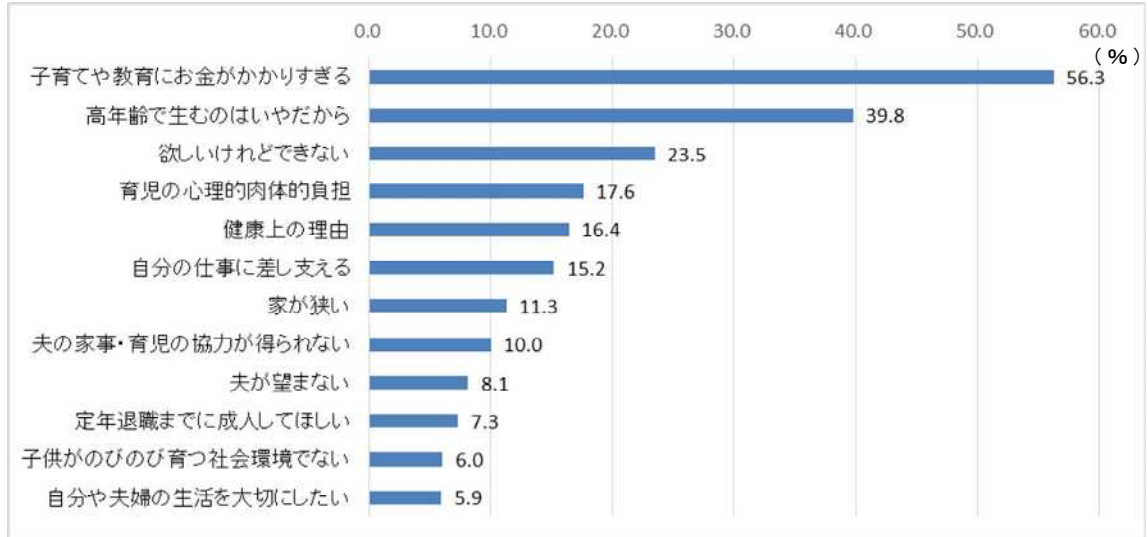
予定子供数・理想子供数（全国）



（資料：平成4～27年 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」、昭和57～62年「出産力調査」）

予定子供数が理想子供数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

予定子供数が理想子供数を下回る理由（全国）



（資料：平成27年 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」）

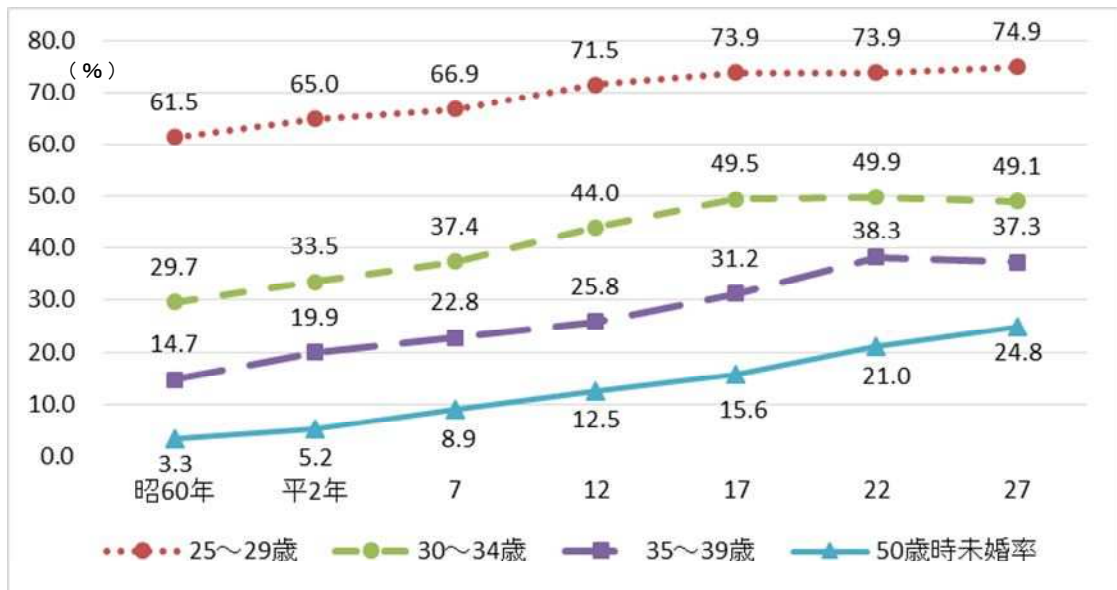
(4) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに昭和60（1985）年以降、大幅に上昇しています。特に、35歳～39歳の男性の未婚率は、昭和60（1985）年の14.7%から平成27（2015）年には37.3%に大幅に上昇しています。また、25歳～29歳の女性の未婚率も昭和60（1985）年の29.7%から平成27（2015）年には63.2%に大幅に上昇しています。

男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は30歳以上の各年代において全国平均より未婚率が低くなっています。

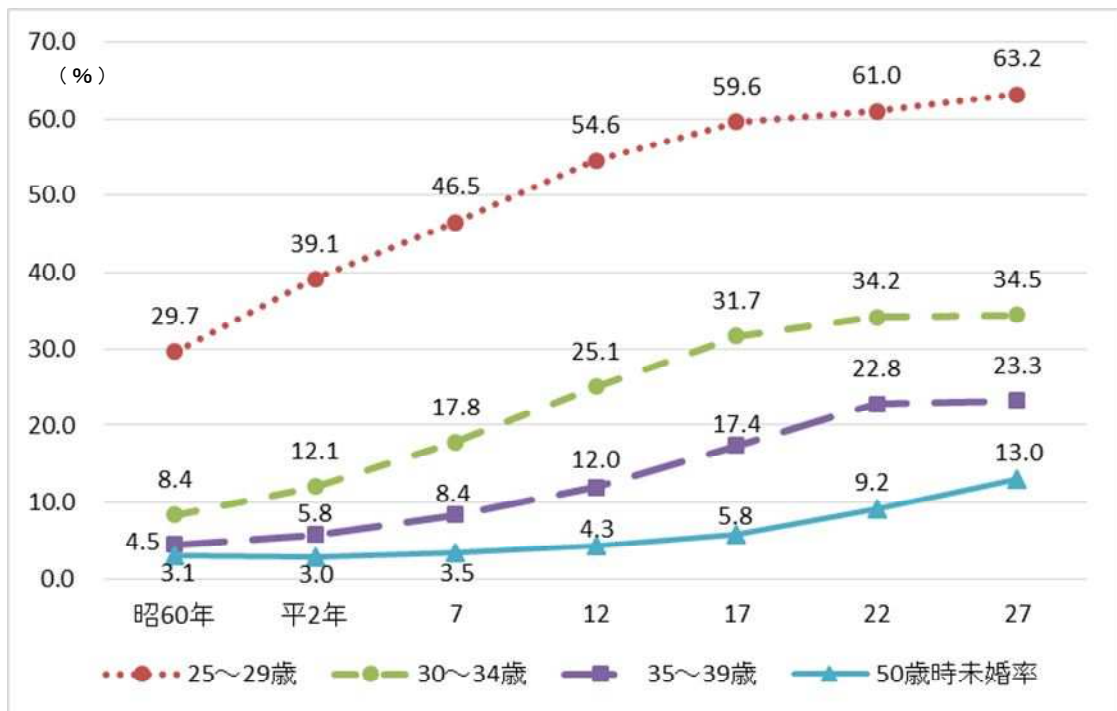
未婚率の推移（埼玉県）

① 男性



（資料：総務省「国勢調査」）

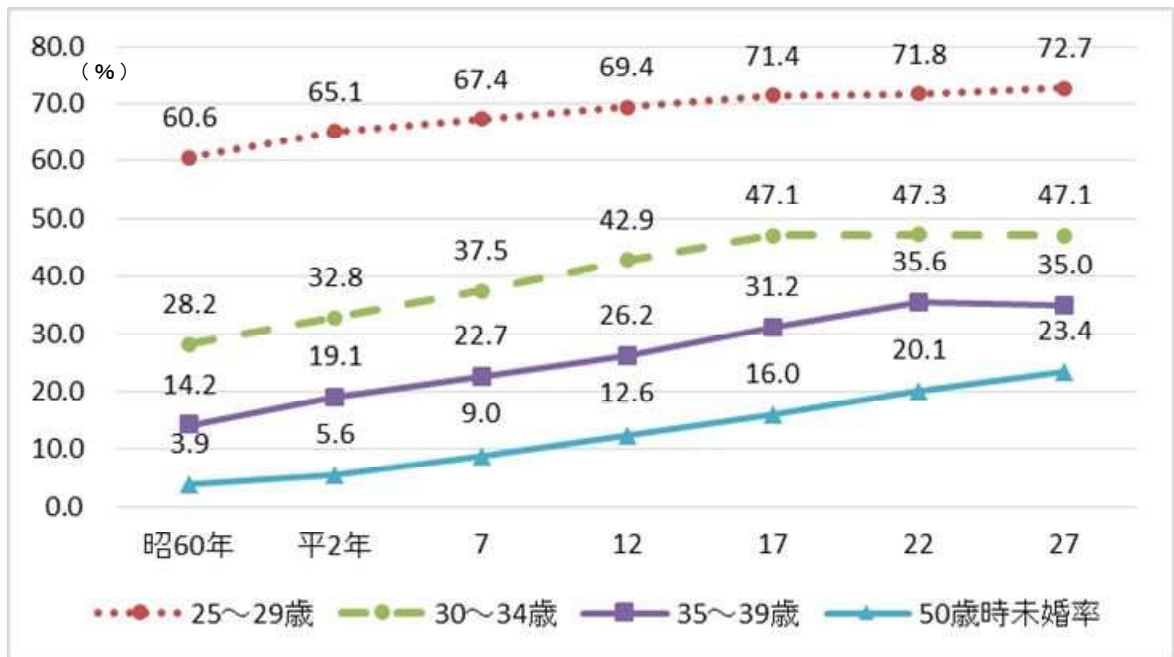
② 女性



（資料：総務省「国勢調査」）

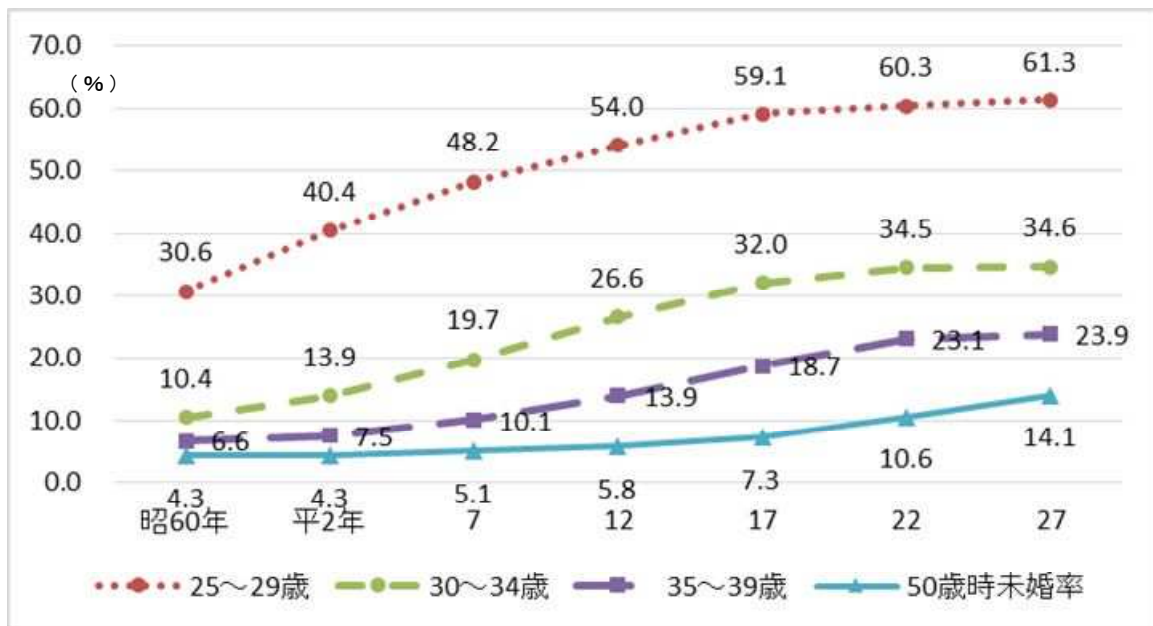
未婚率の推移（全国）

①男性



（資料：総務省「国勢調査」）

②女性



（資料：総務省「国勢調査」）

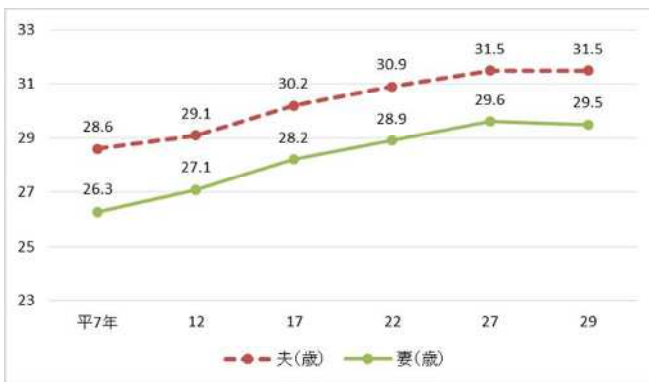
(5) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成7（1995）年の28.6歳から平成29（2017）年には31.5歳に、妻の初婚年齢は平成7（1995）年の26.3歳から平成29（2017）年には29.5歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

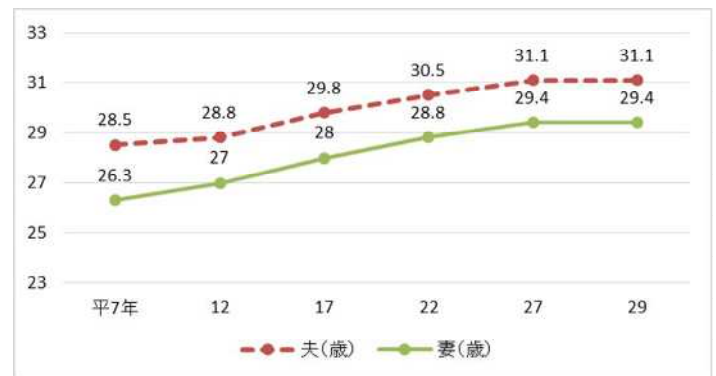
本県における第1子出産年齢は、平成7（1995）年の27.6歳から平成29（2017）年には30.8歳に上昇し、全国平均と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

平均初婚年齢の推移

（埼玉県）

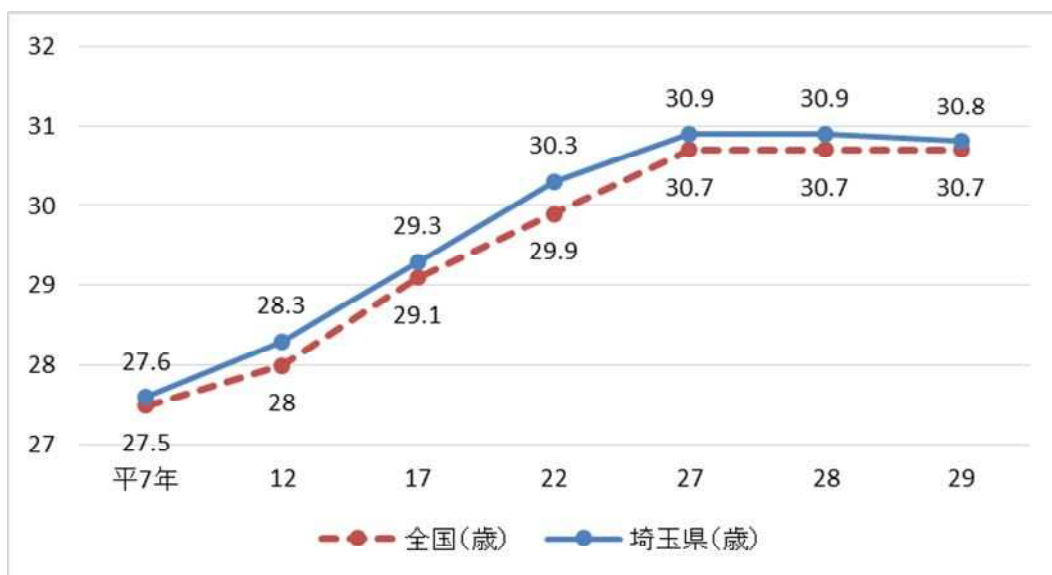


（全国）



（資料：厚生労働省「人口動態統計調査」）

第1子出産年齢の推移（埼玉県、全国）

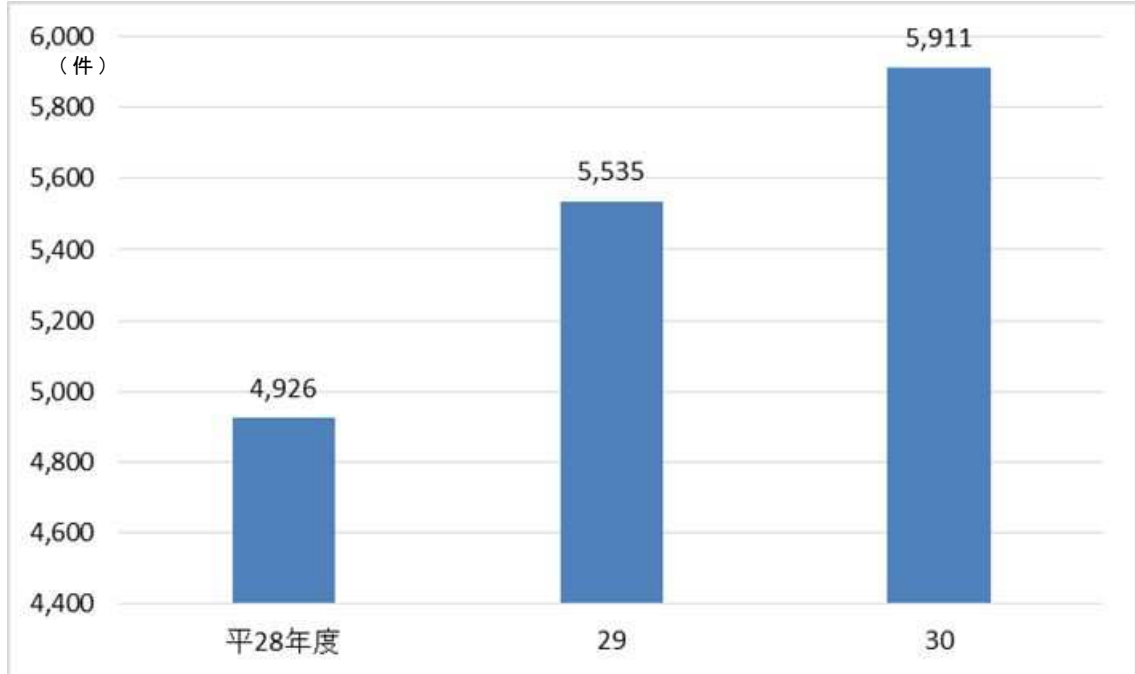


（資料：厚生労働省「人口動態統計調査」）

(6) 不妊治療費助成事業の状況

本県が実施した体外受精及び顕微授精の治療費助成件数は、平成28年度の4,926件から平成30年度は5,911件となっています。

助成件数（埼玉県）※さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く



（県健康長寿課調べ）

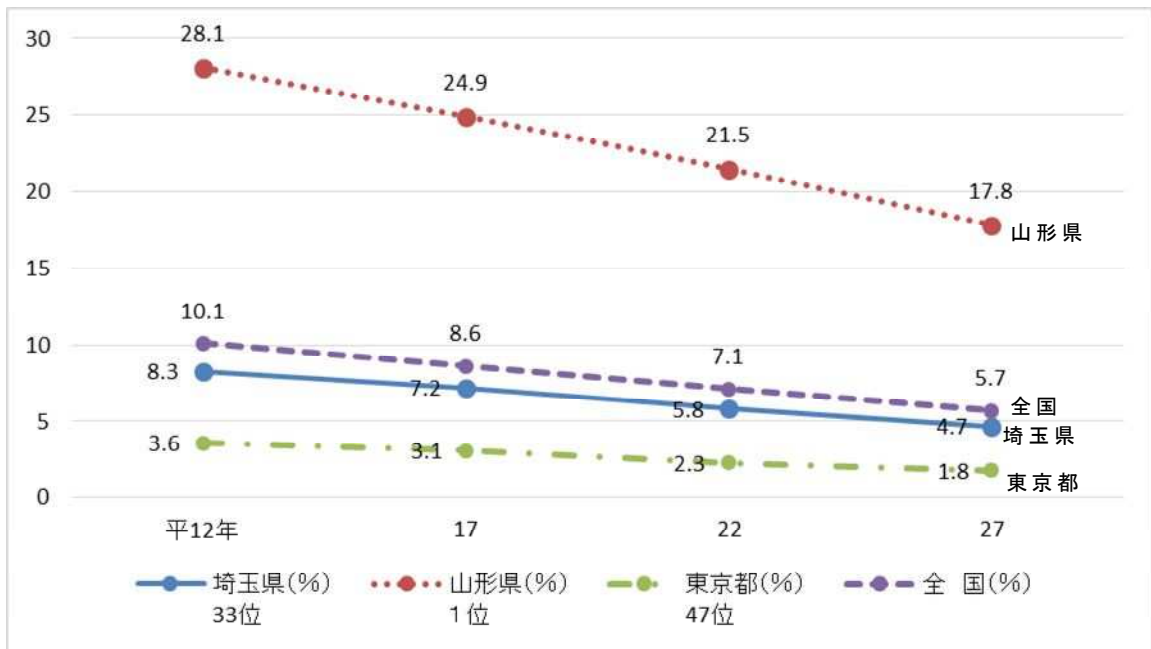
2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的にも減少していますが、本県においても平成12（2000）年の8.3%から平成27（2015）年には4.7%に減少し、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。埼玉県は全国平均を少し下回る水準であり、全国1位の山形県とは大きな差があることが分かります。

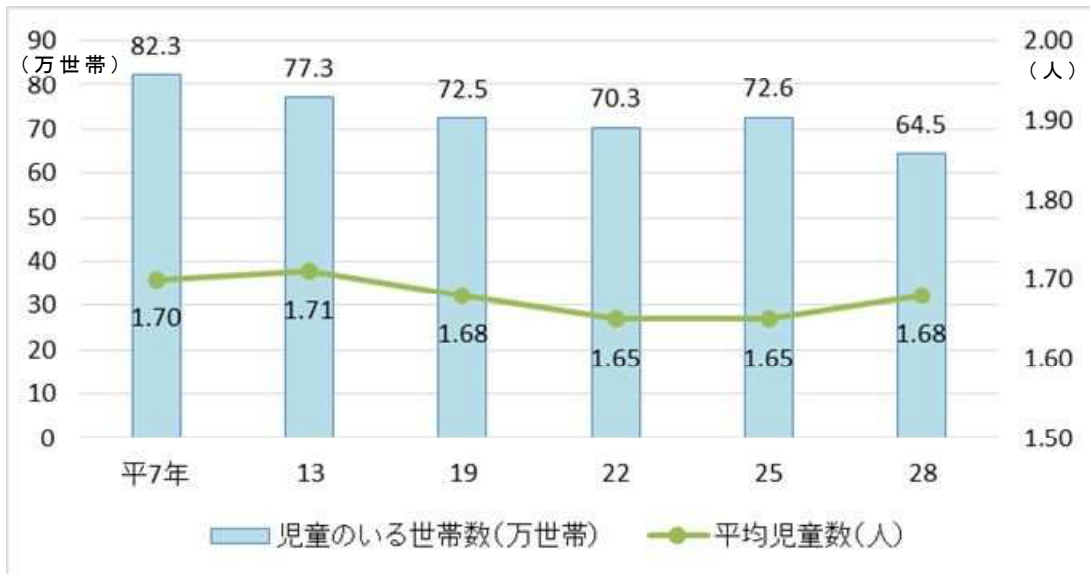
また、18歳未満の児童のいる世帯は、平成7（1995）年の約82万3千世帯から平成28（2016）年には約64万5千世帯に減少し、子供のいる世帯における平均子供数も1.70人から1.68人に減少しています。

一般世帯に占める三世帯世帯の割合の推移（埼玉県、全国、東京都、山形県）



（資料：平成27年 総務省「国勢調査」）

児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数（埼玉県）

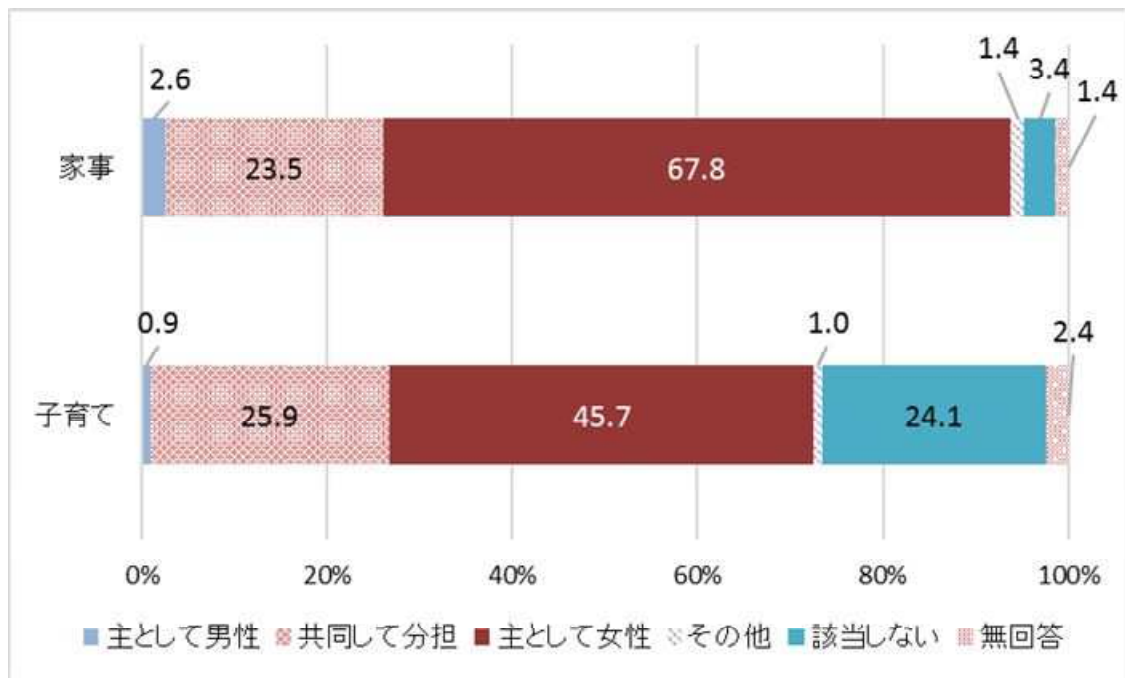


（資料：平成28年 厚生労働省「国民生活基礎調査」）

(2) 家庭生活での役割分担

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、依然として女性の負担が大きくなっています。

家庭生活での役割分担（埼玉県）

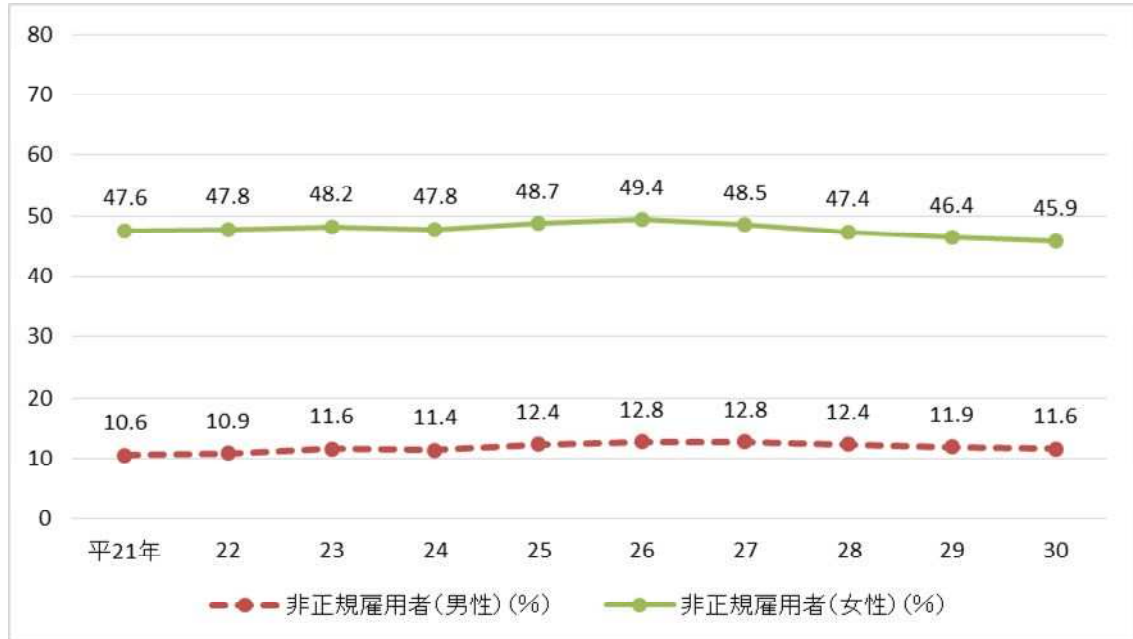


（資料：埼玉県「平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査」）

(3) 非正規雇用者の増加

平成21（2009）年から平成30（2018）年までの25歳から44歳までの非正規雇用者の割合を見ると、男女ともに、若干の増減はあるもののほぼ横ばいとなっており、依然として雇用が不安定な状況が続いています。

25歳から44歳までの非正規雇用者の推移（全国）

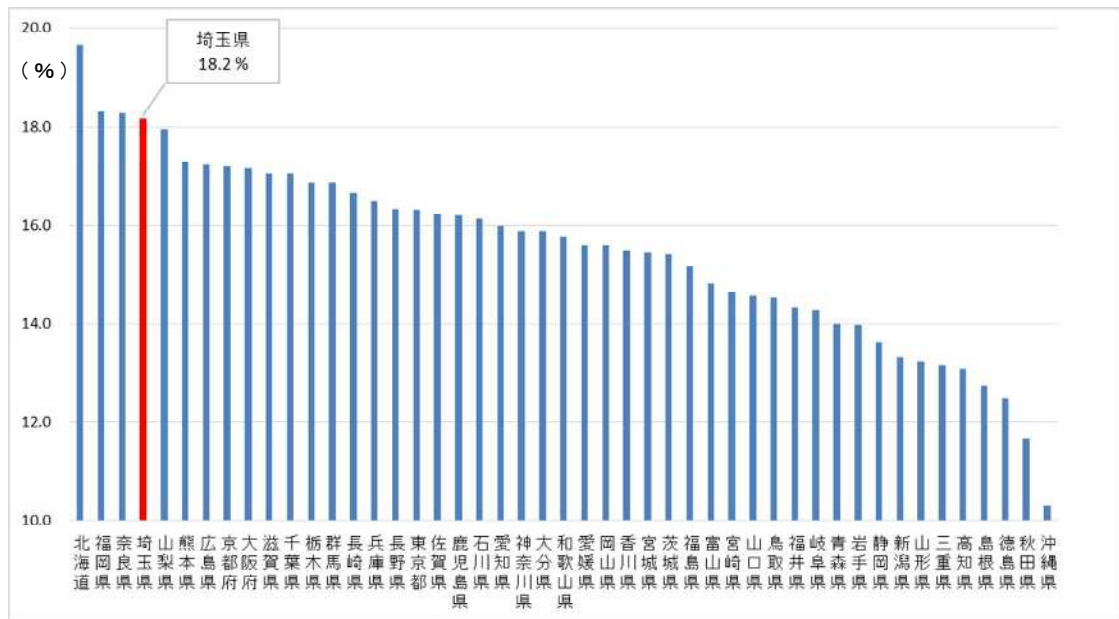


（資料：平成30年 総務省「労働力調査」）

(4) 就業時間の状況

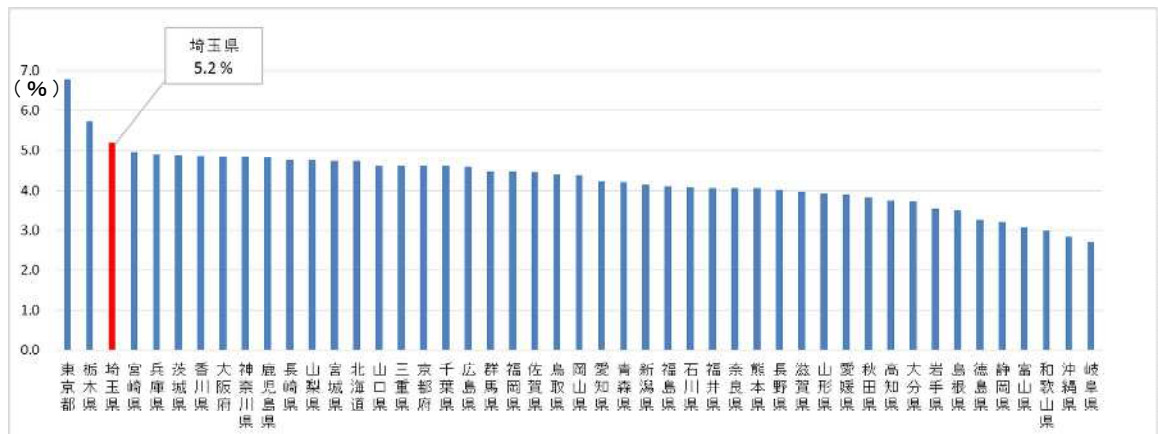
本県の25歳から44歳の就業者（年間就業日数200日以上）のうち、週60時間以上働いている者の割合は、男女ともに他県と比べて高い水準であり、子育て期にある世代が仕事に時間を割いており、特に男性が子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

25～44歳の男性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合（全国）



（資料：平成29年 総務省「就業構造基本調査」）

25～44歳の女性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合（全国）

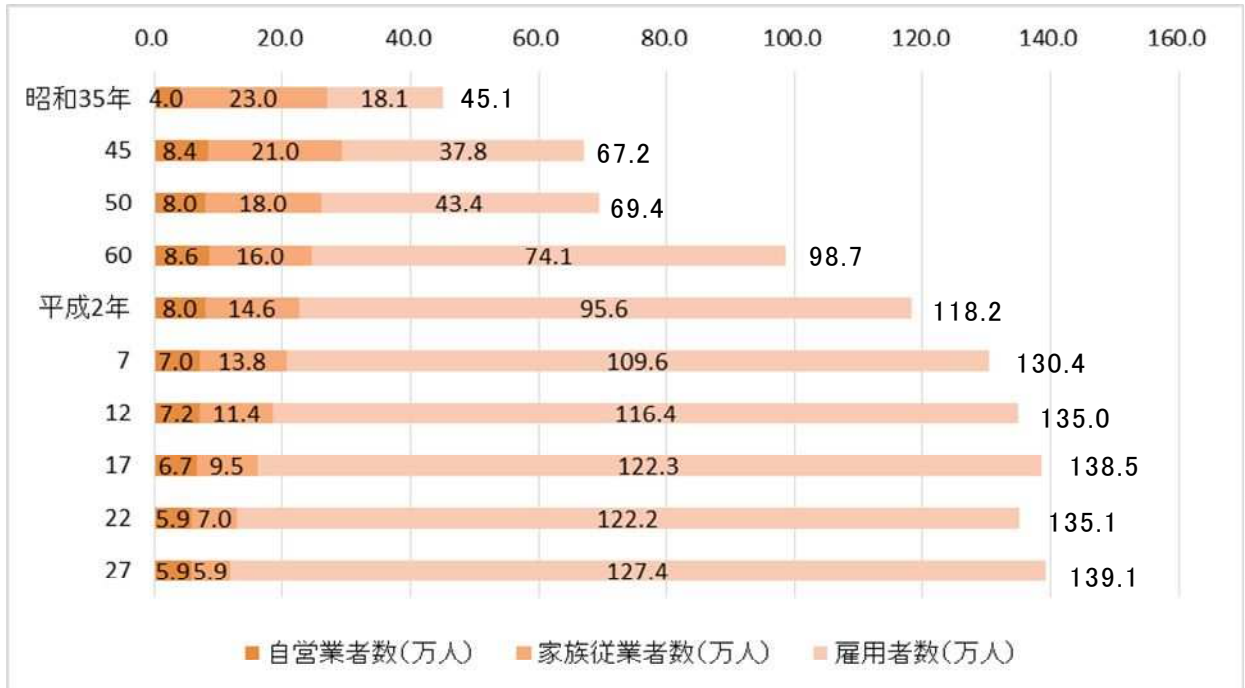


（資料：平成29年 総務省「就業構造基本調査」）

(5) 働く女性の増加

本県の女性就業者は平成27（2015）年には約139万1千人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。平成27（2015）年の女性雇用労働者は、女性就業者の91.6%の約127万4千人となっています。

女性就業者数の推移（埼玉県）



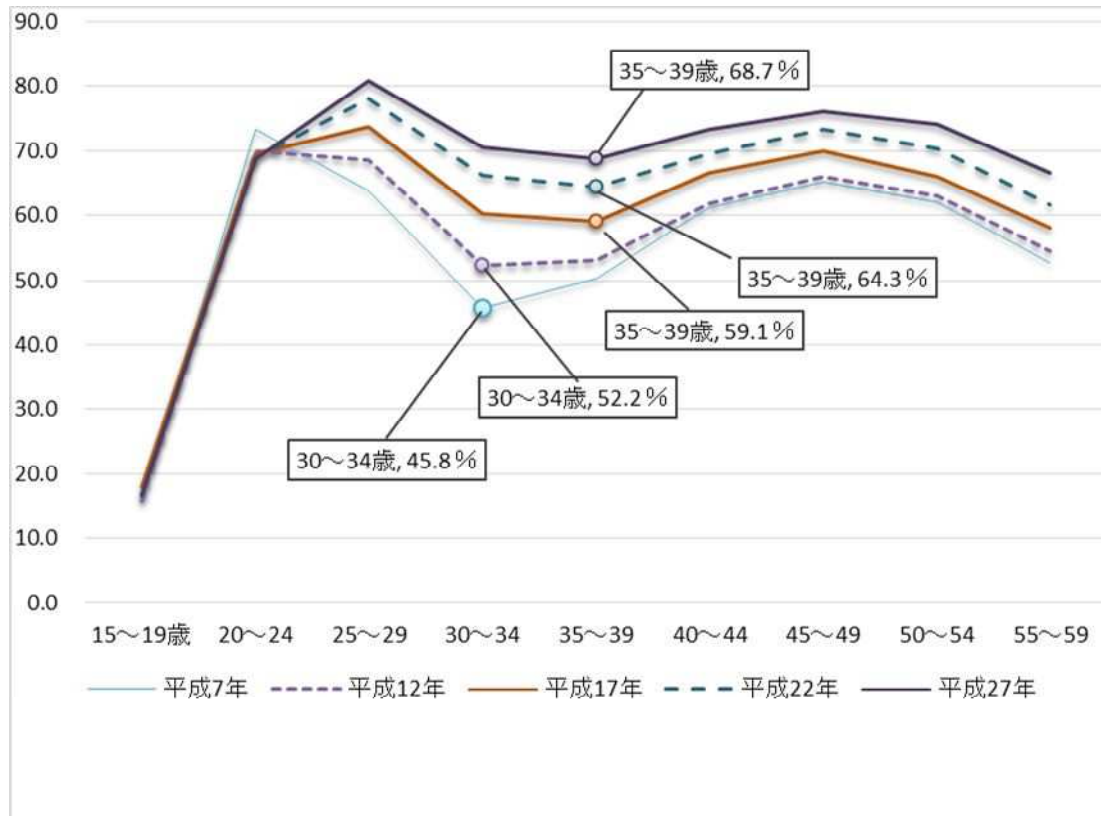
（資料：平成27年総務省「国勢調査」）

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ*」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

M字型の底は平成7（1995）年が45.8%、平成12（2000）年が52.2%、平成17（2005）年が59.1%、平成22（2010）年が64.3%、平成27（2015）年が68.7%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

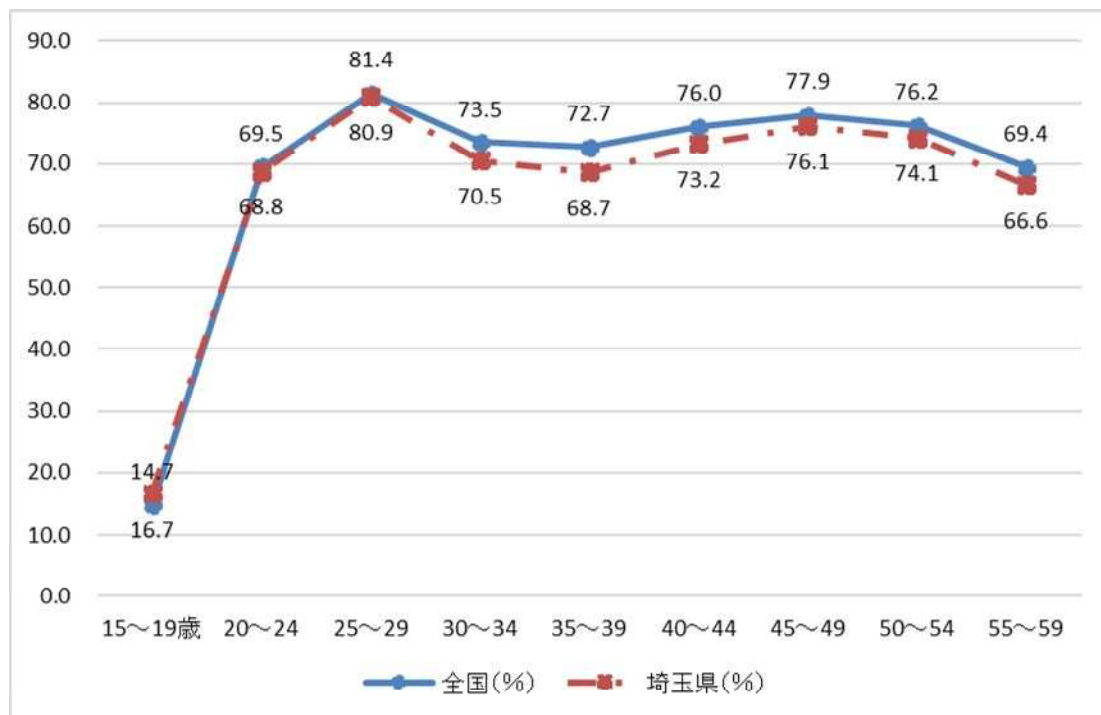
* M字カーブが深いほど結婚や出産を機に仕事を離れて子育てに専念し、子育てが一段落してから再び職に就く女性が多いことを示す。

女性の労働力率の推移（埼玉県）



（資料：総務省「国勢調査」）

女性の労働力率（埼玉県、全国）



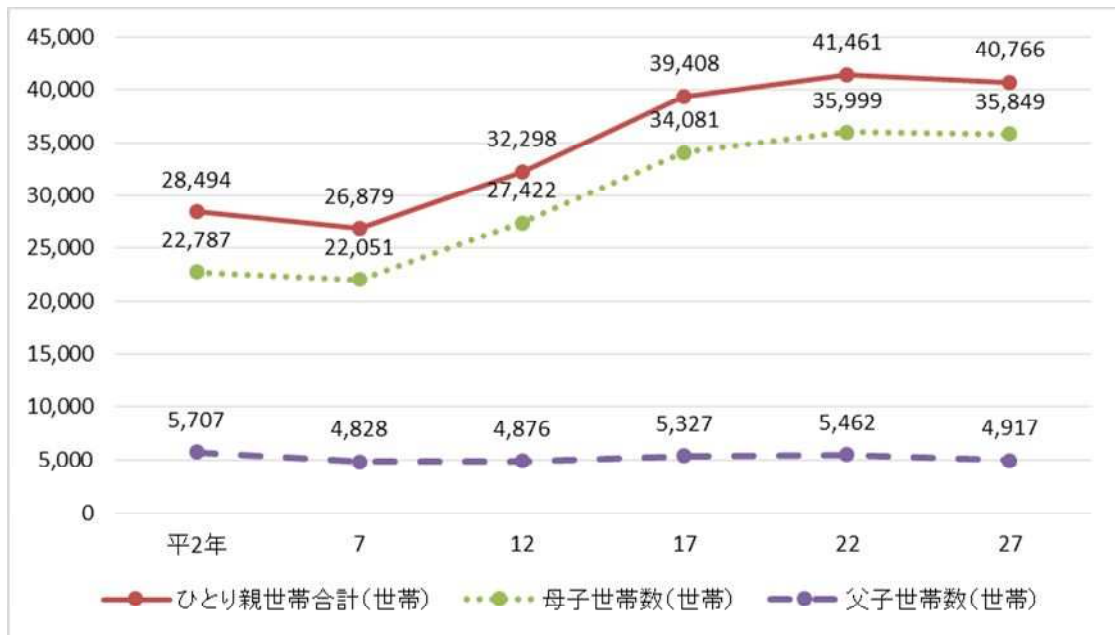
（資料：平成27年 総務省「国勢調査」）

3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県におけるひとり親世帯数は、平成27（2015）年には、40,766世帯と平成7（1995）年の26,879世帯と比較すると、約1.5倍増加しています。ひとり親世帯のうち約9割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約8割を占めています。

ひとり親世帯数の推移（埼玉県）



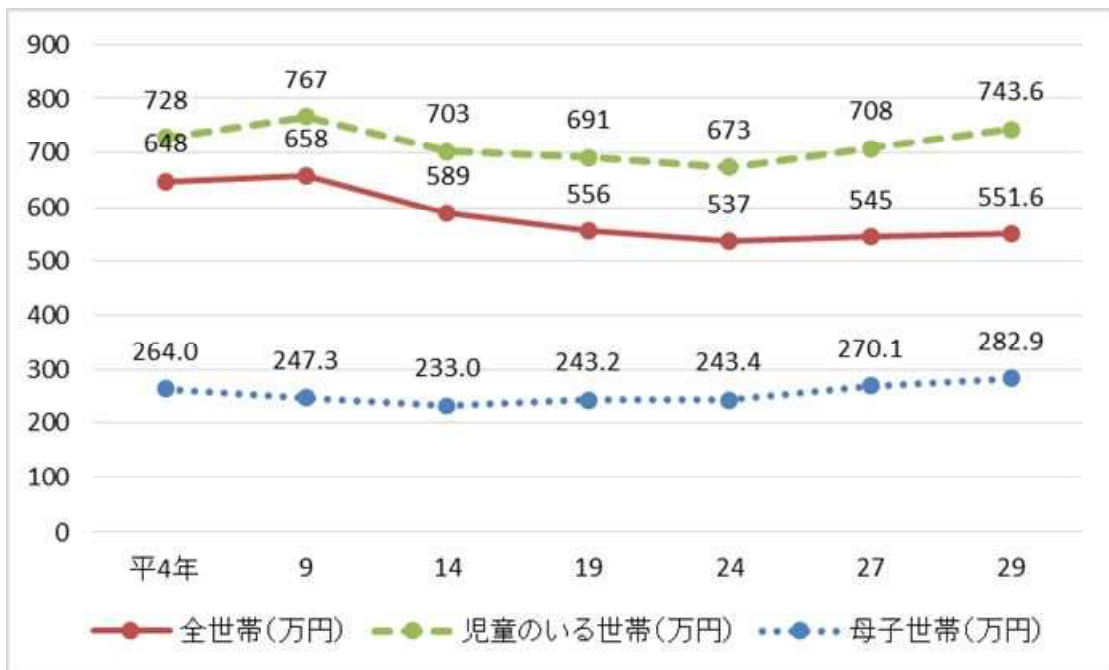
（資料：平成27年 総務省「国勢調査」）

(2) ひとり親世帯の平均年間収入と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成4（1992）年から平成29（2017）年までは、ほぼ横ばいとなっており、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

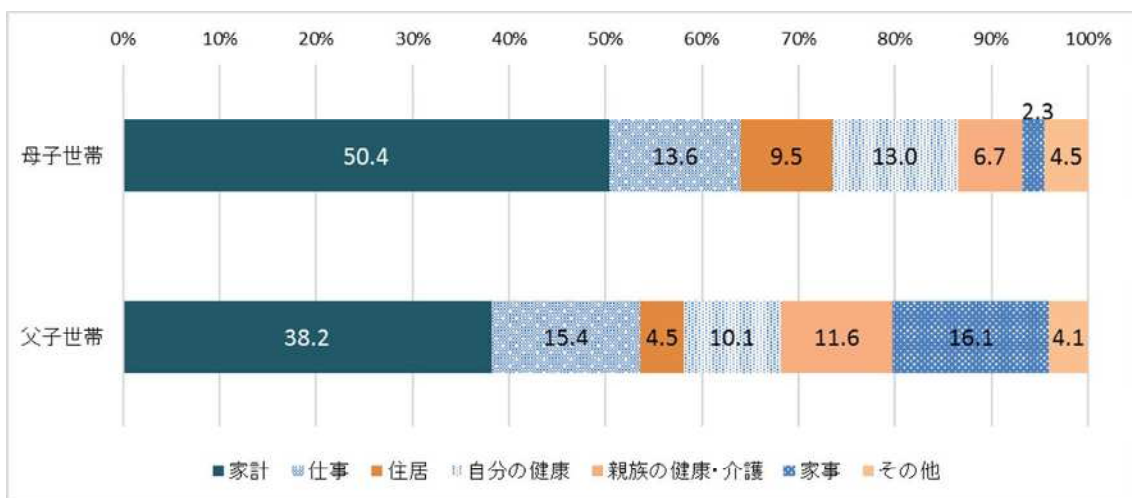
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計について」が全体の多くを占めており、特に母子世帯では約半数となっています。

世帯当たりの平均年間所得（全国）



（資料：平成30年 厚生労働省「国民生活基礎調査」）

ひとり親世帯の悩み（全国）



（資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」）

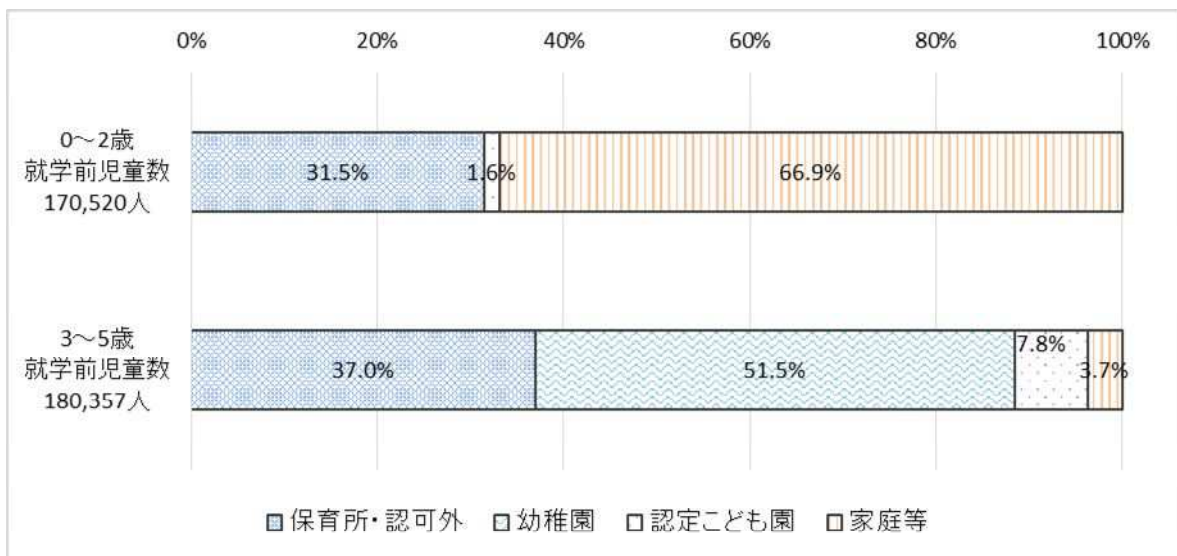
4 子供や若者の状況

(1) 就学前の子供たち

本県の子供の昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳までの子供の31.5%が保育所や認可外保育施設に、1.6%が認定こども園に通っており、66.9%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳まででは、37.0%が保育所や認可外保育施設に、51.5%が幼稚園に、7.8%が認定こども園に通っており、家庭等で育てられている子供は3.7%となります。

就学前の保育状況（埼玉県）

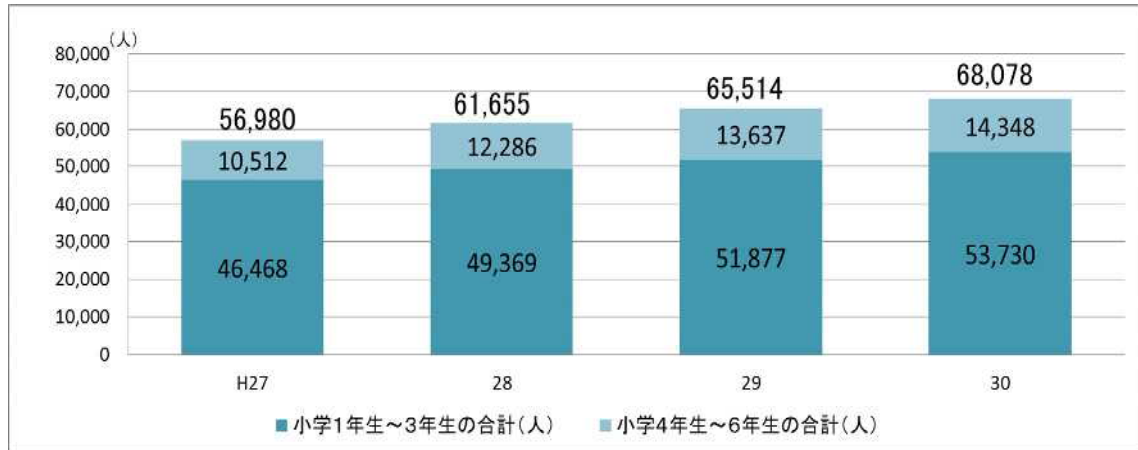


（資料：令和元年度県少子政策課調べ）

(2) 学齢期の子供たち

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の上昇等もあり年々利用者が増加しています。

放課後児童クラブの登録児童数の推移（埼玉県）



（平成30年 厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」）

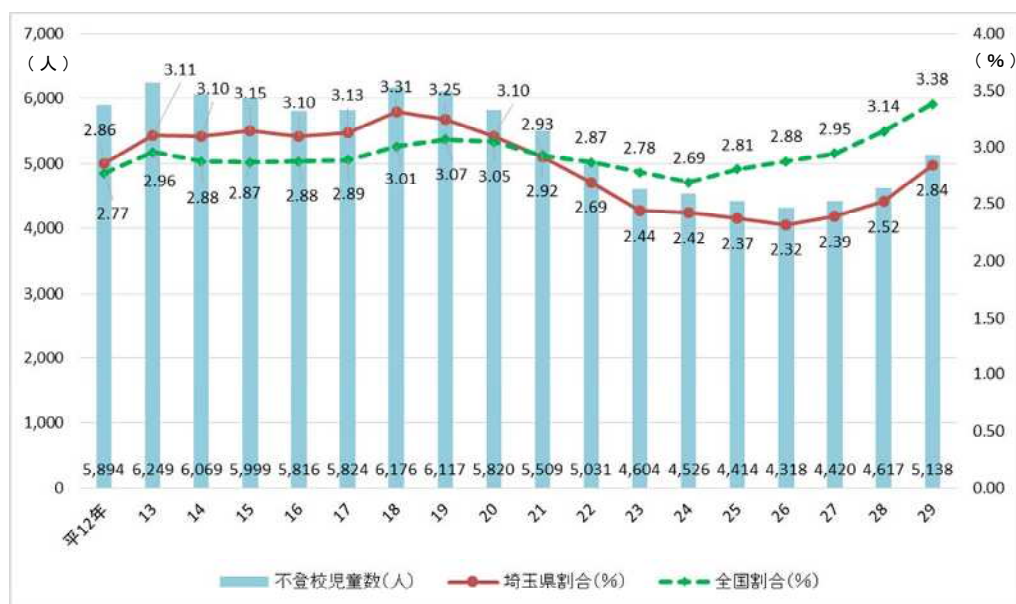
本県の小・中学校における不登校児童の割合は、平成18（2006）年度以降減少が続いていたものの、小学校では平成24（2012）年度、中学校では平成26（2014）年度を底に上昇に転じました。不登校の要因や背景は多様化かつ複雑化しており、その解決のためには、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。引き続き教育相談等をより一層推進していく必要があります。

埼玉県公立小学校の不登校児童生徒数と不登校の割合の推移（埼玉県、全国）



（資料：県教育局調べ）

埼玉県公立中学校の不登校児童生徒数と不登校の割合の推移（埼玉県、全国）

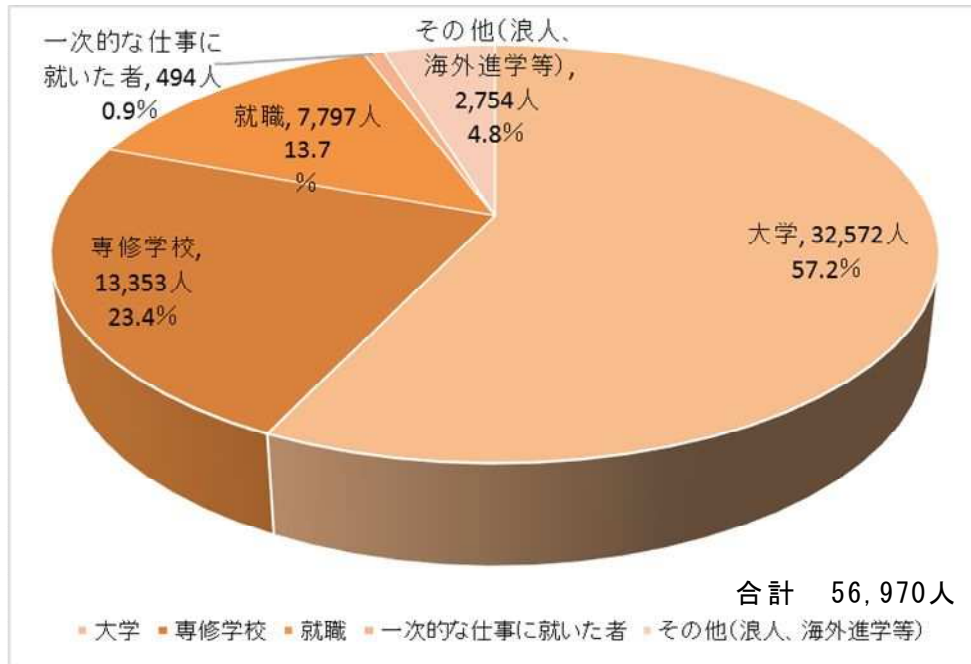


（資料：県教育局調べ）

(3) 就職しない・できない若者たち

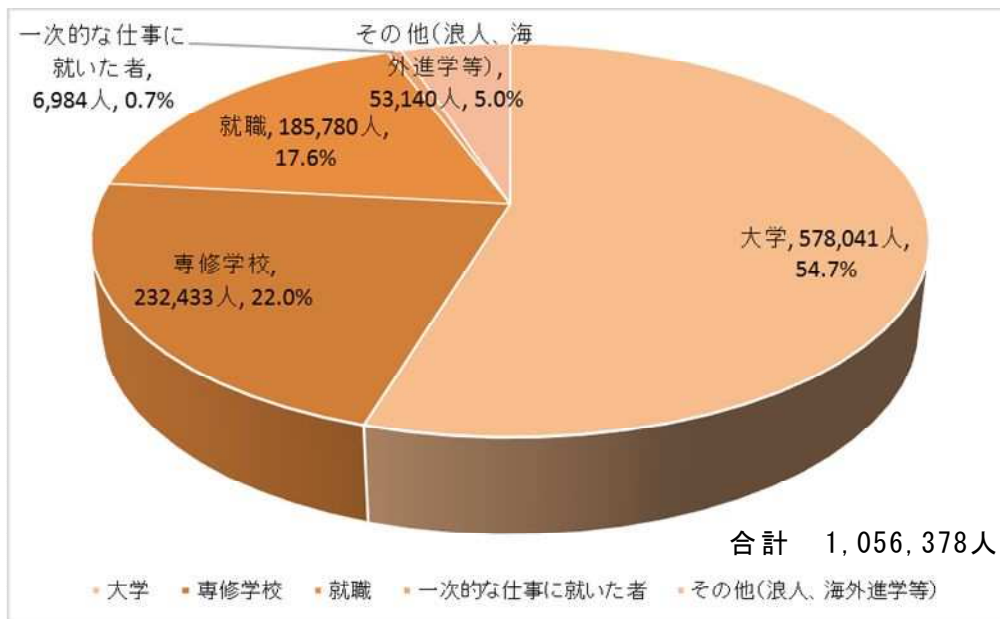
平成30（2018）年3月に県内高等学校を卒業した者は56,970人で、このうちフリーターと呼ばれるパートやアルバイトなどの一時的な仕事に就いた者の数は494人でした。卒業生総数に占める割合は全国平均の0.7%を上回り、0.9%となっています。

高等学校卒業者の進路状況（埼玉県）



（資料：県教育局調べ）

高等学校卒業者の進路状況（全国）



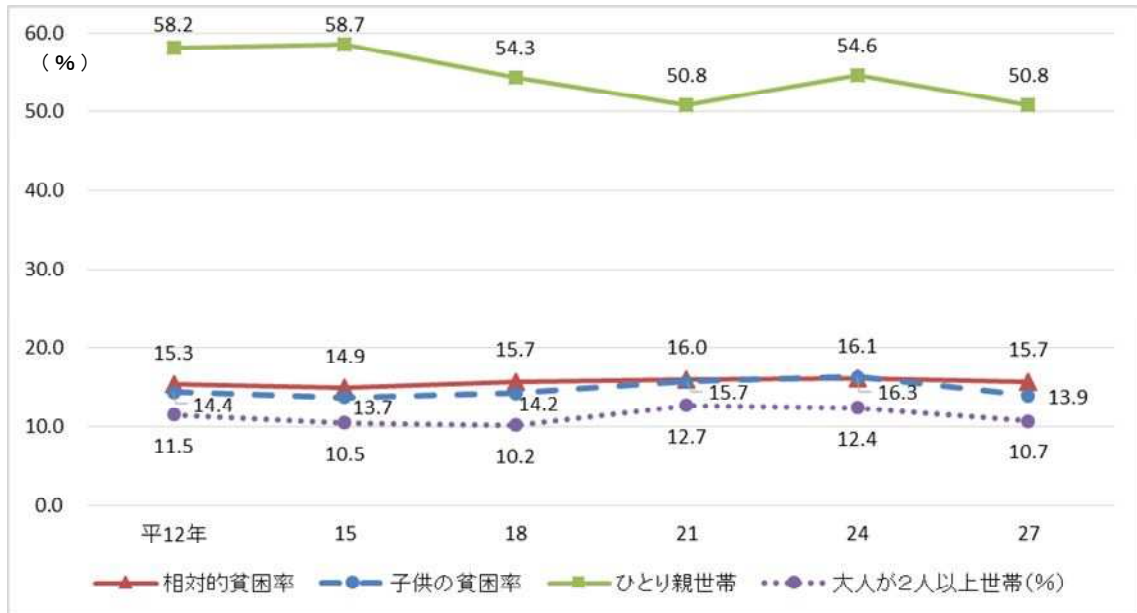
（資料：平成30年 文部科学省「学校基本調査」）

5 子供の貧困の状況

(1) 子供の貧困率*

子供の貧困率は、平成27（2015）年で、13.9%となっており、7人に1人の子供が貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%となっており、全ひとり親世帯のうち半数以上が貧困状態にあります。

子供の貧困率の推移（全国）



（資料：平成28年 厚生労働省「国民生活基礎調査」）

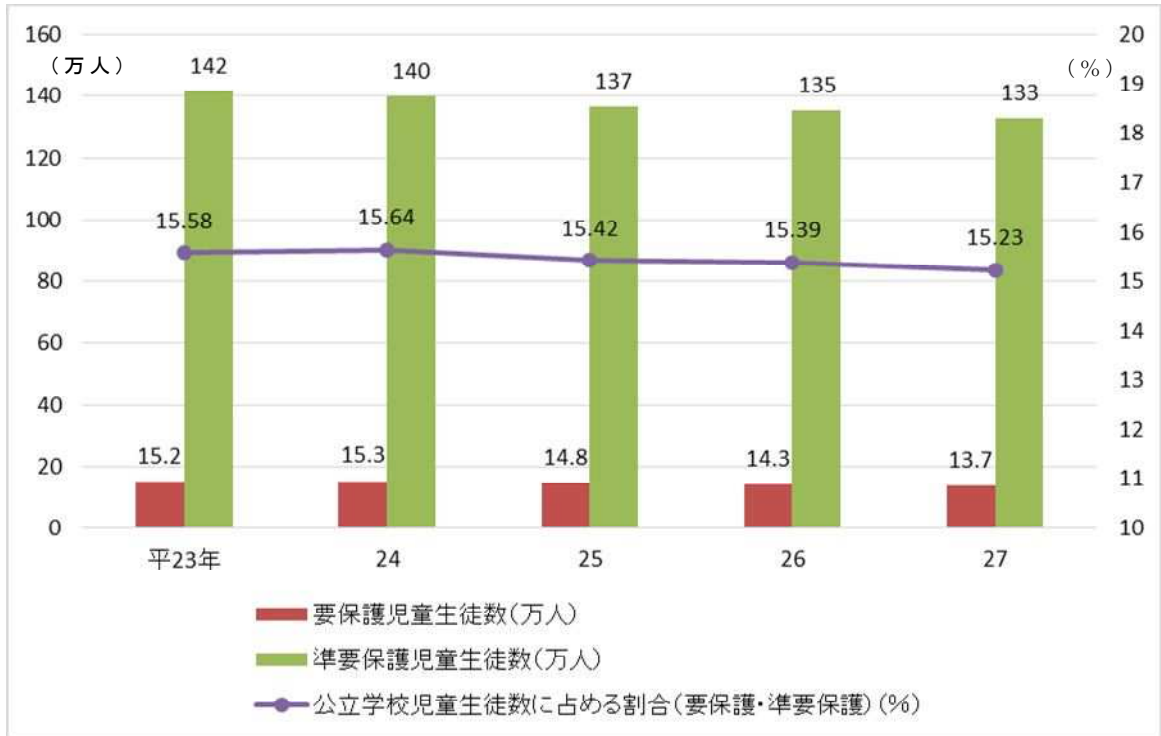
- * 相対的貧困率…可処分所得（税や社会保険料などを除いた手取り収入）が貧困線*に満たない者の割合。
- * 子供の貧困率…子供（17歳以下の者）全体に占める、可処分所得が貧困線に満たない子供の割合。
- * 貧困線…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額。貧困線を下回る所得しか得ていない者は、社会において「当たり前」の生活（衣食住、教育、人とのつながり等）を営めない状態とされる。

(2) 就学援助を受けている生徒数と生活保護世帯等の子供の進学率の状況

経済的理由により就学困難な状況にあるため、就学援助を受けている小・中学生は減少傾向にあり、平成27（2015）年の要保護児童生徒数は約13万7千人、準要保護児童生徒数は約132万9千人となっています。

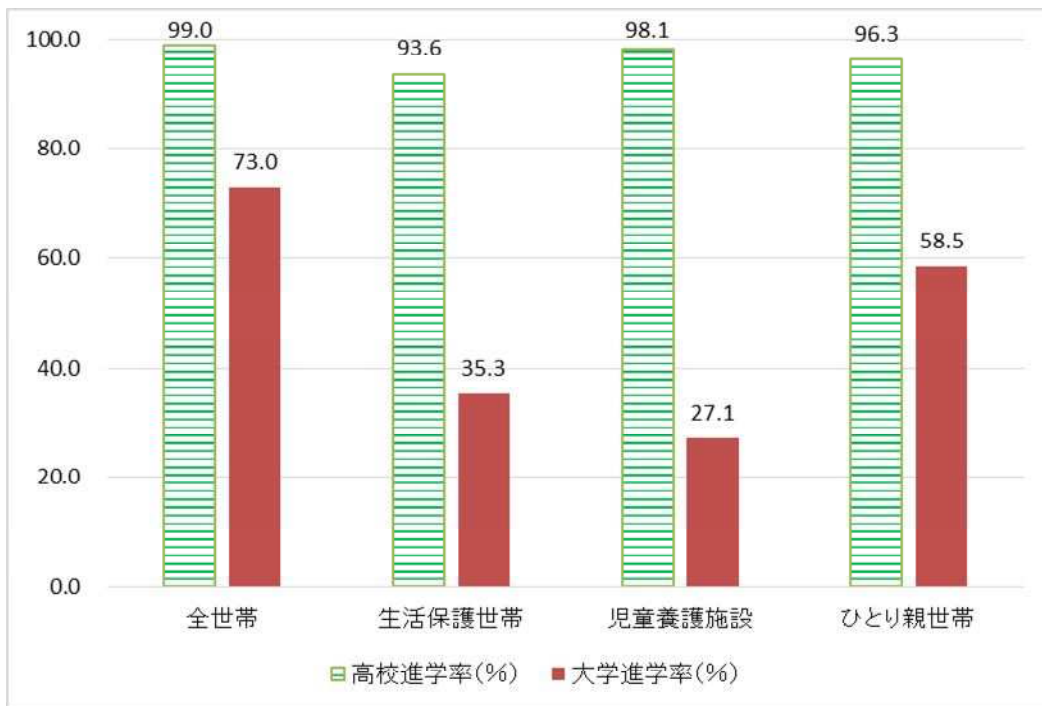
また、高等学校や大学等への進学率を見ると、生活保護世帯、児童養護施設及びひとり親家庭の子供は、一般世帯の子供と比較して、低い水準となっています。

要保護・準要保護児童生徒数（全国）



（資料：厚生労働省調査、平成27年「要保護及び準要保護児童生徒数調査」）

全世帯と生活保護世帯等の高等学校・大学進学割合（全国）



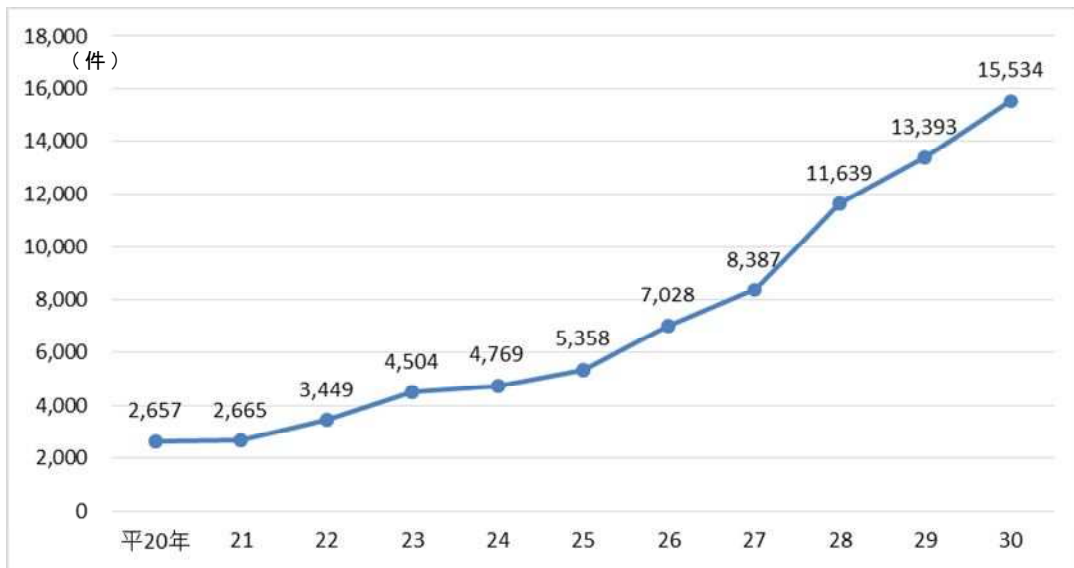
（資料：内閣府「平成29年度子供の貧困状況及び子供の貧困対策の実施状況」）

6 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待通告の状況

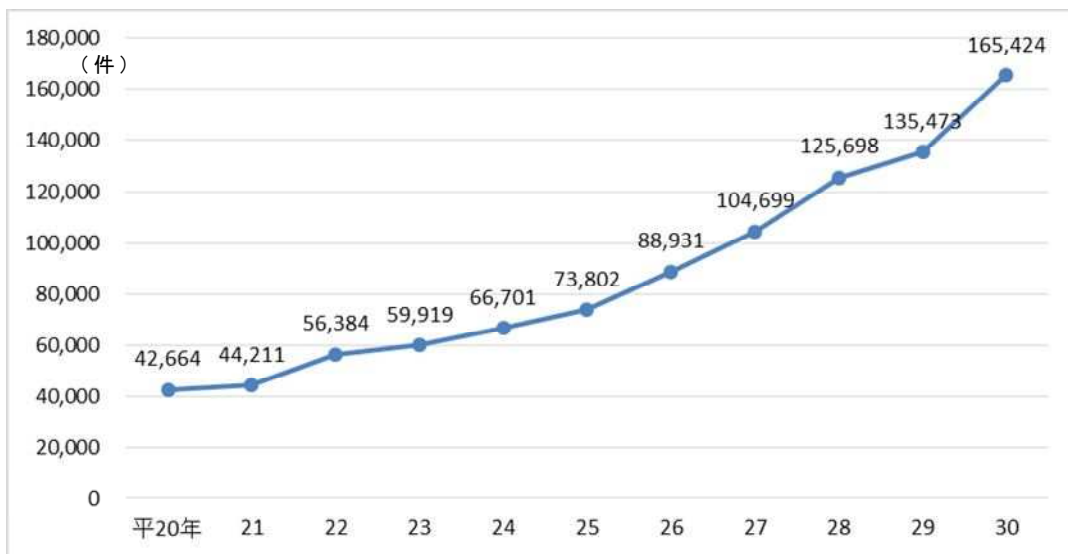
県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成30（2018）年度は15,534件（さいたま市を含む。）となり、前年度に比べて16.0%増加しています。このうち警察からの通告は全体の70%近くを占めています。年々増加する通告件数に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

児童相談所における児童虐待通告件数（埼玉県）



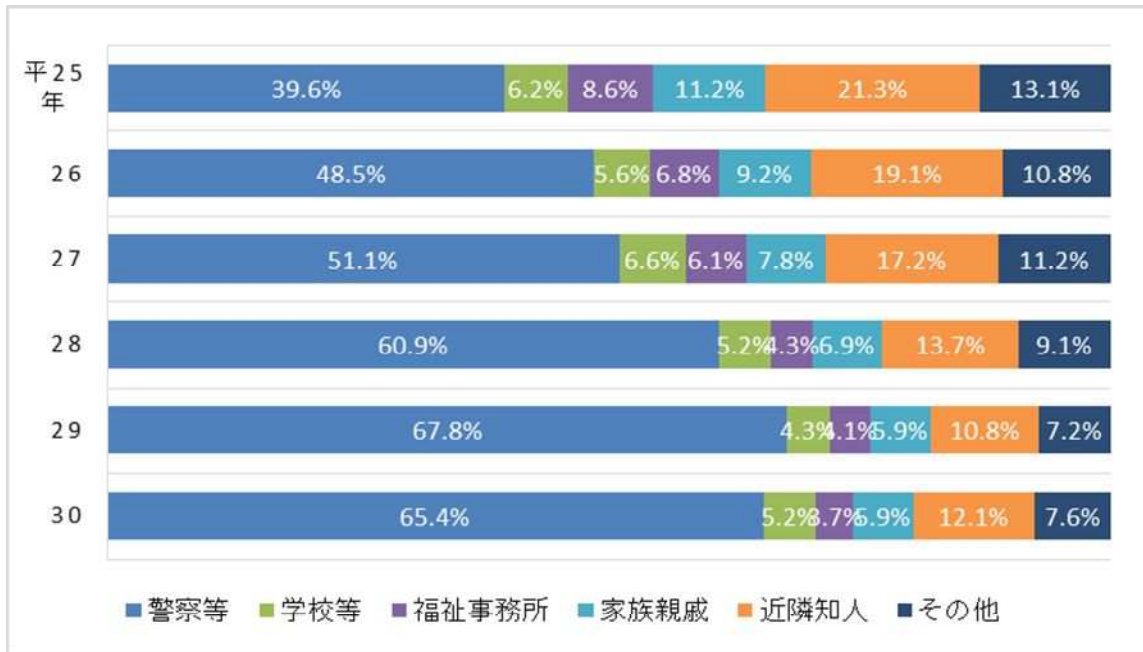
（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

児童相談所における児童虐待通告件数（全国）



（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

虐待通告経路の割合

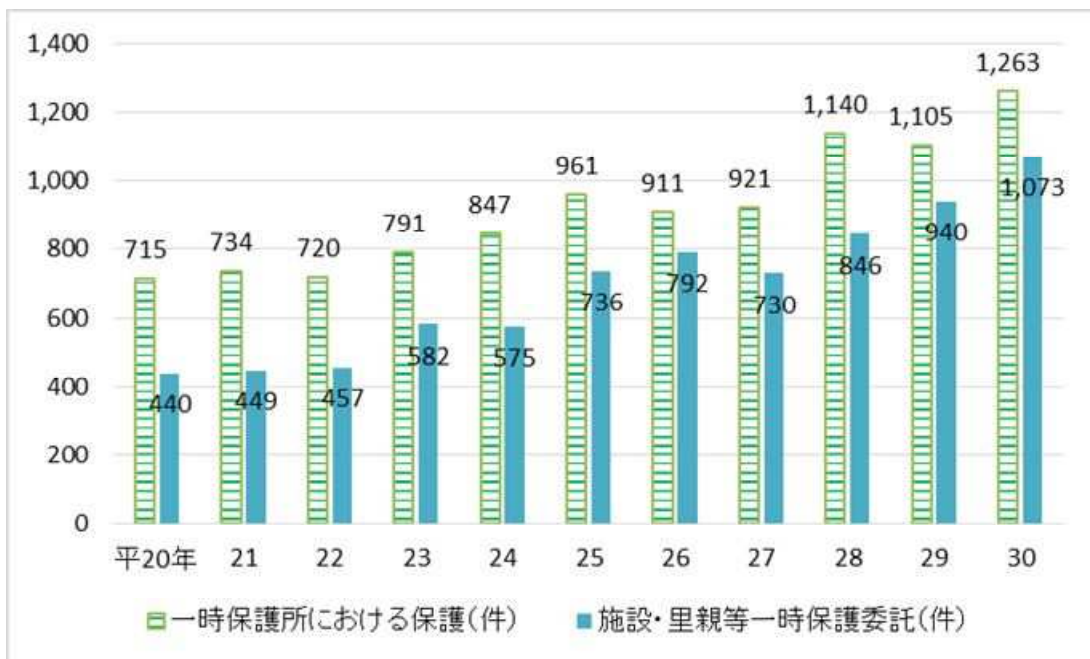


（資料：県子ども安全課調べ）

(2) 一時保護所の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、子供の安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、一時保護所の子供数に対して施設・里親等へ一時保護を委託した子供の数の割合は増加傾向にあります。

県内の一時保護所における一時保護対応数

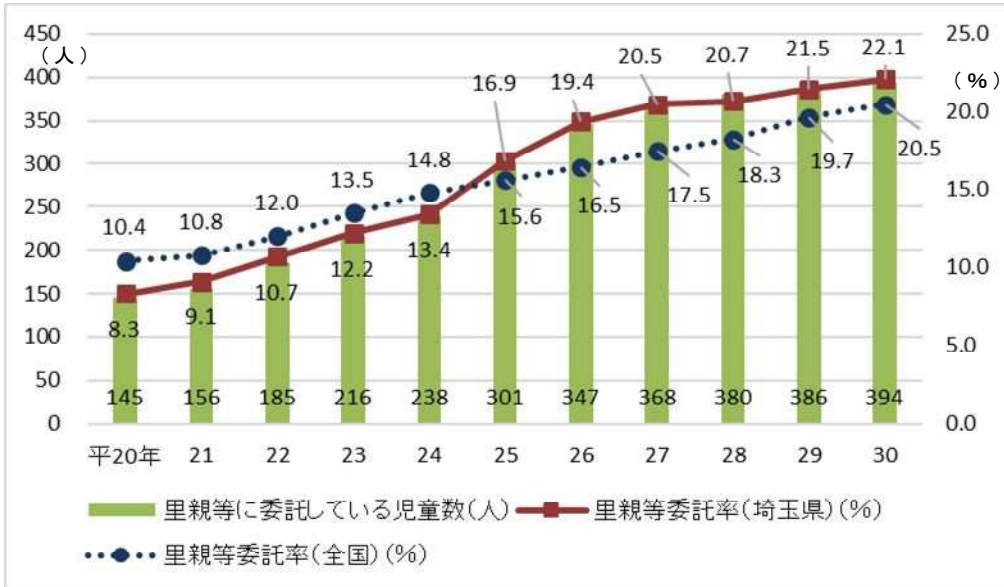


（資料：厚生労働省「福祉行政報告例」）

(3) 里親等委託の状況

保護が必要な子供を里親及びファミリーホームに委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

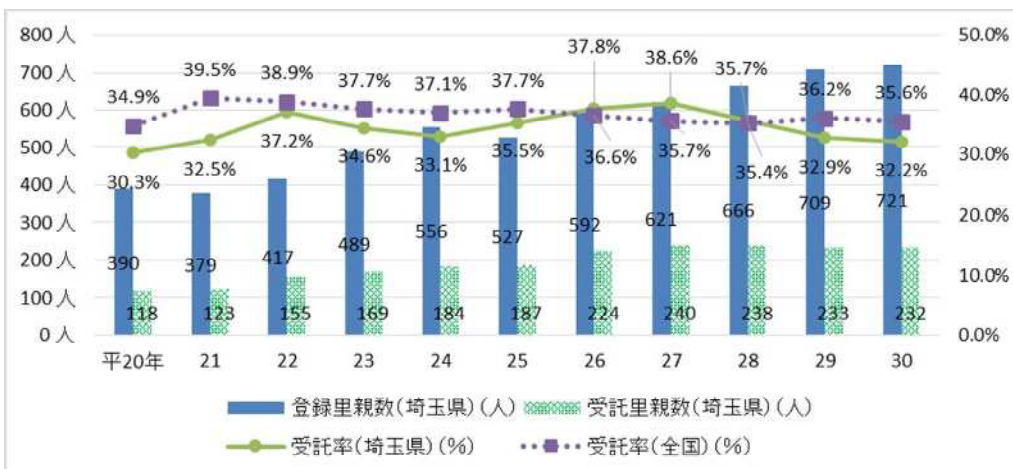
県内の里親等委託数・委託率の推移



(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

里親の登録数は平成20(2008)年度の390人に対して平成30(2018)年度は721人となっており、順調に増加しています。一方、子供を受託している里親の数は横ばいとなっています。登録した里親と子供との交流や委託後の訪問などきめ細やかに支援し、里親委託を進めていく必要があります。

県内の里親登録数・受託里親数

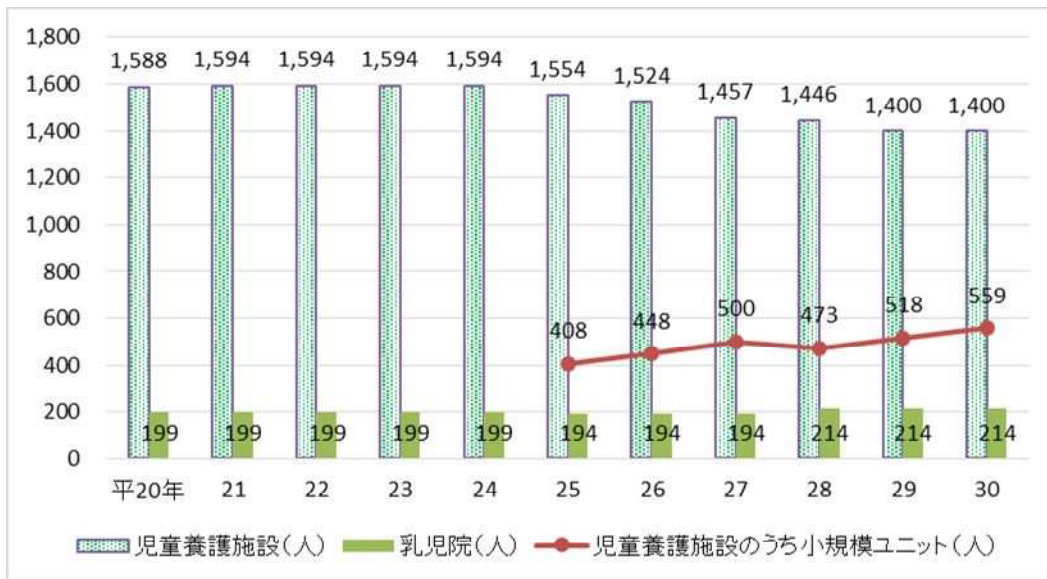


(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

(4) 施設養育の状況

児童養護施設は、平成30（2018）年度末で県内に22施設あり、定員は1,400人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模化かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は559人に増やしています。また、乳児院は平成30（2018）年度末で県内に6施設あり、定員は214人となっています。今後、子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

県内の児童養護施設・乳児院の定員



（資料：県こども安全課調べ）

Ⅲ 基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、
「子育て」「親育ち」の支援や
地域全体での子育て支援を通じて、
子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

子供は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。未来に希望を持てる社会であるためには、子供を持つことに夢を持てる社会であることが必要です。

子供が健やかに育つためには、社会全体が「すべての子供の最善の利益」を最優先に考え、保護者の第一義的責任の下、子供が自立的に育つ「子育て」を応援することが大切です。また、親自身も主体性を持った子育てを通じて地域の人々と学び合い、支え合うことによって成長できる「親育ち」を応援できる社会づくりを進めることが大切です。

本計画では、このような基本理念の下に様々な施策を進め、子供を生み育てることに希望を持てる社会を目指します。

IV 施策の方向性

この計画は、基本理念の実現のために、次の3つの方向性に基づき、施策を展開します。

1 子供を安心して生み育てられる環境を整備する

結婚・出産に希望を持つ人が、安心して子供を生み育てることができる社会づくりを進めます。

結婚支援、不妊治療の支援、親と子の健康支援、そして保育ニーズの受け皿整備をはじめとする子育て支援策の充実、ワークライフバランスの推進などにより、安心して子供を生み育てられる環境を整備し、生み育てることに希望を持つことができる社会づくりを進める必要があります。

2 地域全体で子供と子育て家庭を応援する

地域全体で、子供と子育て家庭を応援し、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会づくりを進めます。

行政、子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業など地域全体が連携し、「子育て」と「親育ち」を支援していく必要があります。

3 すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

子供が社会の一員として自立するためには、乳児期に、養育者との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、その後、発達段階に応じて、人との関わりや遊び等を通じて「非認知能力*1」を身に付けることが重要です。

また、児童虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育優先のもと、里親等による養育が必要です。

権利の主体*2であるすべての子供が、生まれ育った環境に左右されずに、健全に成長し、社会的に自立できるよう、地域全体で支援していきます。

*1 この計画では、認知能力ではない能力全般のことをいう。自制心、自己肯定力、やり抜く力など。

*2 平成28年に改正された児童福祉法において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく保障される権利を有する」と規定された。

第2章 施策の展開

施策体系

<p>基本理念</p> <p>「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり</p>	
<p>施策の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子供を安心して生み育てられる環境を整備する 2 地域全体で子供と子育て家庭を応援する 3 すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す 	
<p>施策の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 結婚・出産の希望実現 2 親と子の健康・医療の充実 3 「子育て」と「子育て」の支援 4 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進 5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援 	<p>具体的施策</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 結婚を望む人への支援 (2) 不妊・不育症に悩む人への支援 (3) ライフデザイン構築の支援 (4) 若年者の経済的自立の支援 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 (2) 周産期医療の充実 (3) 小児医療の充実 (4) 医療に係る経済的支援 (1) 家庭の子育て力の充実 (2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実 (3) 質の高い幼児教育・保育の充実 (4) 学校教育の充実 (5) 子育てに係る経済的負担の軽減 (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成 (2) 男性の家事・育児の促進 (1) 「子供の貧困」対策の推進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 障害児への支援 (4) 一人ひとりの状況に応じた支援

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) 子供を虐待から守る地域づくり

(2) 社会的養育の充実

7 子育てしやすいまちづくりの推進

(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進

(2) 子育てしやすい住環境の整備

1 結婚・出産の希望実現

(1) 結婚を望む人への支援

- ア 「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、結婚を希望する独身者へ出会いの機会や結婚等に関するセミナー、イベント等の情報を発信します。
- イ 官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する独身者の出会いから結婚までの支援を行います。
- ウ 所得の低い世帯であっても結婚に伴う新生活のスタートアップができるよう、市町村が国の「結婚新生活支援事業費補助金」を活用し、初期コスト（新居の家賃、引越費用等）の支援を行うよう促します。

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

- ア 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。
- イ 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。
- ウ 不妊治療の相談窓口である保健所において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。

(3) ライフデザイン構築の支援

- ア 働くことや家庭を持つことなど将来設計をイメージできるよう支援
 - (ア) 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、地域、企業などが一体となって、中高生対象の実際の職場での体験活動や小学生対象の職場見学を推進する取組を進めます。
 - (イ) 小学校段階からの組織的・系統的なキャリア教育、高校生のインターンシップ（就業体験）や労働に関する基本的知識（労働法令など）の理解などを通して、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めます。
 - (ウ) 企業等と共同で小学生を対象に職業体験を実施し、子供の将来の夢の実現を応援します。また、生活困窮世帯の参加促進を図るため、小学生を対象とした学習・生活支援事業（ジュニア・アスポート事業）等と連携を行います。
 - (エ) 大学生や若い社会人に対し、仕事と家庭、子育てとの両立など、将来を展望できるように、ライフデザインを構築する支援を行います。
- イ 「親になる」ことをイメージできるよう支援
 - (ア) 中・高校生を対象として「親になるための学習」を行い、子育てなどへの理

解を図るとともに、「命」の大切さを実感できるような取組を進めます。

また、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。

- (イ) 保育所、幼稚園及び認定こども園などにおいて、高校生が保育体験などを行うことにより、子育ての意義に対する認識を深める取組を進めます。
- (ウ) 思春期の子供を対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、子供たちが妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。
- (エ) 不妊に関する啓発資料を作成し、中学校、高校等への出前講座で活用するほか、成人式の出席者や婚姻届を提出した夫婦に配布し、正しい知識の普及を図ります。

(4) 若年者の経済的自立の支援

- ア 求職者を対象に、就職に資する公共職業訓練を民間の教育訓練機関・企業等に委託して実施します。
- イ ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、情報提供、就職相談、職業紹介などにより、若年者の就職活動をワンストップで支援します。
- ウ 高等技術専門校で知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、企業実習や就業体験の場を設けることにより、若年者の職業意識を醸成し、就職を支援します。
- エ 若者自立支援センター埼玉において、相談や職業意識啓発などにより、若年無業者の自立を支援します。
- オ いわゆる就職氷河期世代と呼ばれる不本意非正規雇用等の若者を対象に、事前研修を実施した上で合同企業説明会を開催し、その後企業との面接へ誘導するなど、正規雇用化を支援します。
- カ 埼玉県男女共同参画推進センター等において、経済的に困難な女性が各種講座等を通して自立できるよう支援します。

指標：合計特殊出生率

現状値 1.34（平成30年）

→目標値 1.59（令和6年）

指標：SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数

現状値 26市町村（平成30年度末）

→目標値 63市町村（令和6年度末）

指標：不妊検査助成件数

現状値 2,485件（令和2年度）

→目標値 2,530件（令和6年度）

2 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

ア 普及啓発

- (7) 妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子の関わりや男性の育児参加などの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。
- (イ) 特定感染症予防指針に基づき、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種の重要性について普及啓発を進めるとともに、予防接種の勧奨に努めます。
- (ウ) 妊産婦に優しい環境づくりのため、市町村とともにマタニティマークの普及啓発に努めます。

イ 情報提供・相談支援

- (7) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。
- (イ) 「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、妊娠・出産・子育てに有用な情報を発信します。また、市町村で配布する母子健康手帳にQRコードを付して、妊娠中から同サイトにアクセスしやすい環境を整備します。
- (ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。
- (エ) 若年や多胎など全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。
- (オ) 予期せぬ妊娠に悩む方からの相談に対して正しい情報を提供し、必要に応じて子育て世代包括支援センター等へつなげることで、関係機関が連携して支援を行います。
- (カ) 産後のメンタルヘルス対策と、養育支援が必要な親への支援が効果的に実施されるよう市町村保健師を対象とした事例検討会や研修会を開催し、資質の向上を図ります。

ウ 新生児の健全育成支援

- (7) 新生児に対する乳児マス・スクリーニング検査の実施により、疾病を早期に

発見し、適切な治療につなげ、乳児の健全育成を図ります。

- (イ) 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、管内市町村における新生児聴覚検査実施状況や医療機関における検査の実施状況等を把握するとともに、県の母子保健運営協議会において新生児聴覚検査について協議します。

(2) 周産期医療の充実

- ア 各周産期医療施設の運営を支援することにより周産期医療体制の充実を図ります。
- イ 脳血管疾患などの重篤な合併症や出産後の大量出血などにより救命を必要とする妊産婦を適切に受け入れるなど、必要な救命措置を行います。
- ウ 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を実施します。
- エ 産科、小児科などを目指す研修医に対して研修資金を貸与し、県内周産期母子医療センターその他の県内の病院への誘導・定着を図ります。

(3) 小児医療の充実

ア 医療提供体制の充実

- (ア) 小児専門病院や大学病院などの小児科医を県内各地域の小児救急医療機関の当直医等として派遣するシステムを構築するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- (イ) 入院を必要としない軽症患者から生命の危機が切迫している重篤患者まで、症状に応じた小児救急医療体制の整備・充実を図ります。
- (ロ) 地域の医療機関では対応が困難な小児重症患者に対し、高度で専門性の高い医療を提供する第三次医療の充実を図ります。
- (ハ) 開業医が地域の小児医療拠点病院等を支援することにより、病院勤務医の負担軽減を図ります。
- (ニ) 心の健康に関する問題を抱える子供を含めて精神保健医療体制を充実させるとともに、専門治療につなげる体制整備を進めます。
- (ホ) 17圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。

イ 相談支援・普及啓発

- (ア) 小児救急電話相談やAIを活用した救急相談などの利用について周知し、保護者の不安解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。

す。また、あらゆる機会を捉えて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。

- (イ) 保健所において定期的に、医師など専門職による子供の心の健康相談を実施します。
- (ウ) 子供の心の問題に関する対応技術の向上を図るため、専門的知識を有する医師等による研修や福祉・教育機関等とのネットワーク会議を開催します。
- (エ) 慢性的な疾病により長期療養をしている子供の自立と成長を支援するとともに、家族の負担軽減を図るため、相談支援事業を行います。

(4) 医療に係る経済的支援

- ア 長期の治療と高額な医療費負担が必要となる小児慢性特定疾病にかかっている子供に対する医療費の助成を行います。
- イ 養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行います。
- ウ 身体に障害がある子供又は医療を行わなければ将来において障害が残ると認められる子供で、その障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を助成します。また、結核に罹患する子供に対して療育の給付を行い、子供の健康、福祉の増進を図ります。
- エ 40歳未満のがん患者が将来子供を授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。

指標：乳幼児健康診査の未受診率

現状値 1歳6か月児4.2%、3歳児6.0%（平成29年度）

→目標値 1歳6か月児3.0%、3歳児5.0%（令和6年度）

指標：麻しん・風しん第2期定期接種率

現状値 94.4%（平成30年度）

→目標値 95%（令和6年度）

3 「子育て」と「子育て」の支援

(1) 家庭の子育て力の充実

ア 家庭の子育て支援

- (7) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などの施設や機能を活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親育ちや子育てを支援します。
- (イ) 保育所、認定こども園等における「一日保育士体験」などを通じて、親の養育力向上を図ります。
- (ウ) 市町村、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携して、県が作成した「親の学習」プログラムを活用し、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を実施します。
- (エ) 家庭教育支援に興味のある方々を対象に、「親の学習」など家庭教育に関するアドバイザーの養成研修を実施します。また、研修を修了したアドバイザーは、県内各地からの要望に合わせて、学習会、講座、親子体操などの家庭教育に関する学習を支援します。
- (オ) 地域や学校の実態に合ったPTA活動や、保護者と学校が一体となった取組を支援します。
- (カ) ネットアドバイザーを県内小中学校等へ派遣し、スマートフォン等を利用したインターネットの危険性や保護者の役割について啓発します。

イ 家庭における食育の推進

- (7) 食べ物をおいしくいただくことを通して、食は「いのち」をいただくこと、いろいろな人たちのおかげで食べられること、食べられる環境に生まれ育ったことなどへの感謝の気持ちを育む取組を進めます。
- (イ) 子供に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を支援します。

(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実

ア 子育て家庭を支える社会的機運の醸成・地域の子育て支援ネットワークの活性化

- (7) 企業等と連携し、「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」などの一層の拡大を図るなど、社会全体で子育て家庭を支える気運（子育てムーブメント）の醸成を図ります。
- (イ) 地域の子供会や放課後児童クラブなどに在籍する子供と読み聞かせや人形劇・紙芝居などの活動をしているボランティア団体をつなぎ、地域で子供を

育てる取組を進めます。

- (ウ) 広く子育て支援に関するNPO関連の情報発信をするとともに、子育てに関する課題を解決しようとしているNPOに対し、必要に応じて他のNPOや専門家、活動資金等をつなぐ取組を進めます。
- (エ) 地域の子育て支援など地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援を行います。
- (オ) ボランティア活動など地域福祉活動の支援やボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う社会の構築を推進します。

イ 地域の子育て支援事業・アウトリーチ*支援の充実

* 「アウトリーチ支援」…訪問型の子育て支援。様々な事情により地域から孤立しがちで、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭への支援については、地域子育て支援拠点などの「通所型」支援では対応ができないため、「アウトリーチ型（支援の対象となる人のところに支援者から出向く方法）」の支援が求められている。

- (ア) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。
- (イ) 地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。
- (ウ) 子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、子供の健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。
- (エ) 子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。
- (オ) 市町村において、子供や高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。
- (カ) 学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供の健全育成を図ります。
- (キ) 教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。

- (ク) 孤立しがちな子育て家庭を地域の支援につなぎ支えるなど、地域で子育て支援の橋渡しを行うNPOの活動を支援します。
- (ケ) 食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。
- (コ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。
- (カ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）
- (シ) 地域のボランティア等による子育て中の親に寄り添った訪問支援活動を広め、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。

ウ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

- (ア) 放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、新設・改修整備等を含めた様々な手法を活用し、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。
- (イ) 放課後児童クラブを利用する子供が安心・安全に過ごせるよう、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に沿った助言を行うなど、実施主体である市町村と連携して設備・運営基準の維持・改善を含めた放課後児童クラブの環境整備を進めます。
- (ウ) 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受け入れを進めるとともに、円滑な受け入れを行うため、放課後児童支援員等を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行います。また、巡回アドバイザーの配置支援や職員の加配のための助成を実施します。
- (エ) 放課後児童支援員等について適切な人材の確保を図るため、国の制度・施策を活用した処遇改善を進めます。
- (オ) 放課後児童支援員等に対し、子供の発達に関する知識、配慮を必要とする子供への対応、保護者・関係機関との連携や組織のマネジメントなどキャリアに応じて必要となる能力を身に付けるための研修を実施し、人材育成を支援します。
- (カ) 市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるよう、それぞれの職員等を対象とした合同研修を開催するなど、福祉部局と教育委員会が連携して市町村を支援します。
- (キ) 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会（放課後子供教室等）を提供

し、子供たちが安心して過ごすことのできる環境づくりを推進する市町村を支援します。

エ 自然とのふれあいや遊びを通じた子育て

- (7) 自然ふれあい施設で行う自然観察会や里山体験教室などを通して、子供が自然に親しみ、豊かな感性を養う機会を提供します。
- (イ) 川に学び、元気に遊ぶ子供（愛称「川ガキ」）を養成し、川の恵みや生き物を大切にすることを育む取組を進めます。
- (ウ) 子供や家族連れの方が集い、遊べる場を提供できるように、県営公園の整備拡充を図ります。
- (エ) 見沼田圃公有地を活用した体験農園（米、野菜づくり）や生き物調査等を通じて、参加する子供や家族の交流の場を提供します。
- (オ) 環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。
- (カ) 環境科学国際センターの施設を活用した講座や観察会、実験教室の実施による環境学習の機会を提供します。
- (キ) 環境学習の専門人材の育成・活用などを通して環境学習を支援します。

(3) 質の高い幼児教育・保育の充実

ア 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

- (7) 保育所の待機児童対策を引き続き進め、市町村のニーズを踏まえた保育の受入枠を確保します。
- (イ) 幼稚園、保育所及び地域子育て支援の機能を兼ね備え、幼児教育と保育の一体的な提供を図る「認定こども園」の整備や幼稚園の空き教室や敷地を活用した保育所の整備を支援し、待機児童対策を推進します。
- (ウ) 乳幼児に対する保育が適切かつ継続的に提供されるよう小規模保育事業等の連携施設の確保を促進します。
- (エ) 就業形態の多様化に対応するため、延長保育の実施を促進します。
- (オ) 病気になった子供をやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児・病後児保育施設の整備を促進します。
- (カ) 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、子供を一時的に預かる事業の拡充に努めます。
- (キ) 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。
- (ク) 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、その子供の障害特性を理解し、子供に寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。
- (ケ) 育児休業を切り上げることなく家庭で子育てできる環境を整備するために、

保護者が希望する時期（育児休業復帰時）に入園できる仕組みの導入を支援します。

(コ) 幼稚園における預かり保育の充実が図られるよう、幼稚園を支援します。

イ 保育人材の確保

(7) 保育の専門性を高める研修等の実施により保育士の資質の向上を図ります。

(イ) 保育所等に勤務する職員の働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援し、保育士の処遇改善や職場定着を推進します。

(ウ) 保育士・保育所支援センターや県内ハローワーク、保育士養成施設と連携し、新たに保育士となる人材の県内保育所等への就職を支援するとともに、潜在保育士の再就職支援に取り組みます。

ウ 保育環境の向上

(7) 幼児期の教育から小学校教育への接続を円滑にし、小学校入学時の生活の充実を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員の合同研修会を実施します。また、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進し、幼児期の教育の一層の充実を図ります。

(イ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の定着を通じて教育・保育の質の向上を図るとともに、家庭と連携・協力しながら「生きる力」の基礎を育み、子供主体の幼児教育・保育を推進します。

(ウ) 保育所等における事故防止を図るとともに、感染症への対応についての取組を支援します。また、アレルギー等に対応した特別給食を提供する取組を支援し、健康・安全な保育環境の確保に努めます。

(エ) 国が定める児童福祉施設設備運営基準を超えて保育士を配置できるように支援します。

(オ) 市町村と連携し、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の質の確保、向上に努めるとともに、認可保育所等への移行を支援します。

(カ) 保育所の第三者評価の取組を支援し、保育サービスの向上に努めます。

(4) 学校教育の充実

ア 確かな学力の育成

(7) 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。

(イ) 子供たちの学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせるため、教員研修などを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表

現力等の育成、学びに向かう力・人間性の向上を図る指導方法等の工夫・改善に取り組めます。

- (ウ) 児童生徒同士や教員とが相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける「協調学習」に取り組めます。
- (エ) 大学や研究機関、企業と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力などを育成します。

イ 特別支援教育の推進

- (ア) 各学校において、特別支援教育推進専門員、臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を図るなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の整備を進めます。また、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めます。
- (イ) 市町村との連携の下、障害のある子供とない子供が共に学校で学ぶ支援籍学習や、「心のバリアフリー」を育む交流及び共同学習の充実に取り組めます。

ウ 豊かな心を育む教育の推進

- (ア) 子供の夢と豊かな心を育むため、道徳の授業や全ての教育活動において、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。
- (イ) 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- (ウ) 学校単位に農園を設置し、生徒が複数の農業体験活動を通して、命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした「学校ファーム」を支援します。
- (エ) 学校と博物館・美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会を充実するとともに、児童生徒が学んだ成果を実社会に発信することを進めます。
- (オ) 「埼玉県学力・学習状況調査」における家庭の生活習慣等に関する質問紙調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人ひとりの規律ある態度の育成を図ります。
- (カ) 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達の段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。

エ いじめ・不登校・中途退学の防止及び対応

- (ア) いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」で相談を実施します。
- (イ) 子供たちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO等の団体の活動を支援します。
- (ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援などにより、教育相談活動を推進します。
- (エ) いじめや体罰などの子供の権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子供の気持ちを最優先に考えて相談を実施します。
- (オ) 教職員に対する研修を充実させるとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- (カ) ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者や生徒への啓発を行います。
- (キ) 「いじめ撲滅強調月間」（11月）を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- (ク) 参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」により、学校において児童生徒の人権感覚を育む取組を進めます。
- (ケ) 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。

オ 学校・地域と連携した非行・問題行動の防止及び対応

- (ア) 学校、警察等による非行防止のためのネットワークづくりや中学校からの要請に基づくスクール・サポーターの派遣等に地域の関係機関・団体が連携して取り組みます。
- (イ) 生徒指導上の諸課題の解消や未然防止、早期対応を図るため、学校が警察、地域の関係機関・団体等と連携します。
- (ウ) 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させるとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。
- (エ) 少年・保護者の相談を受け、専門知識を有する職員や少年非行の取扱い経験の豊富な職員による指導・助言を実施します。
- (オ) 関係行政機関や民間団体等と連携してキャンペーンを行うなど、非行防止の啓発に取り組みます。
- (カ) 非行等の問題を抱える青少年を対象に、関係行政機関や民間団体等と連携し、相談や社会体験等を行い、立ち直りを支援します。

カ 学校における食育の推進

- (7) 学校給食を通して、正しいマナー作法を確立するとともに、自然の恵みと生産者や学校給食に携わる人々などへの感謝の気持ちを育むような取組を家庭と連携して推進します。
- (イ) 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解と関心を高める取組を進めます。
- (ウ) 食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。（再掲）
- (エ) 子供に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を支援します。（再掲）

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

- ア 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。（再掲）
- イ 低所得者世帯の保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担の軽減を図り、低所得世帯の子育てを支援します。
- ウ 多子世帯の保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担の軽減を図り、多子世帯の子育てを支援します。
- エ 多子世帯の子育てに係る負担を軽減するため、子育てサービスなどに利用できるクーポンを配付し、多子世帯の子育てを支援します。
- オ 所得が一定以下で授業料・入学料の納入が困難な世帯に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。
- カ 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援します。

指標：保育所等受入枠

現状値 130,135人（平成31年4月1日）

→目標値 153,132人（令和6年度）

指標：延長保育事業

現状値 65,161人（平成30年度）

→目標値 75,750人（令和6年度）

指標：一時預かり事業

現状値 594,053人日（平成30年度）

→目標値 691,777人日（令和6年度）

指標：病児保育事業

現状値 48,391人日（平成30年度）

→目標値 63,529人日（令和6年度）

指標：放課後児童クラブ受入枠

現状値 69,081人（平成30年度）

→目標値 82,631人（令和6年度）

4 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

- ア 企業に働き方改革や女性の活躍推進を働き掛けるとともに、働き方に対する企業の経営者や男性従業員の意識改革を促すほか、各企業等の課題に応じた支援を行います。
- イ 短時間勤務やフレックスタイム、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、男女共に働き続けられる職場環境づくりを促進します。
- ウ 働き方の見直しに係る具体的な取組事例等について、企業に対し情報提供の充実や研修機会の提供などを行うことにより、ワークライフバランスや仕事と子育て等の両立を支援します。
- エ 仕事と生活の両立支援相談窓口において、子育てなどの課題を抱え、仕事との両立に悩む勤労者を対象に、電話等による相談に応じます。また、相談員を企業に派遣し、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。
- オ 企業等が設置する保育施設の整備や複数企業の従業員児童を預かる共同利用を支援します。
- カ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーのほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。
- キ 企業等を対象にハラスメントの防止に関するセミナーを行うほか、埼玉県労働相談センターにおいて、妊娠・出産等を契機とし、解雇や雇止めなどの不利益な取扱いが行われるマタニティハラスメントなどの職場のハラスメントに関する相談に応じます。

(2) 男性の家事・育児の促進

- ア 男女相互の理解と協力、職業生活や社会参画において男女が対等な構成員であること、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科など関係の深い教科等を中心に指導を行います。
- イ 男性の育児参加を推進するよう意識改革を進めるため、県民を対象とした普及啓発に取り組みます。

指標：多様な働き方実践企業の認定数

現状値 2, 805社（平成30年度末）

→目標値 延べ4, 250社（令和6年度末）

5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

(1) 「子供の貧困」対策の推進

ア 学習支援

- (7) 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業（アスポート事業）や小学生を対象とした学習・生活支援事業（ジュニア・アスポート事業）を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。
- (イ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援などにより、教育相談活動を推進します。（再掲）
- (ウ) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。
- (エ) 所得が一定以下で授業料・入学料の納入が困難な世帯に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。（再掲）
- (オ) 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援します。（再掲）

イ 生活支援

- (7) 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。
- (イ) 進学や就労を目指す生活困窮世帯の子供を支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。
- (ウ) 住宅に困窮している低額所得者に、住まいのセーフティーネットとしての県営住宅を供給します。
- (エ) 賃貸住宅への入居制限を受けやすい方々（低額所得者等）をサポートし、入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援します。
- (オ) ひとり親家庭に、就職セミナーや相談会の案内、給付金や県営住宅の情報など必要な情報を、スマートフォン等を活用して適切な時期に提供します。
- (カ) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。
- (キ) 児童養護施設等において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。

ウ 保護者に対する就労支援

- (7) 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした就労支援の充実を図ります。
- (イ) ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて、情報提供やキャリアカウンセリング、職業紹介などにより就職活動をワンストップで支援します。
- (ウ) 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。
- (エ) 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。（再掲）

エ 子ども食堂など子供の居場所づくりの支援

- (7) 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業（アスポート事業）や小学生を対象とした学習・生活支援事業（ジュニア・アスポート事業）を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。（再掲）
- (イ) 子ども食堂や学習支援、プレイパークなどの居場所を支える人材を養成するとともに、企業と居場所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。
- (ウ) 子ども食堂などの居場所づくりの推進を通じて世代を超えたコミュニティの形成を図るため、立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。
- (エ) 社会全体で「子供の貧困」対策を推進していく機運を醸成するため、社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用して県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、専用のポータルサイトにより、会員間のマッチングや取組の情報発信を行います。
- (オ) 子ども食堂や学習支援、プレイパークなど居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、NPO等の好事例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、子供の支援に関わる団体が連携して自発的に「子供の貧困」対策に取り組めるよう支援します。
- (カ) 県営住宅の集会所を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、NPOによる学習支援、食事提供、遊び場提供などを実施します。

(2) ひとり親家庭への支援

ア 経済的自立と生活支援

- (7) 埼玉県母子・父子福祉センターに専門の職員を配置し、ひとり親家庭からの相談をワンストップで受け付け、自立に向けた支援を行います。

- (イ) 養育費の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。
- (ウ) 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。
- (エ) 乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。
- (オ) 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭との接点づくりを進め、ひとり親家庭向けの情報提供やフードパントリー活動、居場所づくり、収入確保等を支援します。
- (カ) 低所得のひとり親世帯向けに県営住宅を令和4年度までに700戸供給します。
- (キ) ひとり親家庭に、就職セミナーや相談会の案内、給付金や県営住宅の情報など必要な情報を、スマートフォン等を活用して適切な時期に提供します。（再掲）
- (ク) 配偶者暴力（DV）被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。

イ 自立に向けた就労支援や就労に役立つ資格取得支援

- (ア) 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。（再掲）
- (イ) シングルマザー等に対し、セミナーやグループ相談会、働き方講座を実施します。
- (ウ) ひとり親がより条件のよい就職・転職に結びつくよう、安定した就労につながりやすい資格取得を支援します。

(3) 障害児への支援

ア 障害児支援の充実

- (ア) 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、その子供の障害特性を理解し、子供に寄り添って幼児教育・保育の機会の充実を図ります。（再掲）
- (イ) 障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設等の連携を図ります。
- (ウ) 在宅障害児に対する日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）により実施し、障害児の療育支援体制の整備を推進します。

- (エ) 障害児（者）やその家族の多様なニーズに対応するため、民間活力を生かして個々の生活にあった柔軟なサービスの提供を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。
- (オ) 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受け入れを進めるとともに、円滑な受け入れを行うため、放課後児童支援員等を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行います。また、巡回アドバイザーの配置支援や職員の加配のための助成を実施します。（再掲）
- (カ) 障害のある学齢児の生活を保障するために放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携と協力を進めます。
- (キ) 高次脳機能障害を有する障害児が適切な支援を受けられるよう、医療や療育などの関係者の理解を深めるとともに、地域における支援体制づくりを進めます。

イ 発達障害者支援体制の整備

- (ア) 発達に課題を抱える子供の早期発見と早期支援のため、乳幼児健診に関わる市町村保健師や障害児通所支援事業所の職員等の資質向上と関係機関の連携を図ります。
- (イ) 発達障害総合支援センターにおいて、発達が気になる子供やその家族等から相談を受けるほか、関係機関に対して研修や助言指導を行います。
- (ウ) 地域の関係機関において、発達障害への適切な対応や親への支援ができるよう、人材を育成します。
- (エ) 保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校へ継続的に支援が進められるよう、小学校教員を対象に研修を実施します。
- (オ) 発達障害の診療・療育を一貫して行う拠点施設である中核発達支援センターと、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。
- (カ) 発達障害児を育てた親が、自らの経験や知識を生かし、先輩として同じ発達障害児を持つ後輩の親の相談支援を実施します。

(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

- ア 若者自立支援センター埼玉において、相談や職業意識啓発などにより、若年無業者の自立を支援します。（再掲）
- イ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報共有を図るとともに、支援者のスキルアップを図ります。

- ウ いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」で相談を実施します。
（再掲）
- エ 帰国した子供や外国人の子供が、学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な子供に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。
- オ 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。

指標：生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率

現状値 47.8%（平成30年度）

→目標値 60.0%（令和6年度）

指標：児童養護施設退所児童の大学等進学率

現状値 25.7%（平成30年度）

→目標値 35%（令和6年度）

指標：子供の居場所数

現状値 323か所（令和元年8月）

→目標値 800か所（令和6年度）

指標：ひとり親世帯向け住宅の供給戸数

現状値 0戸（令和元年度当初）

→目標値 700戸（令和4年度末）

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) 子供を虐待から守る地域づくり

ア 児童相談所の体制・機能強化

- (7) 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。
- (イ) 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や法的対応力などの専門研修などを充実させます。
- (ロ) 児童相談所に警察官OBを配置し、児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や安全確保の徹底を図ります。
- (ハ) 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。
- (ニ) 休日・夜間もつながる電話相談窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。
- (ホ) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。
- (ヘ) 児童虐待通告に迅速かつ適切に対応できるよう新たな児童相談所の整備を進めます。
- (ト) 児童相談所の業務について、AIやICT、民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。
- (チ) 児童相談所において、虐待を含む養育、非行、発達など子供に関する相談に対して指導・助言をします。
- (リ) 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。
- (ル) 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。

イ 一時保護の充実

- (7) 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント（評価）が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。
- (イ) 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリ

ングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。

- (ウ) 一時保護を必要とする、DVの被害者に同伴する子供の心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。
- (エ) 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めます。
- (オ) 一時保護所において、子供の権利を尊重し環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組みます。
- (カ) 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。
- (キ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実を図ります。

ウ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- (ア) 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。
- (イ) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。
- (ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。（再掲）
- (エ) 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。
- (オ) 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。
- (カ) 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。
- (キ) 保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。
- (ク) 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、スクールソーシャルワーカーと連携して子供を虐待から守る学校づくりを推進します。
- (ケ) 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、スクールソーシャルワーカーや関係機関等との連携などについて研修会を実施

します。

- (コ) 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。
- (ク) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。
- (ク) DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。（再掲）
- (ケ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。
- (ケ) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。（再掲）
- (コ) 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。

エ 子供の権利擁護

- (ア) 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働き掛けなどを行います。（再掲）
- (イ) 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。（再掲）
- (イ) 児童相談所職員が子供の意向をくみ取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。
- (イ) 社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、子供が意見を述べる機会を確保します。また、子供の意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を検討します。
- (イ) 児童養護施設等が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。
- (イ) 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度の活用

に向けて専門家と連携して適切に支援します。

- (キ) 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。（再掲）
- (ク) 児童養護施設職員等を対象に研修を行い、性的マイノリティの子供が安心して施設で生活できるように支援します。

オ 市町村の子供家庭相談体制への支援

- (ア) 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。
- (イ) 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。
- (ウ) 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。（再掲）
- (エ) 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。
- (オ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）
- (カ) 子供の最も身近な場所において、全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。
- (キ) 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働き掛け、必要な支援を行います。
- (ク) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。（再掲）
- (ケ) 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社

会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。

- (コ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。（再掲）

(2) 社会的養育の充実

ア 里親等委託の推進

- (7) 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。
- (イ) 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。
- (ウ) 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。
- (エ) 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組みます。また、委託後も定期的に訪問するなど切れ目のない支援を行います。
- (オ) 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など民間と連携した里親委託の推進に取り組みます。
- (カ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。
- (キ) 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していきます。
- (ク) 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。
- (ケ) ファミリーホームの設置促進のため、里親等に制度の周知を図るとともに、開設に係る相談に応じ、支援します。

イ 特別養子縁組等の推進

- (7) 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続や養親等への支援について助言・指導等を行います。
- (イ) 出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生

活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。

ウ 児童養護施設等の体制整備、人材確保・育成

- (7) 児童養護施設等における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。
- (イ) 児童養護施設等において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。
- (ロ) 児童養護施設等の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。
- (エ) 児童福祉施設協議会等と連携して人材の確保や育成の取組を支援します。
- (オ) 児童養護施設等において個々の子供に応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。（再掲）
- (カ) 児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。
- (キ) 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。
- (ク) 専門的ケアを行う児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。
- (ケ) 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。
- (コ) 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童養護施設等への指導・支援をきめ細かく行います。
- (サ) 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。
- (シ) 児童養護施設の職員等を対象に、虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。
- (ス) 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童養護施設等の多機能化を支援します。
- (セ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託については、その充実を図ります。（再掲）
- (ソ) 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ、助

言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。（再掲）

- (d) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。（再掲）
- (f) 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入れを進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。

エ 入所児童等の自立支援

- (7) 家庭での養育が困難な児童に対して共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。
- (i) 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。
- (n) 児童養護施設等の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。
- (e) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。（再掲）
- (o) 進学、就労が困難な児童養護施設等の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する市町村などの関係機関と連携を図ります。
- (h) 児童養護施設等の退所者等を支援する交流拠点を活用し、退所者等の孤立化を防ぐとともに、関係機関と連携し、個々のニーズに合った支援を行います。
- (k) 児童養護施設等の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて22歳まで引き続き施設等に居住させることなどにより、自立のための支援を行います。
- (g) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。（再掲）
- (k) 児童養護施設等の退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、その取組に活かします。

指標：里親等委託率

現状値 22.1%（平成30年度）

→目標値 32%（令和6年度）

指標：児童養護施設退所児童の大学等進学率（再掲）

現状値 25.7%（平成30年度）

→目標値 35%（令和6年度）

7 子育てしやすいまちづくりの推進

(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進

ア 防犯対策

- (7) 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」による「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進し、犯罪を防止・減少させるための地域環境を整備します。
- (イ) 子供が被害者となる犯罪、特に子供の通学路となる道路や遊び場である公園などの公共空間で発生する犯罪から子供を守るため、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯のまちづくりに向けた環境整備と普及啓発に取り組みます。
- (ロ) 県民、事業者、NPO等が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」などによる民間パトロール活動や青少年への声掛け活動を支援します。
- (エ) 子供の危険回避能力を高めるため、防犯教室を開催し、防犯意識の高揚を図ります。
- (オ) SNSなどインターネットに起因した犯罪から子供を守るため、子供が利用する携帯電話やゲーム機等のインターネット端末におけるフィルタリングの普及促進などに努めるとともに、学校等において子供の情報モラル向上の気運の醸成を図ります。
- (カ) 子供が通う施設について、敷地内の安全点検など安全管理を進めるとともに、耐震化や長期保全に資する改修工事を図り、安全で快適な環境を整備します。
- (キ) 学校との連携による子供の犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。また、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。

イ 交通安全対策

- (7) 通学途中の子供が犠牲になる交通事故が全国的に多発しており、次代を担う子供を交通事故から守るため、通学路の歩道整備を推進します。
- (イ) 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、通行空間の確保やバリアフリーに配慮した交通安全施設の整備を行い、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。
- (ロ) 小・中学校等の通学路や未就学児が園外活動等で使用する道路等について、点検等の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備を行い、子供の安全な通行空間を確保します。

- (エ) 子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育と地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる民間指導者や交通安全ボランティアなどの育成に努めます。
- (オ) 「交通安全教育指針」に則した年齢、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進して、交通ルールの周知を図ります。
- (カ) チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に実施します。
- (キ) 交通事故発生時における被害軽減等、チャイルドシートの必要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、着用率の向上に努めます。
- (ク) 子供と保護者を対象に交通安全教育等を通して、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導するとともに、自転車ヘルメットの着用と反射材等の普及を促進します。
- (ケ) 子供に対する自転車運転免許制度の普及や「自転車安全利用五則」等を用いた啓発活動を展開して、交通ルールの周知を図り、自転車の安全利用を促進します。

(2) 子育てしやすい住環境の整備

- ア 民間金融機関と提携した融資制度などにより子育て家庭の良質な住宅確保を支援します。
- イ 県営住宅について、多子世帯向けなどの子育て支援住宅の専用募集枠を設定するなどにより子育て家庭の居住の安定確保に努めます。
- ウ 既存県営住宅の建替えの際にバリアフリー化等を図ることにより、居住水準を向上させ子育てしやすい住環境の整備を推進します。
- エ 子育て世帯の流入及び定住を促進するため、子育てしやすい良質な住まいを県が認定を行います。
- オ 同居・近居などにより子育て世帯の住み替えを促進します。
- カ 県営住宅の建替えにより生み出した土地を活用し、民間事業者が整備・運営する子育て支援施設などを誘致します。
- キ 市町村や民間企業などと協働して、官公庁施設や民間企業施設などのおむつ替えや授乳のできるスペースを「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ク 妊産婦や子供が円滑に利用できる建築物や駅等の整備を促進するとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。

指標：自主防犯活動が実施されている地域の割合

現状値 88.9%（平成30年度末）

→目標値 90%（令和6年度末）

指標：声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数

現状値 56市町村（平成30年度）

→目標値 57市町村（令和6年度）

別表1 子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制」等

1. 区域設定

「1号認定」は『県全体を1区域』、「2号認定」・「3号認定」・「地域子ども・子育て支援事業」は『1市町村を1区域』とする。
 (1号認定…3歳以上(教育)、2号認定…3歳以上(保育)、3号…3歳未満(保育))

※「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、小規模保育等(地域型保育事業)の教育・保育を利用する子供については、以下の3つの認定区分が設けられている。

設定区分		利用施設(事業)
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定子供以外のもの	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子供であって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所・認定こども園・小規模保育等

2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」

基準日: 令和2年度…令和3年4月1日、令和3年度…令和4年4月1日、令和4年度…令和5年4月1日、令和5年度…令和6年4月1日、令和6年度…令和7年4月1日

(1) 県全体

(単位:人)

	1号	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度							
		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号					
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳				
量の見込み	91,004	86,450		11,488	53,074	88,941	86,212		11,635	53,867	86,546	85,767		11,765	54,530	85,027	85,736		11,887	54,811	84,335	85,949		11,982	54,974
		11,346	75,104				11,100	75,112				10,823	74,944				10,648	75,088				10,609	75,340		
提供体制	119,031	8,229	81,307	12,442	51,999	118,373	8,518	82,634	12,600	53,221	117,479	8,735	83,423	12,774	54,186	116,850	9,025	84,095	12,874	54,982	116,345	9,394	84,614	12,970	55,641
特定教育・保育施設 1)	25,454	1,474	79,628	9,526	41,725	26,873	1,843	80,830	9,662	42,774	27,816	2,208	81,668	9,784	43,509	28,358	2,575	82,388	9,855	44,224	28,961	2,943	82,956	9,921	44,775
特定地域型保育事業 2)	/	/	/	2,492	9,051	/	/	/	2,530	9,293	/	/	/	2,598	9,578	/	/	/	2,643	9,704	/	/	/	2,689	9,848
認可外(地方単独事業) 3)	/	/	1,068	371	1,011	/	/	1,018	352	946	/	/	969	336	891	/	/	921	320	846	/	/	872	304	810
新制度未移行の幼稚園	93,577	/	/	/	/	91,500	/	/	/	/	89,663	/	/	/	/	88,492	/	/	/	/	/	87,384	/	/	/
その他 4)	/	6,755	611	53	212	/	6,675	786	56	208	/	6,527	786	56	208	/	6,450	786	56	208	/	6,451	786	56	208
提供体制確保の状況 5) ※	28,027	-3,117	6,203	954	-1,075	29,432	-2,582	7,522	965	-646	30,933	-2,088	8,479	1,009	-344	31,823	-1,623	9,007	987	171	32,010	-1,215	9,274	988	667

- 1) 新制度幼稚園、保育所、認定こども園
 - 2) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
 - 3) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
 - 4) 幼稚園における預かり保育(長時間・通年)、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業等
 - 5) 「提供体制」から「量の見込み」を除いた数
- ※ 「幼児期の学校教育の利用希望の強い」の量の見込みに係る確保方策については、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう調整している。

(2) 県内市町村

(単位:人)

	1号	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の 学校教育の 利用希望 が強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
さいたま市	量の見込み	16,978	18,271		2,640	11,867	16,899	18,793		2,738	12,508	16,519	19,193		2,823	12,957	16,370	19,441		2,903	13,349	16,276	19,656		2,997	13,627
			3,007	15,264				2,992	15,801				2,924	16,269				2,898	16,543				2,883	16,773		
	提供体制	16,978	3,007	15,501	2,672	11,867	16,899	2,992	15,922	2,757	12,508	16,519	2,924	16,327	2,833	12,957	16,370	2,898	16,572	2,905	13,349	16,276	2,883	16,778	2,997	13,627
	うち特定教育・保育施設	2,237	168	14,735	1,867	9,353	2,226	167	15,206	1,928	9,954	2,176	163	15,660	1,981	10,363	2,157	162	15,953	2,030	10,716	2,145	161	16,208	2,099	10,954
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	605	1,915	/	/	/	641	1,993	/	/	/	677	2,071	/	/	/	713	2,149	/	/	/	749	2,227
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	766	200	599	/	/	716	188	561	/	/	667	175	523	/	/	619	162	484	/	/	570	149	446
広域利用による提供体制確保																										
提供体制確保の状況 ※2			237	32				121	19					58	10			29	2				5			
川越市	量の見込み	4,037	4,124		416	2,150	4,003	4,082		413	2,122	3,934	4,001		412	2,101	3,870	3,939		411	2,090	3,870	3,939		411	2,090
			1,240	2,884				1,227	2,855				1,205	2,796				1,184	2,755				1,184	2,755		
	提供体制	6,656		3,267	534	2,123	6,596		3,303	534	2,147	6,596		3,303	534	2,147	6,596		3,303	534	2,147	6,596		3,303	534	2,147
	うち特定教育・保育施設	1,306		3,267	429	1,703	1,486		3,303	429	1,727	1,486		3,303	429	1,727	1,486		3,303	429	1,727	1,486		3,303	429	1,727
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	105	420	/	/	/	105	420	/	/	/	105	420	/	/	/	105	420	/	/	/	105	420
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/			/	/	/			/	/	/			/	/	/			/	/	/		
広域利用による提供体制確保	539		19		14	539		19		14	539		19		14	539		19		14	539		19		14	
提供体制確保の状況 ※2	3,158	-1,240	402	118	-13	3,132	-1,227	467	121	39	3,201	-1,205	526	122	60	3,265	-1,184	567	123	71	3,265	-1,184	567	123	71	
熊谷市	量の見込み	1,453	3,508		183	1,230	1,395	3,414		184	1,246	1,340	3,323		187	1,258	1,299	3,265		189	1,274	1,267	3,229		191	1,293
			1,285	2,223				1,234	2,180				1,185	2,138				1,149	2,116				1,120	2,109		
	提供体制	2,674	1,135	2,354	325	1,118	2,674	1,135	2,354	325	1,133	2,774	1,135	2,414	331	1,175	2,774	1,135	2,414	264	1,251	2,774	1,135	2,414	198	1,327
	うち特定教育・保育施設	869	266	2,354	290	994	869	266	2,354	290	994	969	266	2,414	296	1,018	969	266	2,414	229	1,094	969	266	2,414	163	1,170
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	28	90	/	/	/	28	105	/	/	/	28	123	/	/	/	28	123	/	/	/	28	123
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/			/	/	/			/	/	/			/	/	/			/	/	/		
広域利用による提供体制確保	34		88	6	42	34		88	6	42	34		88	6	42	34		88	6	42	34		88	6	42	
提供体制確保の状況 ※2	1,255	-150	219	148	-70	1,313	-99	262	147	-71	1,468	-50	364	150	-41	1,509	-14	386	81	19	1,541	15	393	13	76	
川口市	量の見込み	6,991	7,861		972	4,863	6,780	7,623		982	4,975	6,725	7,562		993	5,006	6,757	7,598		1,002	5,048	6,873	7,728		1,014	5,088
			2,133	5,728				2,067	5,556				2,050	5,512				2,057	5,541				2,090	5,638		
	提供体制	10,759	570	7,633	973	4,761	10,334	950	7,708	983	4,841	9,909	1,330	7,783	993	4,921	9,484	1,710	7,858	1,003	5,001	9,059	2,090	7,933	1,013	5,081
	うち特定教育・保育施設	1,219	310	7,633	726	3,854	1,839	680	7,708	736	3,934	2,459	1,050	7,783	746	4,014	3,079	1,420	7,858	756	4,094	3,699	1,790	7,933	766	4,174
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	235	883	/	/	/	235	883	/	/	/	235	883	/	/	/	235	883	/	/	/	235	883
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	12	24	/	/	/	12	24	/	/	/	12	24	/	/	/	12	24	/	/	/	12	24
広域利用による提供体制確保																										
提供体制確保の状況 ※2	3,768	-1,563	1,905	1	-102	3,554	-1,117	2,152	1	-134	3,184	-720	2,271		-85	2,727	-347	2,317	1	-47	2,186		2,295	-1	-7	
行田市	量の見込み	634	918		68	385	593	860		65	377	560	812		64	377	554	804		61	353	541	784		60	343
			246	672				231	629				218	594				216	588				210	574		
	提供体制	2,135	246	810	78	382	2,135	231	810	78	382	2,135	218	810	78	382	2,135	216	810	78	382	2,135	210	810	78	382
	うち特定教育・保育施設	170		810	67	335	170		810	67	335	170		810	67	335	170		810	67	335	170		810	67	335
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	11	47	/	/	/	11	47	/	/	/	11	47	/	/	/	11	47	/	/	/	11	47
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/			/	/	/			/	/	/			/	/	/			/	/	/		
広域利用による提供体制確保	30		53	7	20	30		53	7	20	30		53	7	20	30		53	7	20	30		53	7	20	
提供体制確保の状況 ※2	1,531		191	17	17	1,572		234	20	25	1,605		269	21	25	1,611		275	24	49	1,624		289	25	59	

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
秩父市	量の見込み	400	920		155	510	350	900		153	507	300	890		152	505	270	890		150	502	250	880		149	500
			-	920				-	900				-	890				-	890				-	880		
	提供体制	787	902		140	475	717	902		140	475	717	902		140	475	717	902		140	475	717	902		140	475
	うち特定教育・保育施設	787	902		138	469	717	902		138	469	717	902		138	469	717	902		138	469	717	902		138	469
	うち特定地域型保育事業			2	6				2	6				2	6				2	6				2	6	
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保	30	30		9	20	30	30		9	20	30	30		9	19	30	30		8	18	30	30		7	18
提供体制確保の状況 ※2	417	12		-6	-15	397	32		-4	-12	447	42		-3	-11	477	42		-2	-9	497	52		-2	-7	
所沢市	量の見込み	4,345	3,290		428	2,013	4,214	3,290		429	2,019	3,964	3,183		422	2,084	3,837	3,153		416	2,084	3,721	3,130		412	2,089
			-	3,290				-	3,290				-	3,183				-	3,153				-	3,130		
	提供体制	4,437	3,391		484	1,880	4,437	3,479		469	2,019	4,437	3,479		442	2,084	4,437	3,479		442	2,084	4,437	3,479		437	2,089
	うち特定教育・保育施設	834	3,391		412	1,607	1,034	3,479		407	1,679	1,034	3,479		391	1,695	1,034	3,479		391	1,695	1,034	3,479		388	1,698
	うち特定地域型保育事業			64	255				54	322				43	371				43	371				41	373	
	うち認可外(地方単独事業)			8	18				8	18				8	18				8	18				8	18	
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	92	101		56	-133	223	189		40		473	296		20		600	326		26		716	349		25		
飯能市	量の見込み	853	754		92	501	849	751		94	501	865	766		95	503	844	749		98	512	844	749		98	512
			-	754				-	751				-	766				-	749				-	749		
	提供体制	1,210	792		95	509	1,120	822		95	509	1,120	822		95	509	1,059	822		98	529	1,059	822		98	529
	うち特定教育・保育施設	310	792		92	453	460	822		92	453	460	822		92	453	399	822		95	473	399	822		95	473
	うち特定地域型保育事業				50				50					50					50					50		
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	357	38		3	8	271	71		1	8	255	56		6	215		73			17	215	73		17		
加須市	量の見込み	1,073	1,258		84	701	1,064	1,226		83	680	1,045	1,193		81	663	1,010	1,149		79	649	987	1,117		76	631
			-	1,258				-	1,226				-	1,193				-	1,149				-	1,117		
	提供体制	1,755	1,522		190	748	1,755	1,522		190	748	1,755	1,522		190	748	1,755	1,522		190	748	1,755	1,522		190	748
	うち特定教育・保育施設	1,545	1,488		163	670	1,545	1,488		163	670	1,545	1,488		163	670	1,545	1,488		163	670	1,545	1,488		163	670
	うち特定地域型保育事業																									
	うち認可外(地方単独事業)		34		27	78		34		27	78		34		27	78		34		27	78		34		27	78
	広域利用による提供体制確保	128			2	25	122			2	25	121			2	25	117			2	25	113			2	25
提供体制確保の状況 ※2	810	264		108	72	813	296		109	93	831	329		111	110	862	373		113	124	881	405		116	142	
本庄市	量の見込み	666	1,179		179	560	675	1,196		180	572	675	1,195		182	574	686	1,214		182	578	697	1,234		182	582
			-	1,179				-	1,196				-	1,195				-	1,214				-	1,234		
	提供体制	697	1,234		182	582	697	1,234		182	582	697	1,234		182	582	697	1,234		182	582	697	1,234		182	582
	うち特定教育・保育施設	312	1,234		180	575	312	1,234		180	575	312	1,234		180	575	312	1,234		180	575	312	1,234		180	575
	うち特定地域型保育事業			2	7				2	7				2	7				2	7				2	7	
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保		42		6	22		42		6	22		42		6	22		42		6	22		42		6	22
提供体制確保の状況 ※2	31	97		9	44	22	80		8	32	22	81		6	30	11	62		6	26		42		6	22	

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
東松山市	量の見込み	1,230	935		105	587	1,178	896		103	575	1,151	876		101	563	1,126	857		99	553	1,105	841		98	543
			-	935			-	896				-	876				-	857				-	841			
	提供体制	1,772	896	125	493	1,772	896	128	527	1,772	896	128	527	1,772	896	128	527	1,772	896	128	527	1,772	896	128	527	
	うち特定教育・保育施設	197	884	89	395	197	884	89	395	197	884	89	395	197	884	89	395	197	884	89	395	197	884	89	395	
	うち特定地域型保育事業	/	/	30	86	/	/	33	120	/	/	33	120	/	/	33	120	/	/	33	120	/	/	33	120	
	うち認可外(地方単独事業)	/	12	6	12	/	12	6	12	/	12	6	12	/	12	6	12	/	12	6	12	/	12	6	12	
	広域利用による提供体制確保	30	33	3	21	30	33	3	21	30	33	3	21	30	33	3	21	30	33	3	21	30	33	3	21	
提供体制確保の状況 ※2	572	-6	23	-73	624	33	28	-27	651	53	30	-15	676	72	32	-5	697	88	33	5						
春日部市	量の見込み	5,044	2,091		313	1,246	5,044	2,091		313	1,246	5,044	2,091		313	1,246	5,044	2,091		313	1,246	5,044	2,091		313	1,246
			451	1,640			451	1,640			451	1,640			451	1,640			451	1,640			451	1,640		
	提供体制	5,033	447	1,620	313	1,239	5,033	447	1,620	313	1,239	5,033	447	1,620	313	1,239	5,033	447	1,620	313	1,239	5,033	447	1,620	313	1,239
	うち特定教育・保育施設	1,148	447	1,620	280	1,102	1,148	447	1,620	280	1,102	1,148	447	1,620	280	1,102	1,148	447	1,620	280	1,102	1,148	447	1,620	280	1,102
	うち特定地域型保育事業	/	/	33	131	/	/	33	131	/	/	33	131	/	/	33	131	/	/	33	131	/	/	33	131	
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	6		/	6			/	6			/	6			/	6			/	6			
	広域利用による提供体制確保	11	4	20	7	11	4	20	7	11	4	20	7	11	4	20	7	11	4	20	7	11	4	20	7	
提供体制確保の状況 ※2																										
狭山市	量の見込み	1,329	1,439		319	855	1,297	1,474		311	872	1,265	1,509		303	889	1,229	1,545		295	907	1,192	1,581		286	925
			173	1,266			177	1,297			181	1,328			185	1,360			190	1,391			190	1,391		
	提供体制	1,992	209	1,290	238	798	1,992	209	1,313	253	834	1,992	209	1,359	268	870	1,992	209	1,427	281	909	1,992	209	1,496	296	945
	うち特定教育・保育施設	660	96	1,290	191	666	660	96	1,313	206	702	660	96	1,359	221	738	660	96	1,427	234	777	660	96	1,496	249	813
	うち特定地域型保育事業	/	/	44	126	/	44	126	/	44	126	/	44	126	/	44	126	/	44	126	/	44	126	/	44	126
	うち認可外(地方単独事業)	/	/			/			/			/			/			/			/			/		
	広域利用による提供体制確保	210	2			210	2			210	2			210	2			210	2			210	2			
提供体制確保の状況 ※2	873	36	26	-81	-57	905	32	18	-58	-38	937	28	33	-35	-19	973	24	69	-14	2	1,010	19	107	10	20	
羽生市	量の見込み	420	724		41	375	424	730		40	368	425	733		40	361	426	734		40	357	420	723		39	353
			-	724			-	730			-	733			-	734			-	723			-	723		
	提供体制	544	827	57	363	544	827	57	363	544	827	57	373	544	827	57	373	544	827	57	373	544	827	57	373	
	うち特定教育・保育施設	169	827	57	357	169	827	57	357	169	827	57	367	169	827	57	367	169	827	57	367	169	827	57	367	
	うち特定地域型保育事業	/	/			/	/			/	/			/	/			/	/			/	/			
	うち認可外(地方単独事業)	/	/			/	/			/	/			/	/			/	/			/	/			
	広域利用による提供体制確保		10		15		10		15		10		15		10		15		10		15		10		15	
提供体制確保の状況 ※2	124	113	16	3	120	107	17	10	119	104	17	27	118	103	17	31	124	114	18	35						
鴻巣市	量の見込み	957	1,196		86	727	921	1,197		85	728	884	1,197		85	727	848	1,196		85	727	814	1,194		85	725
			-	1,196			-	1,197			-	1,197			-	1,196			-	1,194			-	1,194		
	提供体制	1,425	1,192	187	676	1,393	1,237	190	722	1,393	1,225	190	734	1,393	1,225	190	734	1,393	1,225	190	734	1,393	1,225	190	734	
	うち特定教育・保育施設	420	1,192	141	503	388	1,237	144	549	388	1,225	144	561	388	1,225	144	561	388	1,225	144	561	388	1,225	144	561	
	うち特定地域型保育事業	/	/	46	167	/	46	167	/	46	167	/	46	167	/	46	167	/	46	167	/	46	167	/	46	167
	うち認可外(地方単独事業)	/	/			/			/			/			/			/			/			/		
	広域利用による提供体制確保		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1		1	
提供体制確保の状況 ※2	468	-3	101	-50	472	41	105	-5	509	29	105	8	545	30	105	8	579	32	105	10						

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
深谷市	量の見込み	635	2,094		293	1,146	748	2,066		287	1,142	727	2,008		280	1,133	710	1,960		274	1,108	703	1,938		267	1,084
			-	2,094				-	2,066				-	2,008				-	1,960				-	1,938		
	提供体制	1,041	2,163	285	1,130	1,211	2,163	285	1,130	1,211	2,163	285	1,130	1,211	2,163	285	1,130	1,211	2,163	285	1,130	1,211	2,163	285	1,130	
	うち特定教育・保育施設	721	2,163	244	1,007	891	2,163	244	1,007	891	2,163	244	1,007	891	2,163	244	1,007	891	2,163	244	1,007	891	2,163	244	1,007	
	うち特定地域型保育事業			41	123			41	123			41	123			41	123			41	123			41	123	
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	406	69	-8	-16	463	97	-2	-12	484	155	5	-3	501	203	11	22	508	225	18	46						
上尾市	量の見込み	3,762	2,049		265	1,398	3,594	2,077		272	1,426	3,413	2,089		279	1,458	3,281	2,125		286	1,465	3,200	2,190		293	1,455
			-	2,049				-	2,077				-	2,089				-	2,125				-	2,190		
	提供体制	4,523	2,036	341	1,330	4,523	2,108	353	1,366	4,523	2,036	349	1,347	4,523	2,108	361	1,383	4,523	2,189	376	1,441					
	うち特定教育・保育施設	584	2,017	257	988	830	2,089	269	1,024	830	2,017	265	1,005	830	2,089	277	1,041	830	2,170	289	1,083					
	うち特定地域型保育事業			77	322			77	322			77	322			77	322			77	322			80	338	
	うち認可外(地方単独事業)			19	7	20		19	7	20		19	7	20		19	7	20		19	7	20		19	7	20
	広域利用による提供体制確保	12	28	3	13	12	28	3	13	12	28	3	13	12	28	3	13	12	28	3	13	12	28	3	13	
提供体制確保の状況 ※2	773	15	79	-55	941	59	84	-47	1,122	-25	73	-98	1,254	11	78	-69	1,335	27	86							
草加市	量の見込み	3,635	2,063		307	1,449	3,522	1,999		304	1,457	3,401	1,930		301	1,455	3,411	1,936		298	1,443	3,448	1,957		297	1,443
			-	2,063				-	1,999				-	1,930				-	1,936				-	1,957		
	提供体制	4,779	2,157	336	1,486	4,779	2,157	336	1,486	4,779	2,157	336	1,486	4,779	2,157	336	1,486	4,779	2,157	336	1,486	4,779	2,157	336	1,486	
	うち特定教育・保育施設	444	2,155	211	1,169	444	2,155	211	1,169	444	2,155	211	1,169	444	2,155	211	1,169	444	2,155	211	1,169	444	2,155	211	1,169	
	うち特定地域型保育事業			101	264			101	264			101	264			101	264			101	264			101	264	
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	1,144	94	29	37	1,257	158	32	29	1,378	227	35	31	1,368	221	38	43	1,331	200	39	43						
越谷市	量の見込み	5,326	3,357		461	2,552	5,130	3,464		488	2,530	4,945	3,582		513	2,530	4,773	3,696		541	2,535	4,773	3,696		541	2,535
			-	3,357				-	3,464				-	3,582				-	3,696				-	3,696		
	提供体制	7,165	3,625	541	2,524	7,165	3,800	541	2,524	7,165	3,800	541	2,524	7,165	3,800	541	2,524	7,165	3,800	541	2,524	7,165	3,800	541	2,524	
	うち特定教育・保育施設	1,160	3,170	291	1,423	1,160	3,170	291	1,423	1,160	3,170	291	1,423	1,160	3,170	291	1,423	1,160	3,170	291	1,423	1,160	3,170	291	1,423	
	うち特定地域型保育事業			250	1,101			250	1,101			250	1,101			250	1,101			250	1,101			250	1,101	
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保	101	57	6	32	101	57	6	32	101	57	6	32	101	57	6	32	101	57	6	32	101	57	6	32	
提供体制確保の状況 ※2	1,940	325	86	4	2,136	393	59	26	2,321	275	34	26	2,493	161	6	21	2,493	161	6	21	2,493	161	6	21		
蕨市	量の見込み	693	966		95	656	654	930		94	660	626	907		93	646	626	921		92	617	645	965		92	574
			189	777				179	751				172	735				171	750				176	789		
	提供体制	693	189	863	128	660	654	179	863	128	660	626	172	863	128	660	626	171	863	128	660	645	176	863	128	660
	うち特定教育・保育施設			863	81	426			863	81	426			863	81	426			863	81	426			863	81	426
	うち特定地域型保育事業				47	234				47	234				47	234				47	234				47	234
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2		86	33	4		112	34			128	35	14			113	36	43				74	36	86			

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
戸田市	量の見込み	2,492	1,829		330	1,386	2,298	1,686		316	1,409	2,290	1,681		315	1,403	2,316	1,700		314	1,396	2,394	1,757		314	1,391
			-	1,829			-	1,686			-	1,681			-	1,700			-	1,757			-	1,757		
	提供体制	2,920	2,114	364	1,386	2,920	2,114	364	1,409	2,920	2,114	364	1,403	2,920	2,114	364	1,396	2,920	2,114	364	1,396	2,920	2,114	364	1,391	
	うち特定教育・保育施設	10	2,113	310	1,195	10	2,113	310	1,218	10	2,113	310	1,212	10	2,113	310	1,205	10	2,113	310	1,205	10	2,113	310	1,200	
	うち特定地域型保育事業			49	182			49	182			49	182			49	182			49	182			49	182	
	うち認可外(地方単独事業)		1	5	9		1	5	9		1	5	9		1	5	9		1	5	9		1	5	9	
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	428	285	34		622	428	48		630	433	49		604	414	50		526	357	50							
入間市	量の見込み	1,270	1,652		162	779	1,233	1,602		166	779	1,201	1,561		170	779	1,170	1,522		174	779	1,144	1,488		174	779
			318	1,334			308	1,294			300	1,261			293	1,229			286	1,202			286	1,202		
	提供体制	1,969	488	1,624	158	767	1,969	488	1,636	168	775	1,969	488	1,636	168	775	1,969	488	1,628	174	779	1,969	488	1,628	174	779
	うち特定教育・保育施設	15	1,624	139	699	15	1,636	149	707	15	1,636	149	707	15	1,628	155	711	15	1,628	155	711	15	1,628	155	711	
	うち特定地域型保育事業			18	66			18	66			18	66			18	66			18	66			18	66	
	うち認可外(地方単独事業)			1	2			1	2			1	2			1	2			1	2			1	2	
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	699	170	290	-4	-12	736	180	342	2	-4	768	188	375	-2	-4	799	195	399			825	202	426			
朝霞市	量の見込み	1,650	2,285		383	1,429	1,650	2,330		385	1,450	1,650	2,330		385	1,449	1,650	2,330		385	1,459	1,650	2,330		385	1,477
			400	1,885			400	1,930			400	1,930			400	1,930			400	1,930			400	1,930		
	提供体制	1,650	400	1,885	383	1,429	1,650	400	1,930	385	1,450	1,650	400	1,930	385	1,449	1,650	400	1,930	385	1,459	1,650	400	1,930	385	1,477
	うち特定教育・保育施設	6	1,885	239	983	6	1,930	242	995	6	1,930	242	995	6	1,930	242	995	6	1,930	242	995	6	1,930	242	995	
	うち特定地域型保育事業			86	321			89	337			92	353			95	369			98	385			98	385	
	うち認可外(地方単独事業)			45	36			38	33			35	16			32	10			29	12			29	12	
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2																										
志木市	量の見込み	1,471	697		161	719	1,406	667		179	782	1,373	651		189	792	1,304	618		200	808	1,280	607		209	822
			-	697			-	667			-	651			-	618			-	607			-	607		
	提供体制	1,524	838	205	724	1,524	919	208	760	1,524	919	214	784	1,524	919	220	808	1,524	919	220	808	1,524	919	226	832	
	うち特定教育・保育施設	264	838	167	594	264	919	170	630	264	919	176	654	264	919	182	678	264	919	182	678	264	919	188	702	
	うち特定地域型保育事業			35	124			35	124			35	124			35	124			35	124			35	124	
	うち認可外(地方単独事業)			3	6			3	6			3	6			3	6			3	6			3	6	
	広域利用による提供体制確保	355	19	1	3	366	19	1	3	372	18	1	2	374	18	1	2	376	18	1	2	376	18	1	2	
提供体制確保の状況 ※2	408	160	45	8	484	271	30	-19	523	286	26	-6	594	319	21	2	620	319	21	2	620	330	18	12		
和光市	量の見込み	694	1,711		203	876	680	1,678		209	898	664	1,639		215	923	661	1,632		222	948	661	1,632		222	948
			567	1,144			503	1,175			437	1,202			381	1,251			381	1,251			381	1,251		
	提供体制	955	567	1,125	256	869	955	503	1,179	256	905	955	437	1,194	245	911	955	381	1,269	248	941	955	381	1,269	248	941
	うち特定教育・保育施設	10	1,125	128	464	10	1,179	128	500	10	1,194	126	497	10	1,269	126	511	10	1,269	126	511	10	1,269	126	511	
	うち特定地域型保育事業			123	395			123	395			114	404			117	420			117	420			117	420	
	うち認可外(地方単独事業)			5	10			5	10			5	10			5	10			5	10			5	10	
	広域利用による提供体制確保		6	6	18		6	6	18		6	6	18		6	6	18		6	6	18		6	6	18	
提供体制確保の状況 ※2	261	-13	59	11	275	10	53	25	291	-2	36	6	294	24	32	11	294	24	32	11	294	24	32	11		

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度									
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号							
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		
新座市	量の見込み	1,842	1,725		267	1,284	1,712	1,720		264	1,314	1,592	1,717		261	1,329	1,520	1,760		258	1,317	1,480	1,840		256	1,303	
			-	1,725				-	1,720				-	1,717				-	1,760				-	1,840			
	提供体制	3,270	1,885	315	1,256	3,270	1,885	315	1,256	3,270	1,885	318	1,272	3,270	1,885	321	1,288	3,270	1,885	324	1,304						
	うち特定教育・保育施設	745	1,876	229	938	745	1,876	229	938	745	1,876	229	938	745	1,876	229	938	745	1,876	229	938						
	うち特定地域型保育事業	/	/	76	300	/	/	76	300	/	/	79	316	/	/	82	332	/	/	85	348						
	うち認可外(地方単独事業)	/	9	10	18	/	9	10	18	/	9	10	18	/	9	10	18	/	9	10	18						
広域利用による提供体制確保																											
提供体制確保の状況 ※2	1,428	160	48	-28	1,558	165	51	-58	1,678	168	57	-57	1,750	125	63	-29	1,790	45	68	1							
桶川市	量の見込み	1,027	623		120	518	956	666		118	494	876	696		117	502	820	745		117	495	790	717		115	490	
			-	623				-	666				-	696				-	745				-	717			
	提供体制	1,510	646	114	497	1,510	646	114	497	1,430	726	123	545	1,430	726	123	545	1,430	726	123	545						
	うち特定教育・保育施設	390	603	83	399	390	603	83	399	590	683	92	447	590	683	92	447	590	683	92	447						
	うち特定地域型保育事業	/	/	24	71	/	/	24	71	/	/	24	71	/	/	24	71	/	/	24	71						
	うち認可外(地方単独事業)	/	43	7	27	/	43	7	27	/	43	7	27	/	43	7	27	/	43	7	27						
広域利用による提供体制確保																											
提供体制確保の状況 ※2	483	23	-6	-21	554	-20	-4	3	554	30	6	43	610	-19	6	50	640	9	8	55							
久喜市	量の見込み	1,601	1,552		165	973	1,551	1,541		180	967	1,501	1,528		194	979	1,458	1,521		210	992	1,416	1,515		225	1,000	
			-	1,552				-	1,541				-	1,528				-	1,521				-	1,515			
	提供体制	1,841	1,786	243	978	1,841	1,786	246	977	1,841	1,767	249	993	1,841	1,748	249	993	1,841	1,729	249	993						
	うち特定教育・保育施設	1,681	1,786	199	835	1,681	1,786	199	818	1,681	1,767	199	818	1,681	1,748	199	818	1,681	1,729	199	818						
	うち特定地域型保育事業	/	/	44	143	/	/	47	159	/	/	50	175	/	/	50	175	/	/	50	175						
	うち認可外(地方単独事業)	/	/			/	/			/	/			/	/			/	/								
広域利用による提供体制確保	257	44	4	27	249	44	4	27	241	43	4	27	234	42	5	27	227	42	5	27							
提供体制確保の状況 ※2	497	278	82	32	539	289	70	37	581	282	59	41	617	269	44	28	652	256	29	20							
北本市	量の見込み	622	611		50	338	616	606		50	326	579	570		49	322	557	548		48	315	557	548		48	315	
			126	485				125	481				118	452				113	435				113	435			
	提供体制	1,094	126	588	72	338	1,095	125	588	72	338	1,102	118	588	72	338	1,107	113	588	72	338	1,107	113	588	72	338	
	うち特定教育・保育施設	222	23	588	67	297	222	23	588	67	297	223	22	588	67	297	224	21	588	67	297	224	21	588	67	297	
	うち特定地域型保育事業	/	/	5	41	/	/	5	41	/	/	5	41	/	/	5	41	/	/	5	41	/	/	5	41	/	/
	うち認可外(地方単独事業)	/	/			/	/			/	/			/	/			/	/			/	/			/	/
広域利用による提供体制確保																											
提供体制確保の状況 ※2	472	103	22		479	107	22	12	523	136	23	16	550	153	24	23	550	153	24	23							
八潮市	量の見込み	1,454	788		224	807	1,456	814		244	857	1,469	839		263	907	1,484	839		263	907	1,499	839		263	907	
			-	788				-	814				-	839				-	839				-	839			
	提供体制	1,631	990	197	679	1,631	990	197	679	1,631	1,080	221	751	1,631	1,080	221	751	1,631	1,080	221	751						
	うち特定教育・保育施設	66	986	134	513	66	986	134	513	66	1,076	146	561	66	1,076	146	561	66	1,076	146	561						
	うち特定地域型保育事業	/	/	60	154	/	/	60	154	/	/	72	178	/	/	72	178	/	/	72	178						
	うち認可外(地方単独事業)	/	/			/	/			/	/			/	/			/	/								
広域利用による提供体制確保																											
提供体制確保の状況 ※2	190	202	-27	-128	175	176	-47	-178	162	241	-42	-156	147	241	-42	-156	132	241	-42	-156							

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
富士見市	量の見込み	1,390	1,370		162	782	1,352	1,415		161	785	1,294	1,387		160	823	1,255	1,402		158	823	1,228	1,417		157	821
			230	1,140				243	1,172				244	1,143				248	1,154				254	1,163		
	提供体制	2,178	230	1,236	187	795	2,178	243	1,236	187	795	2,178	244	1,236	187	814	2,178	248	1,236	187	814	2,178	254	1,236	187	814
	うち特定教育・保育施設	538		1,236	160	650	538		1,236	160	650	538		1,236	160	650	538		1,236	160	650	538		1,236	160	650
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	27	145	/	/	/	27	145	/	/	/	27	164	/	/	/	27	164	/	/	/	27	164
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	広域利用による提供体制確保	291		22	2	17	291		22	2	17	291		22	2	17	291		22	2	17	291		22	2	17
提供体制確保の状況 ※2	1,079		118	27	30	1,117		86	28	27	1,175		115	29	8	1,214		104	31	8	1,241		95	32	10	
三郷市	量の見込み	1,962	1,818		249	1,004	1,975	1,830		237	955	1,923	1,782		225	973	1,872	1,735		214	925	1,752	1,624		200	871
			429	1,389				432	1,398				420	1,362				409	1,326				383	1,241		
	提供体制	2,848	432	1,511	251	1,005	2,848	432	1,511	251	1,005	2,848	432	1,511	251	1,005	2,848	432	1,511	251	1,005	2,848	432	1,511	251	1,005
	うち特定教育・保育施設	744	71	1,511	224	831	744	71	1,511	224	831	744	71	1,511	224	831	744	71	1,511	224	831	744	71	1,511	224	831
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	19	140	/	/	/	19	140	/	/	/	19	140	/	/	/	19	140	/	/	/	19	140
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	8	34	/	/	/	8	34	/	/	/	8	34	/	/	/	8	34	/	/	/	8	34
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	886	3	122	2	1	873		113	14	50	925	12	149	26	32	976	23	185	37	80	1,096	49	270	51	134	
蓮田市	量の見込み	869	533		91	336	853	549		88	329	818	541		86	321	788	539		84	313	759	537		82	304
			61	472				60	489				56	485				54	485				51	486		
	提供体制	1,315	57	509	98	339	1,315	57	509	98	339	1,315	57	509	98	339	1,315	57	509	98	339	1,315	57	509	98	339
	うち特定教育・保育施設	90	57	509	73	278	90	57	509	73	278	90	57	509	73	278	90	57	509	73	278	90	57	509	73	278
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	25	61	/	/	/	25	61	/	/	/	25	61	/	/	/	25	61	/	/	/	25	61
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	広域利用による提供体制確保	397	4		3	16	389	4		3	16	374	3		3	16	360	3		3	16	347	3		3	16
提供体制確保の状況 ※2	843		37	10	19	851	1	20	13	26	871	4	24	15	34	887	6	24	17	42	903	9	23	19	51	
坂戸市	量の見込み	1,467	843		230	560	1,388	797		224	555	1,331	764		220	540	1,261	724		217	528	1,243	714		214	518
			-	843				-	797				-	764				-	724				-	714		
	提供体制	1,567		1,004	144	514	1,567		1,089	159	524	1,567		1,089	193	524	1,567		1,089	208	524	1,567		1,089	217	524
	うち特定教育・保育施設	1,567		1,004	83	371	1,567		1,089	98	381	1,567		1,089	113	381	1,567		1,089	128	381	1,567		1,089	137	381
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	61	143	/	/	/	61	143	/	/	/	80	143	/	/	/	80	143	/	/	/	80	143
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	100		161	-86	-46	179		292	-65	-31	236		325	-27	-16	306		365	-9	-4	324		375	3	6	
幸手市	量の見込み	705	289		32	172	638	259		32	164	607	237		32	156	579	229		32	148	604	224		32	141
			-	289				-	259				-	237				-	229				-	224		
	提供体制	1,115		323	42	158	1,080		323	42	158	1,045		323	42	158	1,045		323	42	158	1,045		323	42	158
	うち特定教育・保育施設	70		323	42	158	35		323	42	158			323	42	158			323	42	158			323	42	158
	うち特定地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	うち認可外(地方単独事業)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	410		34	10	-14	442		64	10	-6	438		86	10	2	466		94	10	10	441		99	10	17	

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度												
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号										
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳					
鶴ヶ島市	量の見込み	860	678		97	422	827	678		93	424	729	704		92	423	668	704		95	426	622	704		96	432				
			-	678				-	678				-	704				-	704				-	704						
	提供体制	1,470	624		90	404	1,470	624		90	404	1,425	669		93	414	1,425	669		93	414	1,425	669		93	414				
	うち特定教育・保育施設	115	611		63	299	115	611		63	299	230	656		66	309	230	656		66	309	230	656		66	309				
	うち特定地域型保育事業	/	/		21	81	/	/		21	81	/	/		21	81	/	/		21	81	/	/		21	81				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/		13	24	/	/		13	24	/	/		13	24	/	/		13	24	/	/		13	24				
	広域利用による提供体制確保	175	43		4	18	135	43		4	18	100	43		4	18	60	43		4	18	10	43		4	18				
提供体制確保の状況 ※2	785	-11		-3		778	-11		1	-2	796	8		5	9	817	8		2	6	813	8		1						
日高市	量の見込み	486	608		62	289	471	593		60	273	442	560		59	274	423	536		59	260	402	518		58	253				
			100	508				100	493				100	460				100	436				100	418						
	提供体制	780	746		63	284	780	746		63	284	780	746		63	284	780	746		63	284	780	746		63	284				
	うち特定教育・保育施設	240	646		57	259	240	646		57	259	240	646		57	259	240	646		57	259	240	646		57	259				
	うち特定地域型保育事業	/	/		6	25	/	/		6	25	/	/		6	25	/	/		6	25	/	/		6	25				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/				/	/				/	/				/	/				/	/							
	広域利用による提供体制確保	90	15			10	90	15			10	90	15			10	90	15			10	90	15			10				
提供体制確保の状況 ※2	384	-100		253	1	5	399	-100		268	3	21	428	-100		301	4	20	447	-100		325	4	34	468	-100		343	5	41
吉川市	量の見込み	1,245	667		123	498	1,255	684		129	504	1,249	680		130	526	1,254	686		135	539	1,258	688		140	551				
			-	667				-	684				-	680				-	686				-	688						
	提供体制	1,760	851		130	516	1,760	851		130	516	1,760	851		133	532	1,760	911		139	556	1,760	911		142	572				
	うち特定教育・保育施設	15	845		104	388	15	845		104	388	15	845		104	388	15	905		110	412	15	905		110	412				
	うち特定地域型保育事業	/	/		21	111	/	/		21	111	/	/		24	127	/	/		24	127	/	/		27	143				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/		6	17	/	/		6	17	/	/		6	17	/	/		6	17	/	/		6	17				
	広域利用による提供体制確保																													
提供体制確保の状況 ※2	515	184		7	18	505	167		1	12	511	171		3	6	506	225		4	17	502	223		2	21					
ふじみ野市	量の見込み	1,800	1,324		216	874	1,792	1,318		215	870	1,782	1,311		214	866	1,776	1,306		213	862	1,766	1,299		212	857				
			-	1,324				-	1,318				-	1,311				-	1,306				-	1,299						
	提供体制	2,180	1,535		216	849	2,180	1,535		216	849	2,180	1,535		216	849	2,180	1,535		216	849	2,180	1,535		216	849				
	うち特定教育・保育施設	355	1,374		193	741	355	1,374		193	741	355	1,374		193	741	355	1,374		193	741	355	1,374		193	741				
	うち特定地域型保育事業	/	/		10	67	/	/		10	67	/	/		10	67	/	/		10	67	/	/		10	67				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/		161	13	41	/		161	13	41	/		161	13	41	/		161	13	41	/		161	13	41			
	広域利用による提供体制確保	710	25		2	19	710	25		2	19	710	25		2	19	710	25		2	19	710	25		2	19				
提供体制確保の状況 ※2	1,090	236		2	-6	1,098	242		3	-2	1,108	249		4	2	1,114	254		5	6	1,124	261		6	11					
白岡市	量の見込み	859	433		52	306	847	435		54	299	847	429		56	299	853	432		58	299	839	425		59	299				
			-	433				-	435				-	429				-	432				-	425						
	提供体制	1,060	346		50	245	1,060	400		56	275	1,060	400		56	275	1,060	400		56	275	1,060	454		62	305				
	うち特定教育・保育施設		346		29	152		400		35	182		400		35	182		400		35	182		454		41	212				
	うち特定地域型保育事業	/	/		21	93	/	/		21	93	/	/		21	93	/	/		21	93	/	/		21	93				
	うち認可外(地方単独事業)	/	/				/	/				/	/				/	/				/	/							
	広域利用による提供体制確保	129	11			4	129	11			4	129	11			4	129	11			4	129	11			4				
提供体制確保の状況 ※2	330	-76		-2	-57	342	-24		2	-20	342	-18			-20	336	-21		-2	-20	350	40		3	10					

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号						
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	
伊奈町	量の見込み	652	410		63	275	626	407		62	270	596	395		61	262	585	392		61	257	564	387		61	255
			-	410				-	407				-	395				-	392				-	387		
	提供体制	770		425	65	280	770		425	65	280	770		425	65	280	770		425	65	280	770		425	65	280
	うち特定教育・保育施設	250		425	56	232	250		425	56	232	250		425	56	232	250		425	56	232	250		425	56	232
	うち特定地域型保育事業				9	48				9	48				9	48				9	48				9	48
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	118		15	2	5	144		18	3	10	174		30	4	18	185		33	4	23	206		38	4	25	
三芳町	量の見込み	538	326		40	194	500	307		41	202	486	303		42	194	472	298		43	192	473	302		44	191
			-	326				-	307				-	303				-	298				-	302		
	提供体制	695		346	65	216	695		346	65	216	695		346	65	216	695		346	65	216	695		346	65	216
	うち特定教育・保育施設	695		346	56	178	695		346	56	178	695		346	56	178	695		346	56	178	695		346	56	178
	うち特定地域型保育事業				9	38				9	38				9	38				9	38				9	38
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2	157		20	25	22	195		39	24	14	209		43	23	22	223		48	22	24	222		44	21	25	
毛呂山町	量の見込み	160	330		40	150	150	320		40	150	140	310		40	140	130	300		40	140	130	300		40	140
			40	290				30	290				30	280				30	270				30	270		
	提供体制	415		290	48	178	415		290	48	178	415		290	48	178	415		290	48	178	415		290	48	178
	うち特定教育・保育施設	415		290	45	166	415		290	45	166	415		290	45	166	415		290	45	166	415		290	45	166
	うち特定地域型保育事業				3	12				3	12				3	12				3	12				3	12
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保			5	1				5	1				5	1				5	1				5	1	
提供体制確保の状況 ※2	255	-40	5	9	28	265	-30	5	9	28	275	-30	15	9	38	285	-30	25	9	38	285	-30	25	9	38	
越生町	量の見込み	55	100		10	50	50	95		10	50	45	85		10	50	45	85		10	50	45	85		10	50
			5	95				5	90				5	80				5	80				5	80		
	提供体制	55	5	95	10	50	50	5	90	10	50	45	5	80	10	50	45	5	80	10	50	45	5	80	10	50
	うち特定教育・保育施設	55		95	10	50	50		90	10	50	45		80	10	50	45		80	10	50	45		80	10	50
	うち特定地域型保育事業																									
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保																									
提供体制確保の状況 ※2																										
滑川町	量の見込み	241	427		70	242	254	447		71	256	255	450		72	254	256	452		74	256	266	471		76	261
			-	427				-	447				-	450				-	452				-	471		
	提供体制	280		290	45	191	280		331	48	184	280		370	56	207	280		418	68	234	280		472	76	261
	うち特定教育・保育施設	280		290	45	167	280		331	48	184	280		370	56	207	280		418	68	234	280		472	76	261
	うち特定地域型保育事業																									
	うち認可外(地方単独事業)					24																				
	広域利用による提供体制確保			29		5			21		3			13					5					3		
提供体制確保の状況 ※2	39		-108	-25	-46	26		-95	-23	-69	25		-67	-16	-47	24		-29	-6	-22	14		4			

	1号	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号						
		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳					
嵐山町	量の見込み	117	196		18	94	112	188		18	89	99	168		18	93	98	166		17	91	94	160		17	90
			-	196				-	188				-	168				-	166				-	160		
	提供体制	100	177	17	91	100	171	17	91	100	171	17	91	100	171	17	91	100	171	17	91	100	171	17	91	
	うち特定教育・保育施設	100	176	11	79	100	170	11	79	100	170	11	79	100	170	11	79	100	170	11	79	100	170	11	79	
	うち特定地域型保育事業			6	12			6	12			6	12			6	12			6	12			6	12	
	うち認可外(地方単独事業)		1				1				1				1				1				1			
	広域利用による提供体制確保	36	20	2	5	36	20	2	5	36	20	2	5	36	20	2	5	36	20	2	5	36	20	2	5	
提供体制確保の状況 ※2	19	1	1	2	24	3	1	7	37	23	1	3	38	25	2	5	42	31	2	6						
小川町	量の見込み	770	386		20	130	770	386		20	130	770	386		20	130	770	375		20	130	770	375		20	130
			-	386				-	386				-	386				-	375				-	375		
	提供体制	700	420	18	125	700	420	18	125	700	420	16	121	700	415	16	119	700	415	16	119	700	415	16	119	
	うち特定教育・保育施設		370	18	125		370	18	125		370	13	117		365	13	115		365	13	115		365	13	115	
	うち特定地域型保育事業											3	4			3	4								3	4
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保	32	8		4	32	8		3	32	9		3	32	9		3	32	9		3	32	9		4	
提供体制確保の状況 ※2	-38	42	-2	-1	-38	42	-2	-2	-38	43	-4	-6	-38	49	-4	-8	-38	49	-4	-8	-38	49	-4	-7		
川島町	量の見込み	207	117		14	99	187	105		14	99	191	107		14	99	190	107		14	99	178	100		14	99
			-	117				-	105				-	107				-	107				-	100		
	提供体制	280	145	12	92	280	145	12	92	280	145	12	92	280	145	12	92	280	145	12	92	280	145	12	92	
	うち特定教育・保育施設		145	12	88		145	12	88		145	12	88		145	12	88		145	12	88		145	12	88	
	うち特定地域型保育事業				4				4				4				4				4				4	
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保	25	7	2	7	25	7	2	7	25	7	2	7	25	7	2	7	25	7	2	7	25	7	2	7	
提供体制確保の状況 ※2	98	35			118	47			114	45			115	45			127	52								
吉見町	量の見込み	145	145		15	78	134	138		15	79	121	129		15	82	110	123		15	80	103	120		15	79
			-	145				-	138				-	129				-	123				-	120		
	提供体制	360	168	15	84	360	168	15	84	360	168	15	84	360	168	15	84	360	168	15	84	360	168	15	84	
	うち特定教育・保育施設		168	15	84		168	15	84		168	15	84		168	15	84		168	15	84		168	15	84	
	うち特定地域型保育事業																									
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保	38	8		5	38	8		5	38	8		5	38	8		5	38	8		5	38	8		5	
提供体制確保の状況 ※2	253	31		11	264	38		10	277	47		7	288	53		9	295	56		10						
鳩山町	量の見込み	63	106		11	77	63	106		11	77	63	106		11	77	63	106		11	77	63	106		11	77
			9	97				9	97				9	97				9	97				9	97		
	提供体制	67	19	68	11	71	73	19	69	11	70	70	19	68	11	71	71	19	68	11	68	66	18	67	11	68
	うち特定教育・保育施設	67	19	68	10	68	73	19	69	10	67	70	19	68	10	68	71	19	68	10	65	66	18	67	10	65
	うち特定地域型保育事業				1	3				1	3				1	3				1	3				1	3
	うち認可外(地方単独事業)																									
	広域利用による提供体制確保	25	1			25	1			25	1			25	1			25	1			25	1			
提供体制確保の状況 ※2	29	10	-28		-6	35	10	-27		-7	32	10	-28		-6	33	10	-28		-9	28	9	-29		-9	

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳
ときがわ町	量の見込み	55	151		17	64	55	143		17	64	54	135		17	64	54	135		17	64
			-	151				-	143				-	135				-	135		
	提供体制	80	229		17	64	80	229		17	64	80	229		17	64	80	229		17	64
	うち特定教育・保育施設	80	229		17	64	80	229		17	64	80	229		17	64	80	229		17	64
	うち特定地域型保育事業																				
	うち認可外(地方単独事業)																				
	広域利用による提供体制確保		2					2					2					2			
提供体制確保の状況 ※2	25	80				25	88				26	96				26	96				
横瀬町	量の見込み	62	92		4	62	63	94		5	62	63	95		5	60	56	83		5	58
			5	87				5	89				5	90				4	85		
	提供体制	90	5	112	11	78	90	5	112	11	78	90	5	112	11	78	90	4	113	11	78
	うち特定教育・保育施設	90	5	112	11	78	90	5	112	11	78	90	5	112	11	78	90	4	113	11	78
	うち特定地域型保育事業																				
	うち認可外(地方単独事業)																				
	広域利用による提供体制確保	13	25		1	16	13	25		1	16	13	23		1	16	13	20		1	16
提供体制確保の状況 ※2	41	50		8	32	40	48		7	32	40	45		7	32	44	48		7	34	
皆野町	量の見込み	58	103		13	58	56	100		13	56	55	97		11	53	50	89		11	48
			-	103				-	100				-	97				-	89		
	提供体制	196	96		16	68	196	96		16	68	196	96		16	68	196	96		16	68
	うち特定教育・保育施設	196	96		16	68	196	96		16	68	196	96		16	68	196	96		16	68
	うち特定地域型保育事業																				
	うち認可外(地方単独事業)																				
	広域利用による提供体制確保	2	15			8		15			8		15			8		15			8
提供体制確保の状況 ※2	140	8		3	18	140	11		3	20	141	14		5	23	146	22		5	26	
長瀬町	量の見込み	19	96		8	35	18	81		8	36	17	77		7	36	13	66		7	34
			5	91				5	76				5	72				3	63		
	提供体制	36	12	96	9	45	36	12	96	9	45	36	12	96	9	45	36	12	96	9	45
	うち特定教育・保育施設	36	12	96	9	45	36	12	96	9	45	36	12	96	9	45	36	12	96	9	45
	うち特定地域型保育事業																				
	うち認可外(地方単独事業)																				
	広域利用による提供体制確保		2			3		3			2		5			2		3			2
提供体制確保の状況 ※2	17	7	7	1	13	18	7	23	1	11	19	7	29	2	9	23	9	36	2	11	
小鹿野町	量の見込み	30	117		18	70	30	110		20	70	30	95		20	70	30	95		20	70
			-	117				-	110				-	95				-	95		
	提供体制	30	110		20	70	30	110		20	70	30	110		20	70	30	110		20	70
	うち特定教育・保育施設	30	110		20	70	30	110		20	70	30	110		20	70	30	110		20	70
	うち特定地域型保育事業																				
	うち認可外(地方単独事業)																				
	広域利用による提供体制確保		13			4		13			4		13			2		13			2
提供体制確保の状況 ※2		6		2	4		13			4		28			2		28			2	

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度													
		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号											
			幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳		幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳	幼児期の学校 教育の 利用希望が 強い ※1	左記以 外	0歳	1・2歳						
東秩父村	量の見込み	2	31		4	15	2	28		4	15	2	25		4	11	2	23		4	11	2	21		4	11					
			-	31				-	28				-	25				-	23				-	21							
	提供体制		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		
	うち特定教育・保育施設		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		40	3	17		
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
広域利用による提供体制確保	2		6	2	4	2		6	2	4	2		6	2	4	2		6	2	4	2		6	2	4	2		6	2	4	
提供体制確保の状況 ※2			15	1	6			18	1	6			21	1	10			23	1	10			25	1	10			25	1	10	
美里町	量の見込み	32	180		14	79	32	180		14	72	30	172		13	69	29	167		12	66	27	155		12	63					
			-	180				-	180				-	172				-	167				-	155							
	提供体制	210		180	20	90	210		180	20	90	210		180	20	90	210		180	20	90	210		180	20	90	210		180	20	90
	うち特定教育・保育施設			180	20	90			180	20	90			180	20	90			180	20	90			180	20	90		180	20	90	
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
広域利用による提供体制確保																															
提供体制確保の状況 ※2	178			6	11	178			6	18	180			8	7	21	181			13	8	24	183			25	8	27			
神川町	量の見込み	114	169		25	89	114	171		25	79	103	159		26	93	95	154		26	92	87	146		27	94					
			-	169				-	171				-	159				-	154				-	146							
	提供体制	180		158	15	77	180		158	15	77	180		170	21	89	180		170	21	89	180		170	21	89	180		170	21	89
	うち特定教育・保育施設	180		158	15	77	180		158	15	77	180		170	21	89	180		170	21	89	180		170	21	89	180		170	21	89
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
広域利用による提供体制確保																															
提供体制確保の状況 ※2	66		-11	-10	-12	66		-13	-10	-2	77			11	-5	-4	85			16	-5	-3	93			24	-6	-5			
上里町	量の見込み	228	404		47	286	223	375		47	262	219	355		46	257	218	338		45	254	209	312		44	250					
			-	404				-	375				-	355				-	338				-	312							
	提供体制	430		414	56	200	430		414	56	200	430		414	56	200	430		414	56	200	430		414	56	200	430		414	56	200
	うち特定教育・保育施設	15		414	56	200	15		414	56	200	15		414	56	200	15		414	56	200	15		414	56	200	15		414	56	200
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
広域利用による提供体制確保			86	5	32			86	5	32			86	5	32			86	5	32			86	5	32		86	5	32		
提供体制確保の状況 ※2	202		96	14	-54	207		125	14	-30	211			145	15	-25	212			162	16	-22	221			188	17	-18			
寄居町	量の見込み	178	422		60	266	178	422		60	266	178	422		60	266	178	422		60	266	178	422		60	266					
			-	422				-	422				-	422				-	422				-	422							
	提供体制	280		398	57	251	280		398	57	251	280		398	57	251	280		398	57	251	280		398	57	251	280		398	57	251
	うち特定教育・保育施設			395	48	232			395	48	232			395	48	232			395	48	232			395	48	232		395	48	232	
	うち特定地域型保育事業				6	13				6	13				6	13					6	13				6	13		6	13	
	うち認可外(地方単独事業)			3	3	6			3	3	6			3	3	6			3	3	6			3	3	6		3	3	6	
広域利用による提供体制確保	10		29	3	15	10		29	3	15	10		29	3	15	10		29	3	15	10		29	3	15	10		29	3	15	
提供体制確保の状況 ※2	112		5			112		5			112		5			112		5			112		5			112		5			

	1号	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度									
		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号							
		幼児期の学校教育の利用希望が強い ※1	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い ※1	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い ※1	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い ※1	左記以外	0歳	1・2歳	幼児期の学校教育の利用希望が強い ※1	左記以外	0歳	1・2歳						
宮代町	量の見込み	322	354		26	203	314	344		27	199	302	330		28	197	282	308		29	194	279	305		30	193	
			80	274				78	266				75	255				70	238				70	235			
	提供体制	755		232	40	185	755		232	43	201	755		268	49	219	755		268	49	219	755		268	49	219	
	うち特定教育・保育施設			232	34	154			232	34	154			268	40	172			268	40	172			268	40	172	
	うち特定地域型保育事業				6	31				9	47				9	47				9	47				9	47	
	うち認可外(地方単独事業)																										
	広域利用による提供体制確保																										
提供体制確保の状況 ※2	433	-80	-42	14	-18	441	-78	-34	16	2	453	-75	13	21	22	473	-70	30	20	25	476	-70	33	19	26		
杉戸町	量の見込み	465	406		46	202	439	384		48	204	430	376		51	203	398	347		53	199	389	340		54	196	
			162	244				153	231				150	226				138	209				135	205			
	提供体制	985		309	44	154	985		309	44	154	985		309	50	174	985		369	56	204	985		369	56	204	
	うち特定教育・保育施設	585		309	44	154	585		309	44	154	585		309	44	154	585		369	50	184	585		369	50	184	
	うち特定地域型保育事業														6	20				6	20					6	20
	うち認可外(地方単独事業)																										
	広域利用による提供体制確保																										
提供体制確保の状況 ※2	520	-162	65	-2	-48	546	-153	78	-4	-50	555	-150	83	-1	-29	587	-138	160	3	5	596	-135	164	2	8		
松伏町	量の見込み	277	349		24	133	281	354		23	135	272	343		23	146	260	328		23	143	262	330		22	140	
			85	264				86	268				83	260				80	248				80	250			
	提供体制	345	85	268	26	146	345	86	268	26	146	345	83	268	26	146	345	80	268	26	146	345	80	268	26	146	
	うち特定教育・保育施設	145		268	26	146	145		268	26	146	145		268	26	146	145		268	26	146	145		268	26	146	
	うち特定地域型保育事業																										
	うち認可外(地方単独事業)																										
	広域利用による提供体制確保	120					120					120					120					120					
提供体制確保の状況 ※2	188		4	2	13	184			3	11	193		8	3		205		20	3	3	203		18	4	6		

※1 2号認定の量の見込み「幼児期の学校教育の利用希望の強い」について区分をしていない場合、当該欄に「-」と表記している。

※2 「幼児期の学校教育の利用希望の強い」の量の見込みに係る確保方針については、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう調整している。

3. 教育・保育施設、地域型保育事業の「従事者数」

「2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」」の数値等から、保育教諭等の従事者数を推計

(単位:人)

	職種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県全体	保育教諭 1)	3,089	3,292	3,470	3,579	3,684
	保育士 2)	29,778	30,410	30,930	31,329	31,669
	幼稚園教諭 3)	5,711	5,590	5,486	5,423	5,361
	保育従事者 4)	0	0	0	0	0
	家庭的保育者 5)	11	13	15	17	19
	家庭的保育補助者 6)	10	12	14	16	18

- 1) 幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」の人数
- 2) 保育所、幼保連携型以外の認定こども園及び地域型保育事業に従事する「保育士」の人数
- 3) 幼稚園または幼稚園型認定こども園に勤務する「幼稚園教諭」の人数
- 4) 地域型保育事業に従事する「保育従事者(保育士資格を有していない)」の人数
- 5) 地域型保育事業に従事する「家庭的保育者」の人数
- 6) 地域型保育事業に従事する「家庭的保育補助者」の人数

4. 地域子ども・子育て支援事業(市町村事業)の「量の見込」と「提供体制」

基準日:各年度の3月31日現在

(1) 県全体

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
県計	放課後児童クラブ 1)	量の見込(人)	74,163	75,991	77,210	77,973	78,154
		提供体制(人)	76,856	79,399	80,925	81,980	82,631
	地域子育て支援拠点 2)	提供体制(か所)	580	586	594	599	606
	延長保育事業 3)	提供体制(人)	71,726	73,305	74,090	74,746	75,750
	一時預かり事業 4)	提供体制(人日)	677,150	683,082	686,183	691,777	691,777
	病児保育事業 5)	提供体制(人日)	58,934	61,883	62,183	62,519	63,529

- 1) 子ども・子育て支援法(以下、「法」)第59条に定める「放課後児童健全育成事業」の『実人数』を記載
- 2) 法第59条に定める「地域子育て支援拠点事業」及び地方単独事業による地域子育て支援拠点の『実施か所数』を記載
- 3) 法第59条に定める「時間外保育事業」の『実人数』を記載
- 4) 法第59条に定める「一時預かり」事業のうち、「幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり」の『のべ人数』を記載
- 5) 法第59条に定める「病児保育事業」の『のべ人数』を記載

(2) 県内市町村

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
さいたま市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	13,089	14,025	14,389	14,880	14,961
		提供体制(人)	13,089	14,025	14,389	14,880	14,961
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	96	96	96	96	96
	延長保育事業	提供体制(人)	5,566	6,138	6,446	6,754	7,062
	一時預かり事業	提供体制(人日)	30,300	30,300	30,300	30,300	30,300
	病児保育事業	提供体制(人日)	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
川越市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	3,022	3,159	3,294	3,409	3,556
		提供体制(人)	3,934	4,094	4,214	4,334	4,454
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	24	25	26	26	26
	延長保育事業	提供体制(人)	2,374	2,342	2,319	2,266	2,237
	一時預かり事業	提供体制(人日)	58,080	63,480	65,520	65,280	65,520
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
熊谷市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	2,659	2,757	2,852	2,923	2,988
		提供体制(人)	2,631	2,741	2,846	2,926	2,996
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	19	19	19	19	19
	延長保育事業	提供体制(人)	168	168	168	168	168
	一時預かり事業	提供体制(人日)	21,558	21,558	21,558	21,558	21,558
	病児保育事業	提供体制(人日)	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
川口市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	5,616	5,646	5,745	5,771	5,701
		提供体制(人)	5,616	5,646	5,745	5,771	5,701
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	54	56	59	61	61
	延長保育事業	提供体制(人)	7,851	7,795	7,761	7,760	7,813
	一時預かり事業	提供体制(人日)	8,460	8,460	8,460	8,460	8,460
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,060	1,140	1,330	1,330	1,330
行田市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	893	863	862	822	773
		提供体制(人)	867	867	867	867	867
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	7	7	7	7	7
	延長保育事業	提供体制(人)	183	174	168	163	159
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	病児保育事業	提供体制(人日)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
秩父市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	820	820	800	790	780
		提供体制(人)	820	820	800	790	780
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	7	7	7	7	7
	延長保育事業	提供体制(人)	150	148	145	140	138
	一時預かり事業	提供体制(人日)	500	500	500	500	500
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
所沢市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	2,557	2,578	2,679	2,597	2,585
		提供体制(人)	2,475	2,595	2,679	2,679	2,679
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	26	26	26	26	26
	延長保育事業	提供体制(人)	5,729	5,941	5,979	5,979	5,979
	一時預かり事業	提供体制(人日)	87,000	87,000	87,000	87,000	87,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
飯能市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	903	914	941	935	944
		提供体制(人)	982	1,042	1,127	1,127	1,147
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	346	359	365	376	380
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,440	7,440	8,928	10,416	10,416
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
加須市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,414	1,391	1,362	1,333	1,325
		提供体制(人)	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	20	20	20	20	20
	延長保育事業	提供体制(人)	786	877	978	1,091	1,217
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,211	1,164	1,118	1,074	1,032
	病児保育事業	提供体制(人日)	415	399	383	368	354

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
本 庄 市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	906	910	914	916	918
		提供体制(人)	913	913	933	933	933
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	10	10	10	10	10
	延長保育事業	提供体制(人)	2,024	2,024	2,024	2,024	2,024
	一時預かり事業	提供体制(人日)	25,426	25,426	25,426	25,426	25,426
	病児保育事業	提供体制(人日)	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137
東 松 山 市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	970	967	964	961	958
		提供体制(人)	970	970	970	970	970
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	1,267	1,267	1,267	1,267	1,267
	一時預かり事業	提供体制(人日)	14,400	14,400	14,400	14,400	14,400
	病児保育事業	提供体制(人日)	960	960	960	960	960
春 日 部 市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,855	1,835	1,829	1,816	1,793
		提供体制(人)	2,011	2,011	2,011	2,011	2,011
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	12	12	12	12	12
	延長保育事業	提供体制(人)	500	498	498	499	500
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,840	6,424	6,424	6,424	6,424
	病児保育事業	提供体制(人日)	584	1,460	1,460	1,460	1,460
狭 山 市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,219	1,293	1,267	1,282	1,298
		提供体制(人)	1,160	1,190	1,260	1,300	1,450
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	10	10
	延長保育事業	提供体制(人)	630	650	690	710	730
	一時預かり事業	提供体制(人日)	35,302	35,302	35,302	37,742	37,742
	病児保育事業	提供体制(人日)	732	732	732	732	732
羽 生 市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	470	462	457	456	459
		提供体制(人)	510	510	510	510	510
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	230	230	230	230	230
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	600	600	600	600	1,500
鴻 巣 市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,329	1,330	1,330	1,329	1,327
		提供体制(人)	1,792	1,822	1,822	1,822	1,852
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	1,029	1,131	1,244	1,368	1,504
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,904	2,759	2,621	2,489	2,364
	病児保育事業	提供体制(人日)	960	960	960	960	960

		事業等名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
深谷市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	2,803	2,926	3,027	3,081	3,129
		提供体制(人)	2,329	2,329	2,329	2,329	2,329
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	16	17	17	17	17
	延長保育事業	提供体制(人)	3,573	3,578	3,578	3,578	3,578
	一時預かり事業	提供体制(人日)	34,716	34,716	34,716	34,716	34,716
	病児保育事業	提供体制(人日)	980	980	980	980	980
上尾市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	2,067	2,144	2,228	2,305	2,359
		提供体制(人)	2,347	2,347	2,347	2,347	2,387
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	13	13	13	13	13
	延長保育事業	提供体制(人)	2,264	2,303	2,334	2,364	2,402
	一時預かり事業	提供体制(人日)	9,083	9,583	9,583	9,583	9,583
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,113	1,134	1,155	1,179	1,210
草加市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	2,531	2,622	2,702	2,685	2,682
		提供体制(人)	2,845	2,985	3,078	3,078	3,098
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	514	506	496	495	497
	一時預かり事業	提供体制(人日)	9,558	9,538	9,470	9,394	9,394
	病児保育事業	提供体制(人日)	2,086	2,057	2,026	2,006	2,004
越谷市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	3,104	3,194	3,243	3,325	3,375
		提供体制(人)	3,050	3,125	3,200	3,275	3,350
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	19	19	19	19	19
	延長保育事業	提供体制(人)	5,416	5,416	5,416	5,416	5,416
	一時預かり事業	提供体制(人日)	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
蕨市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	779	786	788	802	792
		提供体制(人)	685	725	765	805	805
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	696	691	682	665	661
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,154	2,138	2,111	2,051	2,041
	病児保育事業	提供体制(人日)	374	403	432	460	490
戸田市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,939	2,026	2,019	1,985	1,911
		提供体制(人)	2,067	2,174	2,174	2,174	2,199
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	23	23	23	23	23
	延長保育事業	提供体制(人)	3,793	3,793	3,793	3,793	3,793
	一時預かり事業	提供体制(人日)	31,596	31,596	31,596	31,596	31,596
	病児保育事業	提供体制(人日)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
入間市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,094	1,084	1,062	1,047	1,029
		提供体制(人)	1,136	1,146	1,190	1,190	1,190
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	8	8	9	9	12
	延長保育事業	提供体制(人)	1,382	1,382	1,382	1,382	1,382
	一時預かり事業	提供体制(人日)	23,620	23,620	23,620	26,020	26,020
	病児保育事業	提供体制(人日)	960	960	960	960	960
朝霞市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,770	1,790	1,810	1,830	1,850
		提供体制(人)	1,650	1,730	1,770	1,810	1,850
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	3,514	3,593	3,612	3,631	3,650
	一時預かり事業	提供体制(人日)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
志木市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	366	362	357	353	342
		提供体制(人)	510	510	510	510	510
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	6
	延長保育事業	提供体制(人)	891	917	937	954	982
	一時預かり事業	提供体制(人日)	4,653	4,505	4,412	4,181	4,078
	病児保育事業	提供体制(人日)	732	732	732	732	732
和光市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	935	960	1,004	1,050	1,051
		提供体制(人)	909	1,039	1,039	1,059	1,059
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	2,083	2,183	2,273	2,283	2,391
	一時預かり事業	提供体制(人日)	16,835	16,835	16,835	16,835	16,835
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
新座市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,582	1,601	1,630	1,660	1,643
		提供体制(人)	1,384	1,528	1,558	1,598	1,645
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	10	11	13	15	17
	延長保育事業	提供体制(人)	2,686	2,704	2,712	2,735	2,787
	一時預かり事業	提供体制(人日)	35,405	35,322	35,405	35,540	35,540
	病児保育事業	提供体制(人日)	492	492	492	492	494
桶川市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	777	772	757	742	731
		提供体制(人)	714	751	781	781	781
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	7
	延長保育事業	提供体制(人)	660	660	660	660	660
	一時預かり事業	提供体制(人日)	4,392	4,392	4,392	4,392	4,392
	病児保育事業	提供体制(人日)	976	976	976	976	976

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
久喜市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,269	1,269	1,288	1,291	1,298
		提供体制(人)	1,242	1,277	1,312	1,312	1,312
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	19	19	19	19	19
	延長保育事業	提供体制(人)	977	1,146	1,151	1,156	1,156
	一時預かり事業	提供体制(人日)	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,758	1,758	1,758	1,758	1,758
北本市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	646	633	613	608	597
		提供体制(人)	659	659	659	659	659
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	937	937	937	937	937
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
	病児保育事業	提供体制(人日)	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
八潮市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	654	681	708	708	708
		提供体制(人)	610	670	710	710	710
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	7	8	8	8	8
	延長保育事業	提供体制(人)	228	238	247	260	273
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,227	3,375	3,504	3,684	3,875
	病児保育事業	提供体制(人日)	350	355	362	372	383
富士見市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,414	1,453	1,485	1,487	1,482
		提供体制(人)	1,414	1,453	1,485	1,487	1,482
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	10	10	10
	延長保育事業	提供体制(人)	2,218	2,218	2,237	2,237	2,237
	一時預かり事業	提供体制(人日)	8,197	8,147	8,034	7,966	7,917
	病児保育事業	提供体制(人日)	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
三郷市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,262	1,308	1,353	1,380	1,399
		提供体制(人)	1,609	1,609	1,685	1,685	1,685
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110
	一時預かり事業	提供体制(人日)	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
	病児保育事業	提供体制(人日)	960	1,920	1,920	1,920	1,920
蓮田市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	547	536	523	522	521
		提供体制(人)	591	591	591	591	591
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	9	9	9	9	9
	延長保育事業	提供体制(人)	415	415	415	415	415
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,610	7,610	7,610	7,610	7,610
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
坂戸市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	689	663	665	578	586
		提供体制(人)	926	946	946	946	946
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	1,662	1,772	1,806	1,821	1,830
	一時預かり事業	提供体制(人日)	37,885	37,885	37,885	37,885	37,885
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
幸手市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	436	436	436	436	436
		提供体制(人)	470	470	470	470	470
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	498	521	544	567	590
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
	病児保育事業	提供体制(人日)	100	102	105	107	109
鶴ヶ島市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	868	872	888	903	915
		提供体制(人)	868	872	888	903	915
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	636	640	641	642	647
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,257	5,113	4,949	4,797	4,682
	病児保育事業	提供体制(人日)	625	611	625	628	631
日高市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	791	743	721	695	667
		提供体制(人)	791	743	721	695	667
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	4	4	4	4	4
	延長保育事業	提供体制(人)	200	200	200	200	200
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
吉川市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	880	880	880	880	880
		提供体制(人)	880	880	880	880	880
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	348	362	375	390	404
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
ふじみ野市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	1,157	1,208	1,261	1,312	1,365
		提供体制(人)	1,402	1,422	1,432	1,432	1,432
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	12	12	12	12	12
	延長保育事業	提供体制(人)	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
	一時預かり事業	提供体制(人日)	15,740	15,740	15,740	15,740	15,740
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,750	1,750	1,750	2,000	2,000

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
白岡市	放課後児童クラブ	量の見込(人)	673	700	732	779	819
		提供体制(人)	567	627	687	747	807
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	4	4	4	4	4
	延長保育事業	提供体制(人)	641	731	731	731	821
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	病児保育事業	提供体制(人日)	240	240	240	240	240
伊奈町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	534	520	499	475	445
		提供体制(人)	620	620	620	620	620
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	延長保育事業	提供体制(人)	537	537	537	537	537
	一時預かり事業	提供体制(人日)	7,056	7,056	7,056	7,056	7,056
	病児保育事業	提供体制(人日)	968	968	968	968	968
三芳町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	401	405	407	411	396
		提供体制(人)	331	411	411	411	411
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	4	4	4	4	4
	延長保育事業	提供体制(人)	627	627	627	627	627
	一時預かり事業	提供体制(人日)	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840
	病児保育事業	提供体制(人日)	110	108	104	101	98
毛呂山町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	294	309	305	290	290
		提供体制(人)	310	310	310	310	310
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	220	220	220	220	220
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,544	2,544	2,544	2,544	2,544
	病児保育事業	提供体制(人日)	976	976	976	976	976
越生町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	115	110	100	85	75
		提供体制(人)	115	110	100	85	75
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	15	15	15	15	15
	一時預かり事業	提供体制(人日)	110	110	100	100	100
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
滑川町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	285	286	314	338	347
		提供体制(人)	302	302	325	355	355
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	225	235	235	237	245
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
嵐山町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	195	195	199	195	191
		提供体制(人)	200	200	200	200	200
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	13	12	12	12	11
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
小川町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	349	320	314	287	280
		提供体制(人)	380	380	380	380	380
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	510	510	510	510	510
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
川島町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	180	180	180	180	180
		提供体制(人)	220	220	220	220	220
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	47	43	41	40	38
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	200	200	200	200	200
吉見町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	100	110	120	120	120
		提供体制(人)	80	120	120	120	120
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	50	50	50	50	50
	一時預かり事業	提供体制(人日)	960	960	960	960	960
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
鳩山町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	126	126	127	125	130
		提供体制(人)	126	126	127	125	130
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	89	91	87	86	81
	一時預かり事業	提供体制(人日)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	病児保育事業	提供体制(人日)	742	755	727	719	676
ときがわ町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	127	133	132	138	137
		提供体制(人)	128	133	133	138	138
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	58	58	58	58	58
	一時預かり事業	提供体制(人日)	240	245	250	250	255
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
横瀬町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	50	50	50	50	50
		提供体制(人)	50	50	50	50	50
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	10	10	10	10	10
	一時預かり事業	提供体制(人日)	40	47	55	61	65
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
皆野町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	174	168	160	155	147
		提供体制(人)	174	168	160	155	147
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	113	113	113	113	113
	一時預かり事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	10	10	20
長瀬町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	124	124	118	117	104
		提供体制(人)	124	124	118	117	104
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	28	25	25	23	22
	一時預かり事業	提供体制(人日)	448	416	400	352	352
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
小鹿野町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	189	186	179	173	167
		提供体制(人)	200	200	200	200	200
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	15	15	15	15	15
	一時預かり事業	提供体制(人日)	95	95	95	95	95
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	200	200	200	200
東秩父村	放課後児童クラブ	量の見込(人)	23	23	22	20	20
		提供体制(人)	40	40	40	40	40
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	0	0	0	0	0
	一時預かり事業	提供体制(人日)	144	139	139	125	132
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
美里町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	86	88	79	86	75
		提供体制(人)	95	95	95	95	95
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	6	6	6	6	6
	一時預かり事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0

事業等名称		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
神川町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	182	176	169	164	160
		提供体制(人)	200	200	200	200	200
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	0	0	0	0	0
	一時預かり事業	提供体制(人日)	99	95	91	86	82
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	20	20	20
上里町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	340	351	345	337	342
		提供体制(人)	405	405	405	405	405
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	131	130	132	135	135
	一時預かり事業	提供体制(人日)	1,371	1,378	1,419	1,468	1,486
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0
寄居町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	370	375	380	385	390
		提供体制(人)	405	405	405	405	405
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6	6	6	6	6
	延長保育事業	提供体制(人)	200	200	200	200	200
	一時預かり事業	提供体制(人日)	550	550	550	550	550
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	750	750	750	750
宮代町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	412	441	466	502	514
		提供体制(人)	460	460	460	490	490
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	55	54	53	51	50
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
杉戸町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	397	395	387	380	375
		提供体制(人)	375	375	375	375	375
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	延長保育事業	提供体制(人)	152	146	143	134	130
	一時預かり事業	提供体制(人日)	614	589	575	541	524
	病児保育事業	提供体制(人日)	637	611	596	561	544
松伏町	放課後児童クラブ	量の見込(人)	355	321	293	296	286
		提供体制(人)	355	355	355	355	355
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	延長保育事業	提供体制(人)	330	330	330	330	330
	一時預かり事業	提供体制(人日)	700	700	700	700	700
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0	0

別表 2

参考 「指標 里親等委託率」の推計
令和6年度末までの里親等委託率の計画

(現状値) 平成30年度末時点、里親等委託率 22.1%

県全体	R2	R3	R4	R5	R6
代替養育を必要とする子供数	1,906人	1,908人	1,903人	1,899人	1,871人
里親等への委託(見込)子供数	459人	491人	529人	567人	602人
里親等委託率	24%	26%	28%	30%	32%
(0~3歳未満)	23%	26%	29%	32%	36%
(3歳~就学前)	30%	32%	34%	37%	39%
(学齢期)	23%	25%	26%	28%	30%

「代替養育を必要とする子供数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託の子供数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口(0歳~18歳人口)

過去10年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託の子供数

- ・ 県集計による3月1日時点の施設入所・委託等の子供数。
- ・ 施設入所については児童養護施設及び乳児院の子供数。里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託子供数。

※3 里親等委託率

「里親等への委託(見込)子供数」÷「代替養育を必要とする子供数」×100(%)

埼玉県 福祉部 少子政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3269